

休日の部活動の地域移行に向けた取組について

令和6年1月

全国都道府県教育長協議会第3部会

## 目 次

I 調査研究の趣旨	1
II 調査概要	2
III 調査結果	3
1 部活動ガイドライン・推進計画について	3
2 受け皿・人材確保、協議会設置について	8
3 学校施設・活動場所について	37
4 受益者となる生徒・保護者の負担について	47
5 関係者への周知について	68
6 今後の方向性・進捗状況について	75
IV 調査のまとめ	103
V 調査票	107

## I 調査研究の趣旨

令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が公表した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであることが示されている。また、その際、部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要であると示されている。

さらに、同ガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことが明記されている。

しかし、市区町村によって受け皿となり得る団体や指導者の数は異なり、部活動の地域移行の理想的な実現の形は様々あり、市区町村の希望する地域移行の取組が概算要求で示された令和6年度事業の対象にならないことも考えられるなど、全国的にも多くの課題が山積していると思われる。

これらのことを踏まえ、本調査では、都道府県や市区町村において「休日の部活動の地域移行」を進める上で課題となることや現状を調査し、国施策へ反映していただくことで「休日の部活動の地域移行」の推進を図ることを目的とする。

## II 調査概要

- 1 調査対象  
全国の教育委員会（学校組合教育委員会等を含む）
- 2 回答数・回収率  
47都道府県教育委員会（回収率100%）  
1239市区町村等教育委員会（回収率70%）
- 3 調査方法  
Webフォームによるアンケート調査
- 4 調査期間  
令和5年8月14日～令和5年9月14日
- 5 調査票  
別紙のとおり
- 6 調査内容  
休日の部活動の地域移行に向けた取組について
- 7 研究担当県  
三重県、福岡県

※調査への回答が単数選択方式の項目については、分析結果の割合を表示するが、複数回答可の項目については、回答数のみを記載している。

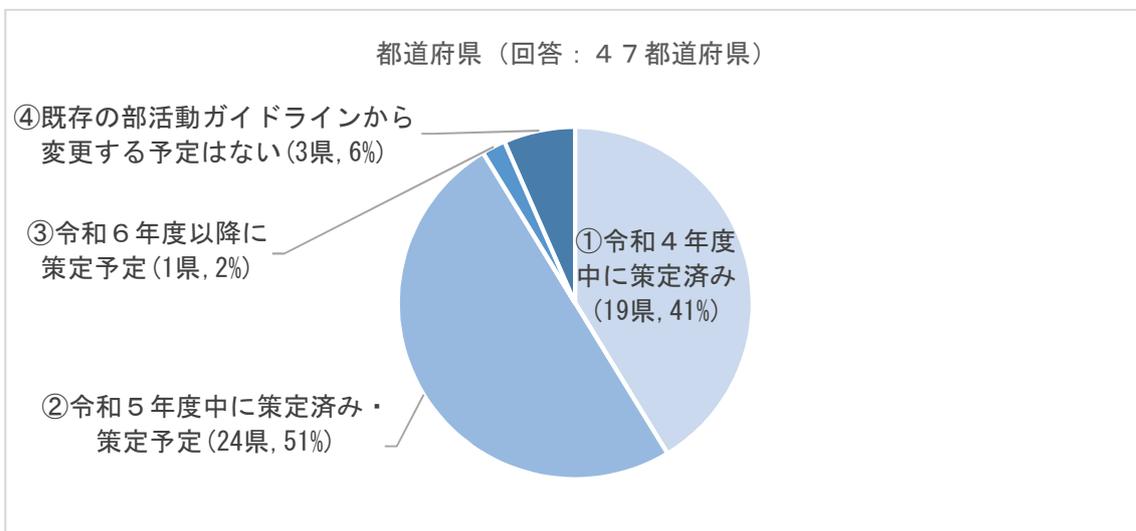
※分析結果の所見については、都道府県は県、市区町村は市と表記を統一する。

### Ⅲ 調査結果

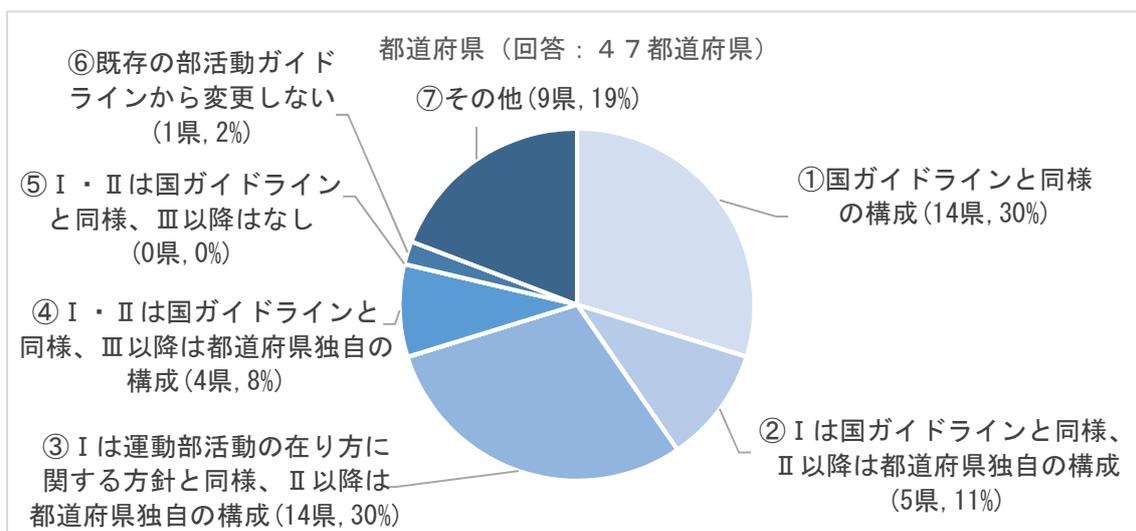
#### 1 部活動ガイドライン・推進計画について

##### (1) 「部活動の在り方に関する方針」の策定状況（予定含む）【都道府県】

「部活動の在り方に関する方針」を「令和4年度中に策定済み」は19県（41%）、「令和5年度中に策定する」は24県（51%）であり、多くの県で令和5年度末までに策定される。



##### (2) 「部活動の在り方に関する方針」の構成（予定含む）【都道府県】



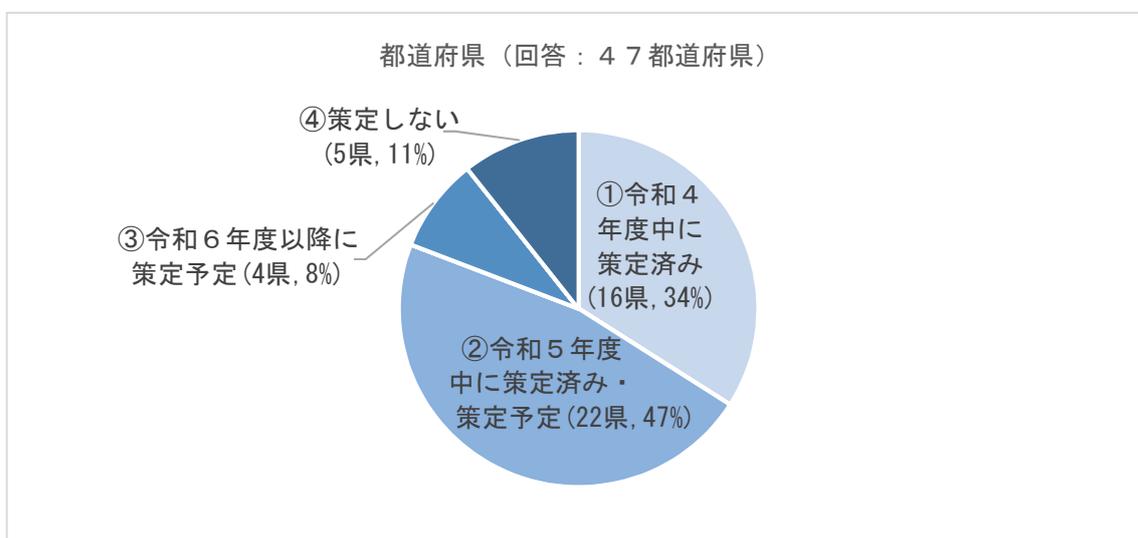
その他の意見（都道府県）

北海道	令和４年１２月国策定の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の「Ⅰ学校部活動」と同様の構成
青森県	「Ⅰ学校部活動」は令和４年１２月国策定の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」と同様であるが、「Ⅱ新たな地域クラブ活動」及び「Ⅳ大会等の在り方の見直し」は都道府県独自の構成、「Ⅲ学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」は記載なし。
千葉県	国と同様であるが、「安全に配慮した体制整備」について追加記載。
静岡県	「Ⅰ学校部活動」は、静岡県部活動ガイドラインに位置づき、「Ⅱ新たな地域クラブ活動」以降を参酌して、地域連携や新たな地域クラブ活動の在り方等について示した。
愛知県	１２月に国が策定したガイドラインでは、今後の方針が不確定のため、休日における地域移行・地域連携のガイドラインのみ策定し、今後の方針に関しては、国の考えが明らかになった段階で策定予定。
京都府	平成３０年国策定の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき府において策定した既存の部活動指導指針に加え、令和４年１２月国策定の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」第Ⅱ章以降の運営の在り方についての記載を踏まえ、一部改正予定。
山口県	「Ⅰ学校部活動」は令和４年１２月国策定の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」と同様に、「Ⅱ新たな地域クラブ活動」以降は記載なし。
香川県	基本的には国のガイドライン（令和４年１２月）と同様の構成としているが、平成３０年度に策定した「香川県部活動ガイドライン」を踏まえて策定したため、一部県独自の構成・内容もある。大きな内容として

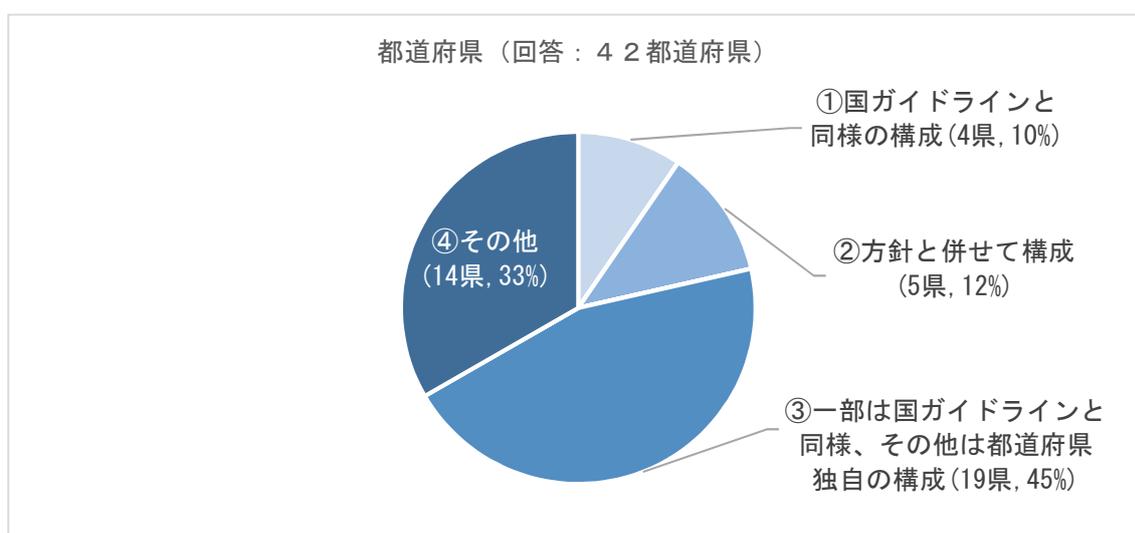
	は「Ⅰ生徒の豊かなスポーツ・文化活動の実現を目指す取組み」「Ⅱ学校部活動」「Ⅲ新たな地域クラブ活動」としている。
沖縄県	令和3年12月に新たな運動部、文化部を統合した「改定版」を策定。

### (3) 「推進計画」の策定状況（予定含む）【都道府県】

「推進計画」の策定状況については、「令和4年度中に策定済み」が16県（34%）、「令和5年度中に策定する」は22県（47%）、「令和6年度以降に策定予定」が4県（8%）、「策定しない」が5県（11%）であり、多くの県で策定されている。



### (4) 「推進計画」の構成（予定含む）【都道府県】

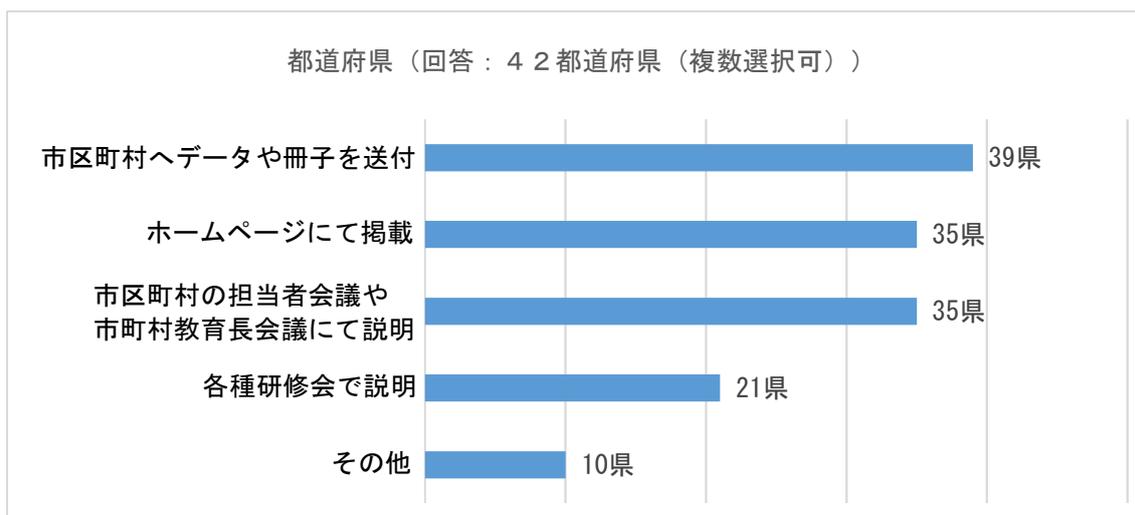


その他の意見（抜粋）（都道府県）

北海道	都道府県独自の構成。 「はじめに」(部活動の意義等)、「国の動向」、「北海道における方向性」、「道教委の取組とスケジュール」、「市町村の取組と実施イメージ」
岩手県	これまでの国の資料や、県内のモデル事業で得られたノウハウを参考として、想定される業務や手続きを整理した「手引き」を作成。
長野県	国ガイドライン「Ⅲ学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」を取り出し、県独自の構成。
愛知県	「本ガイドラインについて」「市町村における地域移行・地域連携の進め方」「地域移行を行う場合の留意点」「部活動の地域連携を行う場合の留意点」「研修の実施」で構成
京都府	府独自の構成であるが、令和4年12月国策定の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえたもので策定予定。
大阪府	令和5年8月に改定した方針が「推進計画」を兼ねる。
奈良県	「部活動の在り方に関する方針」とは別に、これまでの実証事業の成果と課題を参考とした「手引き」を作成予定。
高知県	今後の国の動向、県内の取組状況を踏まえ検討。
長崎県	運動部については令和4年12月国策定の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」と同様の構成とし、文化部については本県独自の構成。
青森県、 栃木県、 東京都	都道府県独自の構成。

### (5) 「推進計画」の周知方法（予定含む）【都道府県】

「推進計画」の周知方法については、「市区町村にデータや冊子を送付」が39県、「ホームページにて掲載」が35県、「市区町村の担当者会議や市町村教育長会議にて説明」が35県、「各種研修会で説明」が21県であり、広く県民に伝える必要があるため、様々な方法で周知されていることがうかがえる。



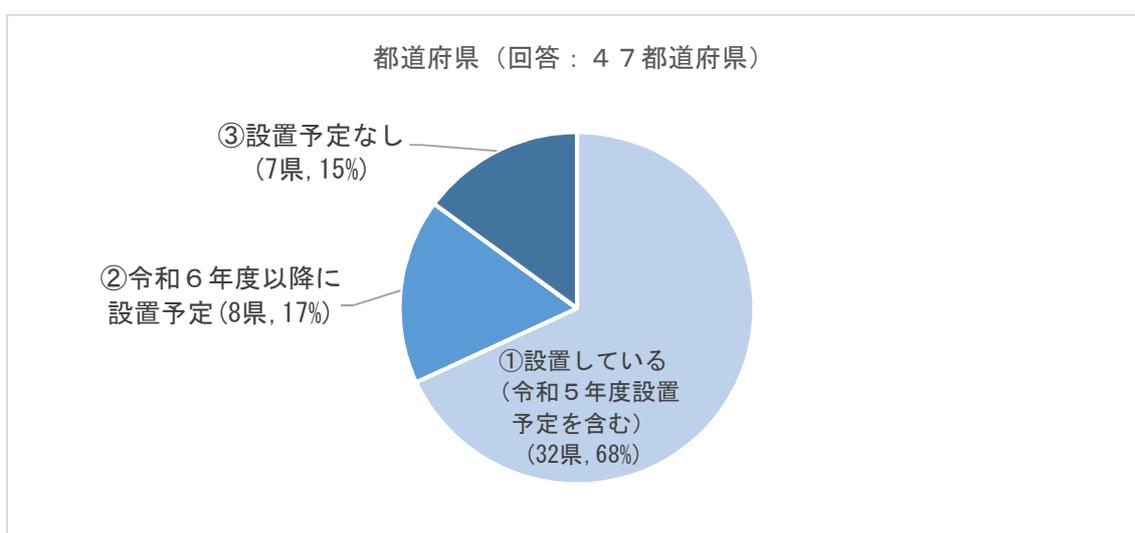
#### その他の意見（抜粋）（都道府県）

北海道	市町村教育委員会等が開催する説明会にて説明
岩手県	広く県民を対象としたセミナーにおいて説明
神奈川県	県民への意見募集を実施し、その周知のために、県内施設では冊子を配架し、小中学校においては家庭あてにチラシを配布した
長野県	スポーツ、文化芸術関係団体の会議で概要を説明
三重県	総合型地域スポーツクラブ各ブロックミーティングにおいて説明予定
奈良県	「奈良県部活動改革検討委員会」にて周知
宮崎県	校長会での説明
沖縄県	スポーツ部局にも周知を依頼

## 2 受け皿・人材確保、協議会設置について

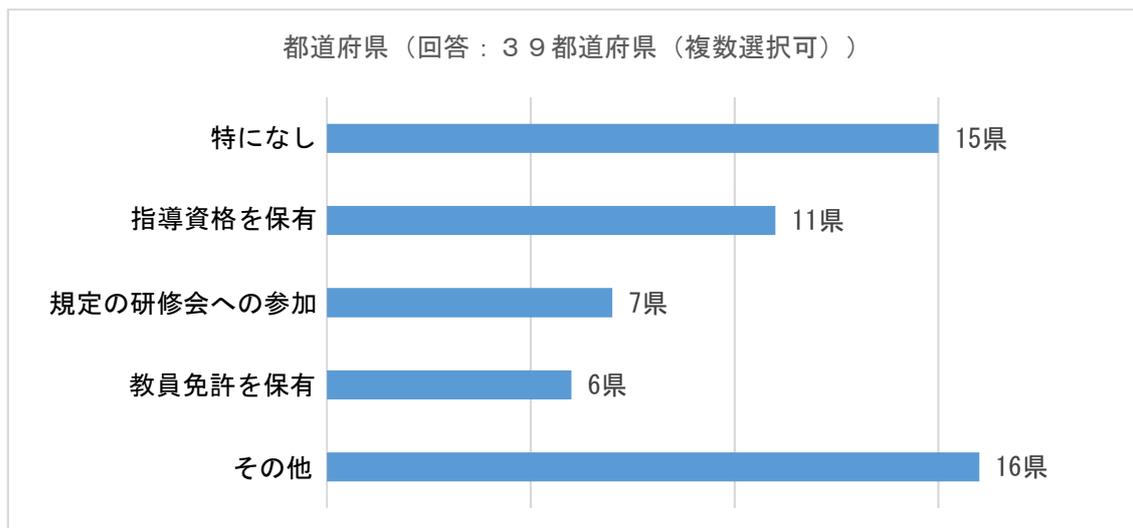
### (1) 人材バンクの設置状況【都道府県】

人材バンクの設置状況については、「設置している（本年度設置予定を含む）」が32県（68%）、「令和6年度以降に設置予定」が8県（17%）、「設置予定なし」が7県（15%）となり、多くの県で人材バンクを設置し、地域クラブ活動の指導者確保に努めていることが推察される。



## (2) 人材バンクに登録するにあたっての条件【都道府県】

人材バンクへの登録条件については、「特になし」は15県、「指導資格を保有している」は11県、「規定の研修会に参加する」は7県、「教員免許を保有している」は6県であり、指導資格等を登録条件としている県がある一方、課題となっている指導者を確保するため、広く指導者登録を募る県もあることが推察される。



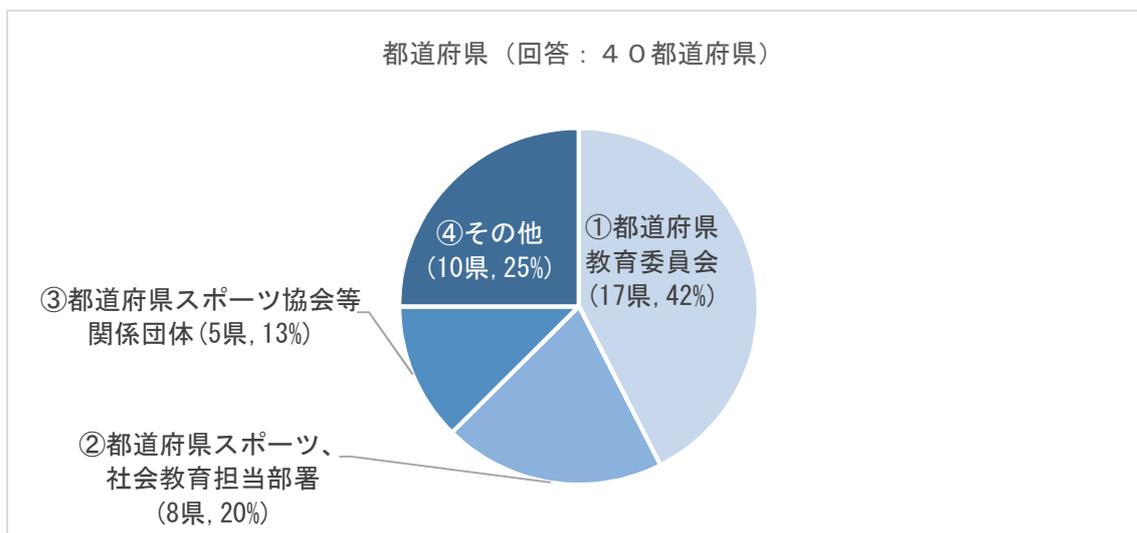
### その他の意見（抜粋）（都道府県）

岩手県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ指導者の養成や認定・登録に関する規定を制定している団体から正規の推薦を受けていること。</li> <li>・スポーツ指導者の資格認定基準が明らかである団体から正規の推薦を受けていること。</li> <li>・体育・各種スポーツ活動に関する学識経験者であること。</li> <li>・岩手県広域スポーツセンターによりスポーツ指導者として適任であると認められた者。</li> </ul>
秋田県	登録条件の有無等については、関係機関・団体等と協議・検討予定
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動での指導経験がある（指導経歴を記入）</li> <li>・部活動以外での指導経験がある（指導経歴を記入）</li> </ul>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員として部活動の指導経験がある</li> <li>・部活動指導員又は外部指導員として指導経験がある</li> </ul>

福井県	これまでは特に条件を求めていなかったが、現在人材バンクの有効活用に向けた検討を行っている。
静岡県	①指導者（専門的競技指導者） 県教委・県スポーツ協会・市町教委・学校長・各競技団体が推薦した者、外部指導者経験者 ②サポーター（トレーナー、スポーツドクター等） 県医師会・スポーツドクター協議会・アスレティックトレーナー協議会が推薦した者、医師免許等保有者
三重県	登録フォームに指導者資格や教員免許の有無、指導方針などを入力する仕様となっている。
奈良県	各競技の県協会（連盟）を通じて登録することにより指導者の質の担保を図る予定。
高知県	（スポーツのみ）有資格者かスポーツ指導経験を有する者
長崎県	18歳以上

### （3）人材バンクの設置主体【都道府県】

人材バンクの設置主体については、「都道府県教育委員会」は17県（42%）、「都道府県スポーツ、社会教育担当部署」は8県（20%）、「都道府県スポーツ協会等関係団体」は5県（13%）であり、現在は教育委員会が主体となっている県が最も多く、教育活動である部活動から、社会教育活動である地域クラブ活動となるよう、地域移行後の運用について、検討していることがうかがえる。

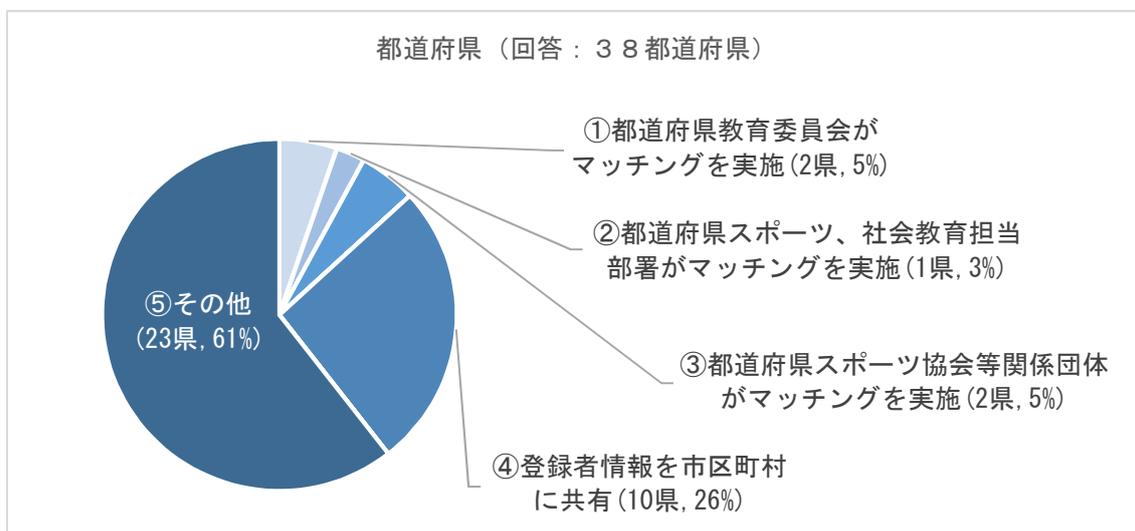


その他の意見（抜粋）（都道府県）

岩手県	岩手県広域スポーツセンター
秋田県	当面は教育委員会が設置・運用するものの、将来的には地域スポーツ担当部署に移行することを想定
群馬県	県教育委員会では、退職教職員を対象とした人材バンクを運用し、県スポーツ協会では、健康・スポーツ指導者を対象とした人材バンクを運用
東京都	公益財団法人東京都教育支援機構 T E P R O
山梨県	県教育委員会が設置し、県スポーツ・文化担当部署が運用予定
沖縄県	教育委員会で設置し、推進期間後（令和 8 年度）は、スポーツ部局へ移管予定

（４）人材バンク登録者と学校・地域クラブ活動団体とのマッチング実施状況【都道府県】

人材バンク登録者と学校・地域クラブ活動団体とのマッチング実施状況については、「都道府県教育委員会において行っている」は 2 県（5%）、「都道府県スポーツ、社会教育担当部署において行っている」は 1 県（3%）、「都道府県スポーツ協会等関係団体において行っている」は 2 県（5%）、「マッチングは行っておらず、登録者情報のみ市区町村に共有している」は 10 県（26%）となっており、その他意見も含めて現段階では検討中の県が多いことがうかがえる。



その他の意見（抜粋）（都道府県）

宮城県	本年度構築する人材バンクシステムの中で、マッチングが可能。
秋田県	マッチングは行わず、登録情報について市町村の求めに応じて提供する予定としている。
栃木県	令和5年度中に人材バンクの設置予定であり、県教育委員会においてマッチングを行う予定。必要に応じて市町に指導者情報を提供。
群馬県	県教育委員会の人材バンクは、登録者情報を学校（市町村立学校は市町村教育委員会を通して）に共有している。県スポーツ協会の人材バンクは、申請書に基づき、県スポーツ協会が行っている。
東京都	東京都教育支援機構が実施
富山県	人材バンク上で市町村等が検索し、マッチングのための連絡ができるもの。
福井県	市町に対し、県指導者人材バンクを紹介し、利用を促す。
岐阜県	現在教育委員会で構築中。
愛知県	今後導入を計画しているオンラインシステム上でマッチングできるようにする。
香川県	各市町や団体等が希望する条件に合う指導者を検索することができるシステムを構築予定。
長崎県	運動部についてはマッチングを行っておらず登録者情報のみ市町へ共有しているが、文化部については登録者情報を市町に共有し、県教委及び市町が指導者を探している学校や地域クラブ活動団体に登録者の情報を提供している。
熊本県	<p>【運動部活動】現在検討中であるが、県教育委員会がマッチングを行うか、市町村担当者が条件を入力し、検索できるシステムにする。</p> <p>【文化部活動】現在、設置準備段階のため、詳細未定。</p>

**(5) 指導者確保の方法【都道府県】【市区町村】**

各県における指導者確保の方法は、「人材バンクの活用」は18県、「スポーツ協会、競技団体等関係団体への依頼」は10県、「兼職兼業の整理」は6県となっているが、現段階では検討中の県が8県あり、各自治体の実態に応じて取り組んでいることがうかがえる。

各市における指導者確保の方法は、「人材バンクの活用」は96市、「スポーツ協会、競技団体等関係団体への依頼」772市、「兼職兼業の整理」は88市となっているが、「未定・検討中」が260市あり、指導者確保の方法として、各市において人材バンクを早期に設置することができないことがうかがえる。

**都道府県（回答：47都道府県）**

北海道	人材バンクの活用（Webページでの広報、関係団体への周知、民間企業等を対象としたイベントにおける周知、大学等へのチラシ配布など）
青森県	人材バンクの整備を進めているほか、県立学校において教職員が地域クラブでの指導を希望する場合に、営利企業への従事等の許可を受けるための条件や事務手続きを定め各校に通知するとともに、各市町村教育委員会に対しても、県費負担教職員に対して適切な措置が取られるよう要請している。
岩手県	人材バンクの活用等を検討中。
宮城県	プロスポーツや競技団体等、スポーツ関係団体への休日の部活動の地域移行についての説明と人材バンクの周知、登録への協力依頼を行った。
秋田県	部活動指導者や外部指導者に対する人材バンクへの登録勧奨や、研修等による育成を行う予定としている。
山形県	部活動指導員や外部コーチがクラブ指導者として継続して指導する等
福島県	現在、県スポーツ協会所属の競技団体を通してJSP0資格保有指導者を市町村や地域クラブ等に紹介することを想定している。

茨城県	県で人材バンクを設置し、市町村や地域クラブが希望する人材とマッチングすると同時に、市町村においても地域の人材発掘を進め、県と共有して活用していく。
栃木県	現在、設置している栃木県部活動指導員バンクに加え、更なる地域人材の確保に向けて、地域クラブ活動への参画を希望する指導者を登録する制度（人材バンク）を設ける。
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会は、県内の教職員対象に、人材バンクを活用して指導者を確保していく方向である。</li> <li>・県スポーツ部署は、スポーツ協会で人材バンクを運用して指導者を確保していく方向である。</li> </ul>
埼玉県	令和5年度末に退職予定の教職員を対象に、指導者として活用することを計画している。また、外部指導者・部活動指導員や大学生に対しても、地域クラブ活動の指導者を想定しており、説明会を随時開催する予定である。さらに、関係課と連携し、人材バンクの新設を検討していると同時に、既存人材バンクの再整備を進める。
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報等で一般に人材バンクへの登録を依頼（周知）</li> <li>・競技団体，大学等に依頼</li> <li>・各教育委員会へ教員の兼職兼業の許可について協力を依頼</li> </ul>
東京都	人材バンクの活用、大学との連携、外部委託等
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な人材バンクを設置し、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団をはじめ、大学やプロスポーツチーム、民間のスポーツクラブなど、多様な主体と連携して人材バンクへの登録を行ってもらうことにより確保を進めていく。</li> <li>・市町村のニーズを把握しながら、文化芸術関係団体等と意見交換しながら確保していく予定。</li> </ul>
新潟県	基本的に市町村に一任しており、県スポーツ協会からも市町村からの問合せがあればJ S P O公認指導者の情報を提供している。
富山県	市町村が行うスポーツエキスパート派遣事業に対し補助金を交付している。また、部活動応援企業を募り、指導者を派遣してもらう。

	県スポーツ協会と連携し、有資格者の掘り起こしを行い、指導者としての登録の促進。
石川県	今後検討していく。
福井県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が関係機関と連携し、コーディネーターを中核として指導者確保に努めている。</li> <li>・中学生がやりたいと希望する競技等の指導者の確保については、それぞれの地域で競技者や各種団体等の実態をよく理解している市町と学校が連携をして確保に努めるものとする。県としては、主体である市町に対し、既に部活動指導員やスポーツ少年団等で指導者として活躍している人材に直接協力を依頼することなどをアドバイスしている。</li> </ul>
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本スポーツ協会等の有資格者への理解促進</li> <li>・県と各市町村が連携・連動したシステムの活用</li> <li>・チラシの作成及び配布</li> <li>・大学との連携（教員志望学生やスポーツ関係職業志望学生を対象に）</li> </ul>
長野県	検討中
岐阜県	岐阜県スポーツ協会と岐阜県教育委員会が共催する指導者育成講習会を受講しライセンスを発行した者
静岡県	県スポーツ協会及び各競技団体等と連携し、県スポーツ人材バンクを充実させることで、指導者を確保していく予定である。
愛知県	大学や企業等に協力を依頼
三重県	<p>県スポーツ協会を通じて県競技団体に対して県指導者フォームへの登録協力を依頼。</p> <p>総合型地域スポーツクラブブロックミーティングにおいて説明。</p> <p>市町の兼職兼業の取扱いについて基準が定められたら、市町スポーツ担当課を通じて市町競技団体に指導者フォームへの登録を依頼予定。</p>
滋賀県	<p>人材バンク登録の促進</p> <p>大学との連携による大学生の指導者要請</p>

京都府	兼業兼職他、民間人、スポーツクラブとの連携等、指導者が確保できる仕組みを検討中。
大阪府	HPやポスター等で募集するとともに、各関係団体等へ周知協力を依頼。
兵庫県	県は県スポーツ協会等の関係団体との連携や指導者確保・育成等の協力依頼等を実施している。
奈良県	県スポーツ協会と連携し、各競技団体に登録している指導者をバンクに登録する予定。
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の兼職兼業を周知し、希望する教職員が指導に当たる。</li> <li>・市町村を越え、新たに地域人材や地域団体を確保できないか検討していく予定。</li> </ul>
鳥取県	スポーツ協会に委託し、「鳥取県スポーツ情報サイト」等を活用し、web上で県内スポーツ指導者を募集・登録・紹介するシステムを構築予定。
島根県	未定
岡山県	部活動指導員については、公募している。実証事業においては、市町村教委や総合型地域スポーツクラブで確保している。
広島県	指導者研修会を実施
山口県	人材バンクの整備・活用及び市町への周知
徳島県	<p>(運動) 県教委より各競技団体に対し、人材バンク登録希望者の募集を行っている。</p> <p>(文化) 既存の文化芸術に関する人材バンク登録者に加え、各文化団体に人材バンク登録への依頼の呼びかけを行っている。</p>
香川県	香川県スポーツ協会、各競技団体、市町教育委員会等と連携し、県内全域に積極的に募集を行い、指導者の確保に努める。
愛媛県	競技団体や各連盟、スポーツ協会等と連携をし、指導者確保に努める予定
高知県	中学校での部活動の指導者について、主に市町村及び各学校が地域の指導者にお願いをしている。

福岡県	福岡県スポーツ振興センターに設置しているスポーツリーダーバンクの充実を図る。
佐賀県	公認スポーツ指導者の資格保有者に対し、マイページ登録依頼。公認スポーツ指導者に対し、活動状況調査を行い、指導者確保に努めている。退職校長会懇談会に参加し、指導者依頼を行った。退職校長会独自で人材バンクを作成される。
長崎県	文化部については文化活動指導者等人材リスト作成と文化活動指導者養成講習会の実施
熊本県	【運動部活動】人材バンクを整備し、その登録について、競技団体や大学で説明会を行う等、広く周知する。 【文化部活動】関係団体に指導者の紹介を依頼、また、人材バンクへの登録を広く募集する予定。
大分県	市町村毎の掘り起こしを行いながら、県ではスポーツ協会やスポーツ少年団等と連携している
宮崎県	上記の指導者紹介システムを活用しているが、指導者確保に向けては今後も検討する必要がある。
鹿児島県	現時点では、市町村に委ねている。
沖縄県	県として指導者の確保は行っていない。今後検討する。

市区町村（抜粋）（回答：1236市区町村）

<p>（スポーツ協会、競技団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動地域指導者として活動している方、スポーツ協会や各競技団体からの推薦、近隣大学からの学生指導者の派遣、民間スポーツ団体からの指導者派遣。</li> <li>・学校運営協議会（コミュニティースクール）を生かした連携や各種競技団体「〇〇市体育協会」との連携を考えている。</li> </ul> <p>（人材バンクの活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな人材確保のため、市ホームページ上で公募し、登録フォームによる人材バンク方式で広く人材を募集している。</li> </ul>
---

- ・総合型地域スポーツクラブを事務局とし、人材バンクを設置。そこで登録をした指導者を中学校に派遣する形で確保している。また、今まで外部指導者として技術指導を担っていた方に声をかけることも同時に行っている。

#### **(兼職兼業・部活動指導員等の活用)**

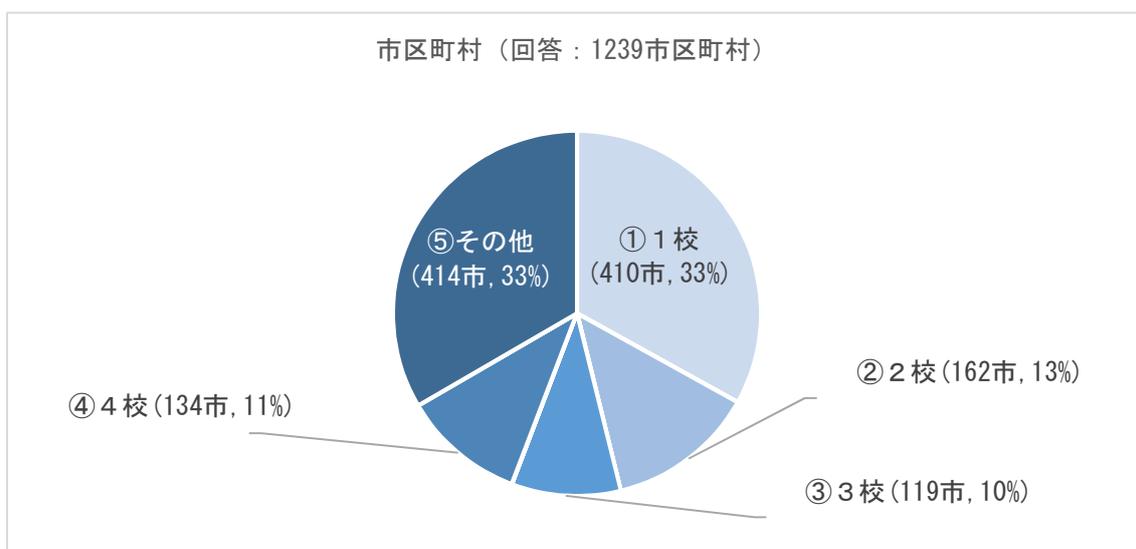
- ・指導者の確保に向け、地域移行後も兼職兼業し、引き続き指導を望む教職員の把握等のため、「部活動意識調査」を行った。また、指導者の確保のためには、指導を望む教職員、地域の指導者等が指導に専念できるような体制（指導に対する報酬が支払われる、雇用主が損害賠償責任を負う等）が保証されていることが必須と考える。このことから、指導者を雇用し、労務管理を行い、地域クラブ活動を担うことのできる民間事業者等への委託を検討している。
- ・教職員へのアンケートをもとに、兼職兼業で行ってもよい人たちへ面談を実施し200名程度確保。その他に部活動指導員の経験者で、地域クラブ活動の指導員の希望者へ面談を実施。新規の希望者と合わせて200名程度を確保。合計400名以上の指導者を確保。競技によっては指導者が足りない活動は、連盟や大学と連携して探している。
- ・本市では、休日の部活動を部活動指導員が単独で指導を行うモデル、学区体育協会に活動を委託するモデル、スポーツ少年団に活動を委託するモデルの3つのモデルを試行実施している。部活動指導員が単独で指導を行うモデルでは、これまで学校に配置している部活動指導員がモデル校の休日の指導を行っており、指導者の確保に向けて、部活動指導員の募集をホームページで行っている。また、学区体育協会やスポーツ少年団活動を委託する2つのモデルについては、各学校が地域の団体と連携し、指導者確保の見通しがあれば、モデル校として指定し、担当課が指導者にモデル事業の説明を行い、指導者の理解を得たうえで、実施している。
- ・現在は部活動指導員（約60名）を市単独事業として学校へ派遣している。

#### **(HP、ポスター等による周知)**

- ・今後、HPや市の公式LINE等で募集を行う予定。
- ・現在の部活動指導員においては、区役所、大学等へのチラシの配架とともに、学校関係者が集合する場所での周知等を行っている。

## (6) コーディネーター1名あたりが担当する中学校数【市区町村】

コーディネーター1名あたりが担当する適切な中学校数については、「1校」は410市(33%)、「2校」は162市(13%)、「3校」は119市(10%)、「4校」は134市(11%)であり、「1校」が最も多い結果だったが、その他意見にあるように、学校規模により一概に回答できないことから、各市の判断により柔軟に配置できるような事業内容であることが望ましいとうかがえる。



### その他の意見 (抜粋) (市区町村)

#### (具体的な数値)

- ・現在2名のコーディネーターで11校を担当しており、本市では現在の進め方が適当であると考えている。
- ・スポーツは1名、文化芸術活動は中学校区に1名

#### (市区町村内すべての学校)

- ・6校 (市内全中学校数)
- ・市内公立中学校6校
- ・本町は中学校が2校のため、一括して担当できると良い。

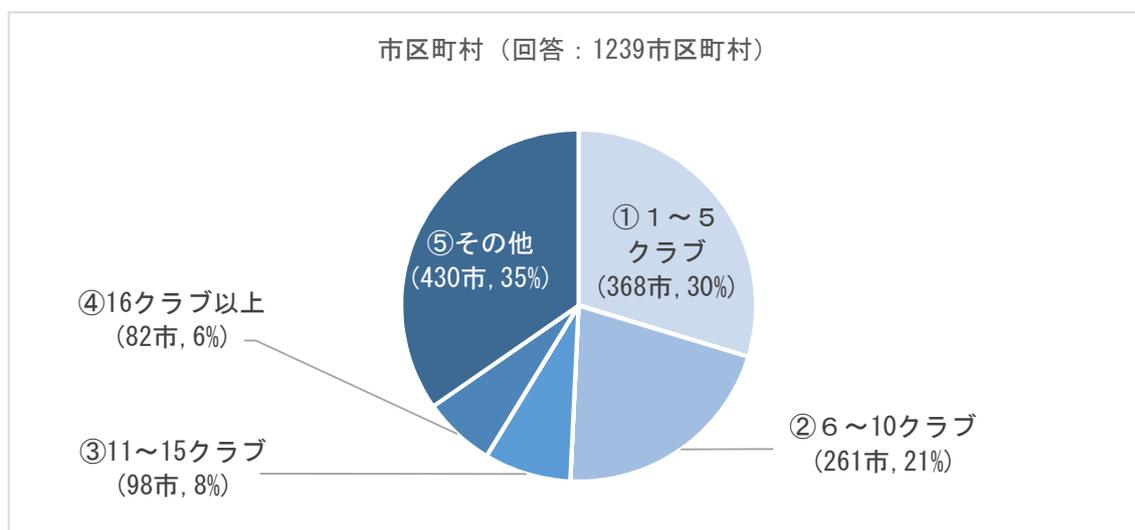
#### (規模による)

- ・規模も特性も違うため一概には言えない。現状、3名で17校を担当しているが、もっと必要なのは明らか。平均すれば3校くらいが適当だと思う。

- ・ 学校規模により異なると考える。
  - ・ 規模（生徒数）や部活動数（クラブ数）にもより、一概に決定できない。
- （コーディネーターを配置しない）
- ・ コーディネーターの配置を予定していない。
  - ・ コーディネーターは配置しない。県が広域に配置するコーディネーターを活用。
- （未定、検討中）
- ・ 未定、検討中、今後協議予定。
  - ・ コーディネーターの業務内容や人材確保等の見通しが立ちにくい中で回答が困難

（7）コーディネーター1名あたりが担当する部活動（地域クラブ活動）数【市区町村】

コーディネーター1名あたりが担当する部活動（地域クラブ活動）数については、「1～5クラブ」は368市（30%）、「6～10クラブ」は261市（21%）、「11～15クラブ」は98市（8%）、「16クラブ以上」は82市（6%）となり、「1～5クラブ」が最も多い結果となった。また、「その他」に記述回答した市の内90%が「未定」や「検討中」との回答となっていることから、市の所管する学校数や部活動数、当該年度に地域移行を進めるクラブ数により、必要なコーディネーターの数を判断したうえで柔軟に取り扱うことができるような事業であることが望まれる。



## その他の意見（抜粋）（市区町村）

### （具体的な数値）

- ・学校1校に1名のコーディネーターを配置し、その学校の部活動（10種目程度）の担当を行う。
- ・理想は20クラブ程度であるが、現実的には本市の83クラブで1名のコーディネーターになるのではないかと考えている。
- ・段階的な地域移行を考えているため、まずは2～3クラブを担当することを考えている。

### （すべての部活動）

- ・個人のスキルにもよるが、移行するすべてを担当してもらう方が学校との調整等、連携しやすいと思われる。

### （コーディネーターを配置しない）

- ・コーディネーターの配置を予定していない。

### （未定、検討中）

- ・未定、検討中、今後協議予定。
- ・移行できるクラブ数が分からないため、想定できない。

## （8）コーディネーター1名を配置するのに必要な費用【市区町村】

コーディネーター1名を配置するのに必要な費用については、令和5年度実証事業を基準とした回答（下限）から正規職員として任用することを基準とした回答まで多岐にわたったが、実証事業におけるコーディネーター設計金額とは異なる金額設計をしている市が複数あることから、当該対象費用の設計金額を柔軟にするなど見直しを検討する必要があると考えられる。

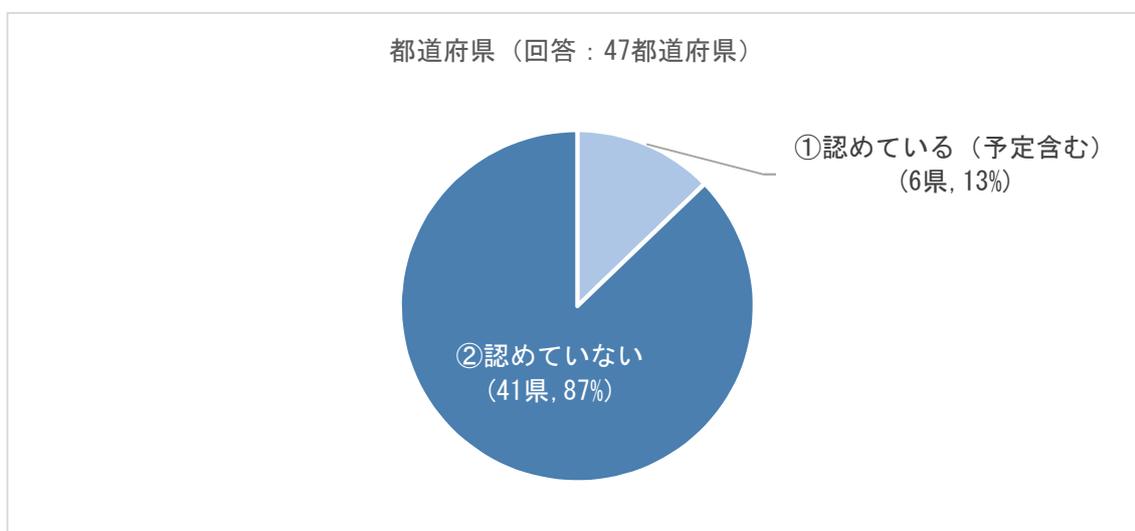
## 市区町村（抜粋）（回答：1235市区町村）

- ・報酬：125,900円/月×12か月＝1,510,800円
- ・報酬：@2,000円×5H×週3日×50週＝1,500,000円
- ・報酬：10,000円/回

- ・報酬：約130万円
- ・報酬（報酬、通勤手当）：1,296,000円
- ・報酬：100,000円×12か月＝1,200,000円
- ・報酬：200,300円×12か月＝2,403,600円、  
期末勤勉手当：200,300円×2.4か月＝480,720円
- ・報酬：600,000円、委託料：150,000円
- ・報酬：日額10,000円
- ・報酬：1,416,000円、共済費：240,000円、旅費：126,000円
- ・謝金：120万円、旅費：12万円
- ・報酬：1,780,000円（年間）、期末手当：357,000円、交通費：234,000円、その他（厚生年金・労災保険等）：580,000円
- ・本市会計年度任用職員として採用し、年間約295万円を想定

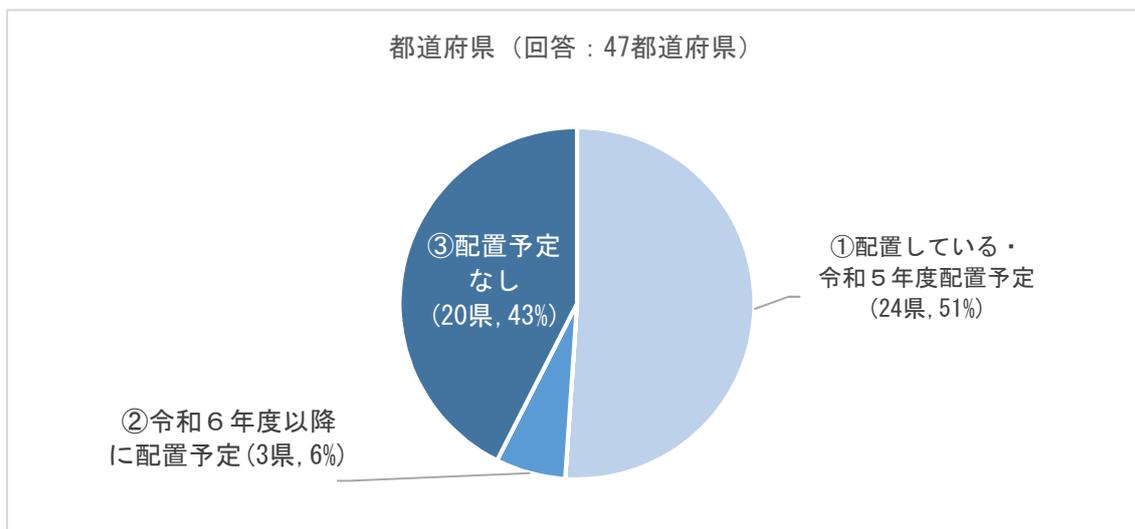
#### （9）学校独自の外部指導者の単独引率の認可状況【都道府県】

学校独自の外部指導者の単独引率の認可状況については、「認めている（予定含む）」は6県（13%）、「認めていない」は41県（87%）であり、多くの県において「認めていない」との結果となっており、教職員以外の外部指導者の単独引率については、事故等不測の事態に係る対応が難しいことから認められていないことが推察される。



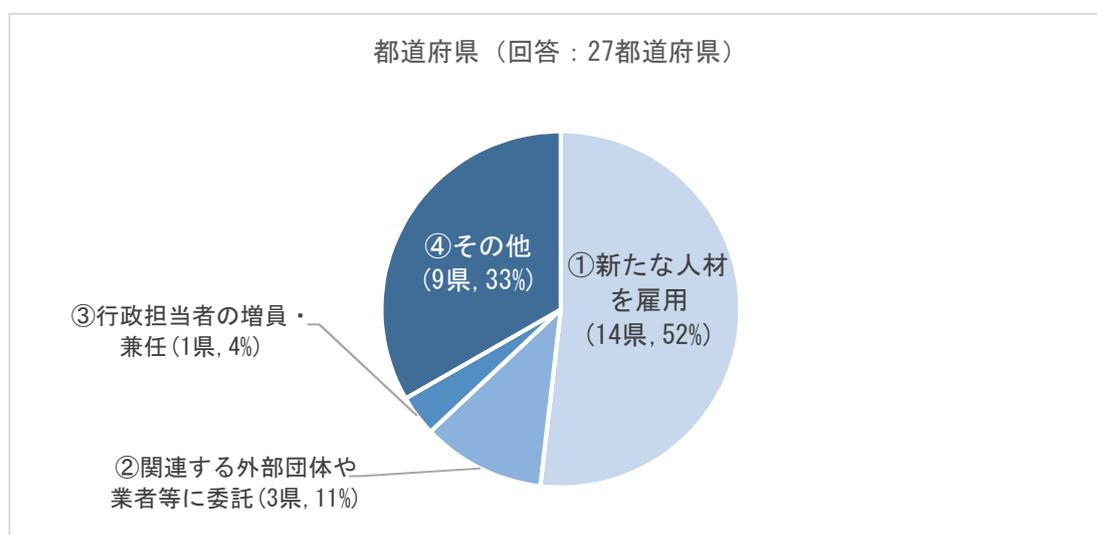
#### (10) 統括コーディネーターの配置状況【都道府県】

統括コーディネーターの配置状況については、「配置している・令和5年度配置予定」は24県（51%）、「令和6年度以降に配置予定」は3県（6%）、「配置予定なし」は20県（43%）となり、配置しない県より配置する県が若干多いことがうかがえる。



#### (11) 統括コーディネーターの配置方法【都道府県】

統括コーディネーターを配置する県における配置方法については、「新たな人材を雇用」は14県（52%）、「関連する外部団体や業者等に委託」は3県（11%）、「行政担当者の増員・兼任」は1県（4%）となっており、「新たな人材を雇用」が最も多いが、実証事業におけるコーディネーター人件費相当により雇用することから新たな人材の雇用が多くなったと推察される。



その他の意見（抜粋）（都道府県）

秋田県	国の実証事業を活用し、学校部活動に精通している元中学校長を委嘱
栃木県	部活動の地域移行に係る実践研究の実績のある運営団体の関係者を任用
岐阜県	本年度は国の実証事業におけるアドバイザーを総括コーディネーターとして活用
岡山県	有識者、総合型地域スポーツクラブ関係者、スポーツ推進委員等から配置
沖縄県	国の委託事業（補助率10/10）を活用して配置

（12）統括コーディネーターの配置に係る費用【都道府県】

統括コーディネーターの配置に係る費用については、以下のとおりとなっており、実証事業における統括コーディネーター設計金額とは異なる金額設計をしている県があることから、当該対象費用の設計金額を柔軟にするなど見直しを検討する必要があると考えられる。

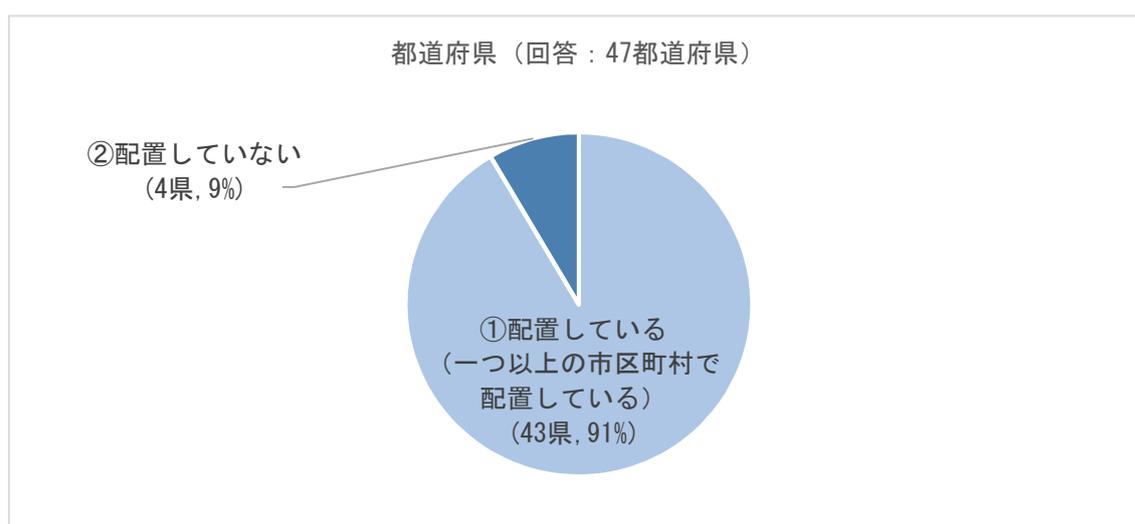
都道府県（抜粋）（回答：35都道府県）

秋田県	諸謝金：410,000円、旅費：314,000円
茨城県	報酬：893,000円（1,600円×558時間）、 期末勤勉手当：111,000円、旅費：72,000円（1,000円×72日）
群馬県	報酬：745,000円、通勤手当：126,000円、旅費：158,000円
埼玉県	報償費：273,000円
長野県	会計年度職員として任用（報酬、期末勤勉手当、共済費）
三重県	再任用教員並みの費用が必要と考える。 給料：1,720,236円、諸手当：期末勤勉362,464円、 義務教育22,788円、地域80,844円 【総計】2,186,332円

熊本県	<p>【運動部活動】報酬：1,599,000円、期末手当：350,000円、職員共済費：117,000円、一般共済費：229,000円、旅費：101,000円</p> <p>※会計年度任用職員</p> <p>【文化部活動】行政担当者が兼務のため不明。</p>
大分県	人件費：960,000円、旅費：240,000円
その他意見（費目のみ）	委託料、旅費（通勤・出張費用、県内説明会等費用、県外視察費用）、給与、費用弁償、時間外手当、その他事業推進に係る経費

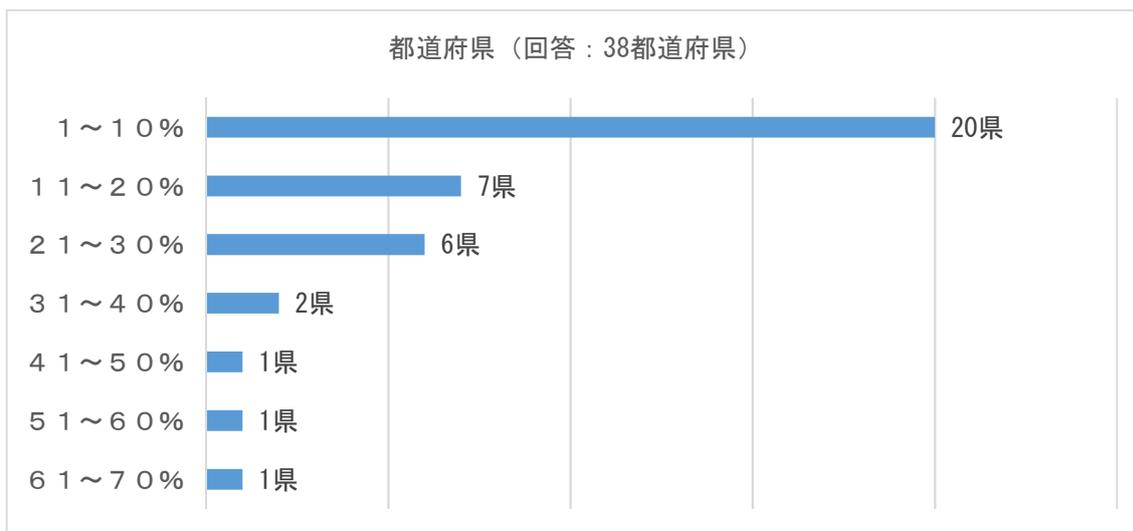
### （13）都道府県内の市区町村におけるコーディネーター配置状況【都道府県】

県内の市におけるコーディネーター配置状況については、「配置している（一つ以上の市区町村で配置している）」は43県（91%）、「配置していない」は4県（9%）となっており、多くの県において配置されており、地域連携・地域移行の取組推進を図っていることがうかがえる。



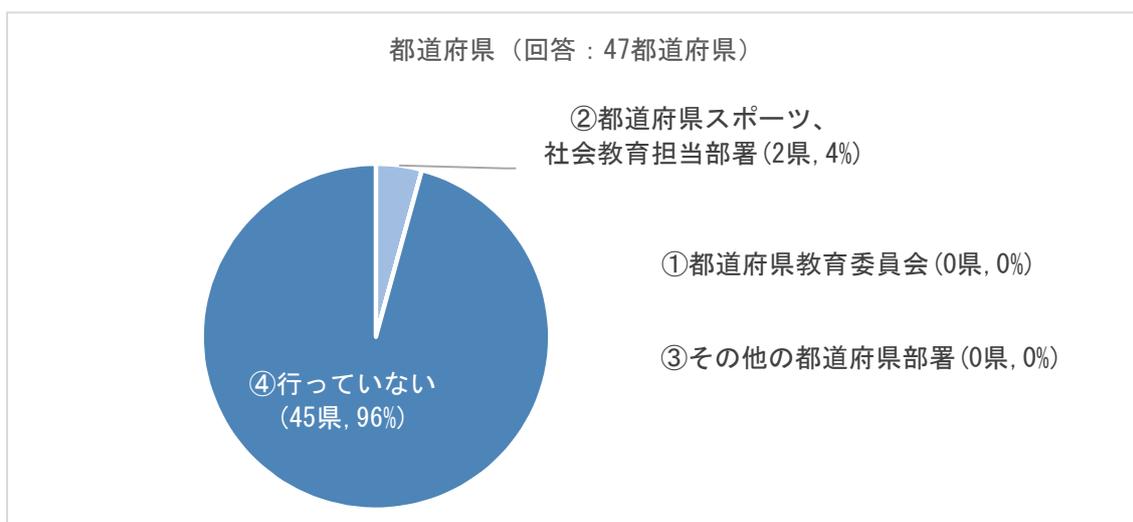
(14) 都道府県内の市区町村におけるコーディネーターの配置人数・配置市区町村数【都道府県】

県内の市におけるコーディネーターの配置割合は下表のとおりであるが、その配置割合は平均で15%にとどまっており、取組の推進とともに統括コーディネーターと同様、適切な費用設定が必要であることが推察される。



(15) 受け皿となるクラブ等に対する財政支援の実施主体【都道府県】

受け皿となるクラブ等に対する県独自の財政支援については、「行っていない」が45県(96%)、スポーツ・社会教育担当部局が2県(4%)となり、県単独での事業の実施は難しいことがうかがえる。



**(16) 受け皿となるクラブ等に対する財政支援の費用【都道府県】**

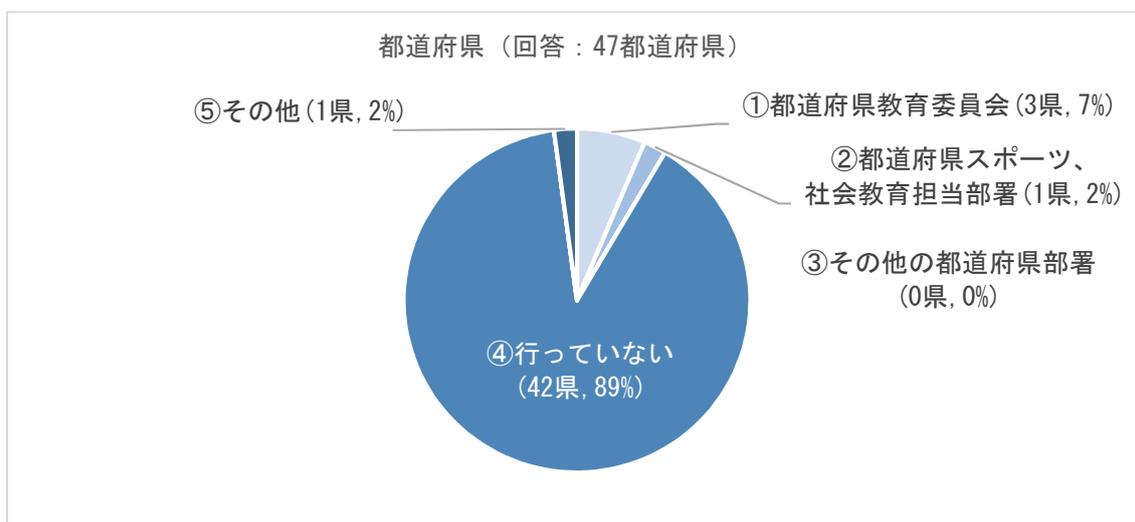
受け皿となるクラブ等に対する県独自の財政支援については、指導者資格の取得支援に係る旅費、参加料等や受け皿となる団体への委託料となっているが、2県のみが取組となり、県単独での事業の実施は難しいことがうかがえる。

**都道府県（回答：2都道府県）**

岩手県	資格取得支援（旅費、参加料等）
秋田県	委託料：1,500,000円（1団体当たり500,000円）

**(17) 受け皿となるクラブ等を所管する市区町村に対する財政支援の実施主体【都道府県】**

県独自の市区町村に対する財政支援については、「行っていない」が42県（89%）、都道府県教育委員会が3県（7%）、県スポーツ、社会教育担当部署が1県（2%）となっており、前述と同様に県単独での事業の実施は難しいことがうかがえる。



**その他の意見（都道府県）**

富山県	県教育委員会として各市町村が行うスポーツエキスパート派遣事業に補助金を交付している。
-----	--

(18) 受け皿となるクラブ等を所管する市区町村に対する財政支援の費用【都道府県】

都道府県（回答：4 都道府県）

宮城県	補助金（協議会運営経費）
東京都	部活動の受け皿となる地域スポーツ団体等が活動するために必要となる経費（事務局職員の賃金・謝金・旅費、会場借料、スポーツ用品購入費）対象経費の2分の1以内
福井県	<p>人件費、旅費、諸謝金（総括コーディネーター配置に係るものに限る。）（コーディネーター配置に係るものに限る。）（運営団体・実施主体の事務局員配置に係るものに限る。）（指導者配置に係るものに限る。）</p> <p>なお、補助対象経費に計上できる指導者賃金、諸謝金は1,600円に指導時間を乗じた額とする。委託費（総括コーディネーター業務を委託する際に必要な経費等）（コーディネーター業務を委託する際に必要な経費等）、消耗品費（スポーツ用品購入費（物品単価が100,000円未満のものに限る。）、借料および損料（スポーツ施設使用料等）、雑役務費（振込手数料等（市町が支払う振込手数料を除く。））</p> <p>補助金</p> <p>上記経費を対象とした市町が支払う運営団体・実施主体への補助金 その他の知事が必要と認める経費（ただし、事前に協議したものに限る。）</p> <p>保険料、扶助費（保護者が負担する参加費、保険料、入会金、その他負担金等に対する給付）</p>
高知県	<p>補助金「高知県子どものスポーツ環境整備推進事業費補助金」補助率：1/2、補助限度額：50万円（賃金・報償費・旅費・需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料・負担金及び交付金）※休日の部活動に向けた支援のみを対象にした補助金ではない。</p>

(19) 地域クラブ活動の指導者確保や質の向上を図るための研修会の実施状況【都道府県】【市区町村】

地域クラブ活動に係る指導者研修会の開催状況についての県の回答は、「令和4年度に実施」が14県、「令和5年度に実施」が28県、「令和6年度に実施予定」が20県、「令和7年度に実施予定」が11県、「令和8年度以降に実施予定」が7県、「実施予定なし」が10県となっている。

同様に市の回答は、「令和4年度に実施」が144市、「令和5年度に実施」が263市、「令和6年度に実施予定」が280市、「令和7年度に実施予定」が218市、「令和8年度以降に実施予定」が160市、「実施予定なし」が579市となっている。

このことから、県は37県（79%）、市は660市（53%）が実施もしくは実施予定をしており、課題となっている指導者を確保するための取組として研修会を実施していることがうかがえる。



(20) 研修会の内容【都道府県】【市区町村】

県や市で行われている研修会の内容については、多岐にわたるが、部活動ガイドラインや各県の方針が多くなっており、ガイドラインに掲載するような中学生の指導に必要な内容となっていることがうかがえる。

都道府県（抜粋）（回答：36 都道府県）

北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ庁の「地域スポーツ連携・協働再構築推進プロジェクト」事業で実施</li> <li>・スポーツ指導やスポーツ心理学を専門とする大学教員等を講師として、60分×3コマ+グループワーク60分程度で構成</li> </ul>
青森県	<p>「部活動の指針」について、部活動の指導者をはじめ、学校管理職、各種団体等を対象に研修会を開催して広く周知を図り、児童生徒のスポーツ活動及び文化芸術活動の指導・運営体制の充実を図るとともに、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の改訂内容について理解を深める。</p> <p>今年度は、外部講師を招き、「チームでつくる学校教育活動としての部活動～主体的・対話的で深い学びを実現するコーチング～」と「持続可能な部活動～将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる部活動の在り方を考える～」の講義を予定している。</p>
岩手県	部活動指導員の研修と同等の内容。
宮城県	日本スポーツ協会公認指導者養成講習会（県スポーツ協会が実施）
秋田県	「部活動での指導のガイドライン」に則った内容。
山形県	体罰根絶、コンディショニングなど。
栃木県	講話「適正な運動部活動について」「短時間で効果的な指導について」 実技「暑熱環境下における対応について」
埼玉県	部活動指導員・外部指導者説明会（R5.9.1～9.30 オンライン）
千葉県	実技、コンプライアンスに関する内容。
東京都	生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶、合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育活動としての部活動の意義と指導者の責任について</li> <li>・部活動の現状と課題</li> </ul>

富山県	(運動) コンプライアンス研修、救命研修 (文化) 生徒の心理、著作権
福井県	・令和5年度に県内4カ所で、中学生の心身への発達への理解やハラスメントの防止などの内容での研修会を開催した。 ・令和6年度以降については現在検討中である。
山梨県	・子どもたちと部活動の現状及び課題 ・適切な指導について(部活動ガイドライン及び安全管理など) ・講師による講演(スポーツ医学、コーチング、効率的な指導法など)
長野県	・県内外より4名の指導者を招き講義及び実践 ・対象: 学校職員、市町村教委担当者、市町村スポーツ振興担当者、地域の指導者
岐阜県	岐阜県スポーツ協会と共催し、ガイドラインに沿った研修、スポーツ医学に関する研修、効果的なスポーツ芸術活動の指導方法を実施している。
三重県	オンデマンド形式による研修 ①スポーツコーチング論、②(1)ハラスメントとは無縁のコーチング: 生徒の主体性を伸ばす指導法(2)実力発揮に役立つスポーツ心理学: 心を育むメンタルトレーニング、③スポーツ組織のマネジメント、④スポーツをする子どものための食事、⑤スポーツ傷害の特徴と予防について
滋賀県	指導者のスキルアップ研修
京都府	インテグリティに関する研修
奈良県	活動時の安全管理、生徒理解、学校・保護者との連携について、ハラスメントの防止等
和歌山県	・地域連携・地域移行における和歌山県の方針の共有、及び講演 ・課題解決のためのディスカッション等
鳥取県	子どものスポーツ活動ガイドラインについて、体罰や暴言によらない指導について等

広島県	指導者研修Ⅰとして、座学と実技を交えた講義を通じて、運動部活動の指導者に必要な考え方、効果的な練習方法等を学ぶ運動部活動に係る全般的な研修と、指導者研修Ⅱとして、指導者の実情や選手・チームの状況に応じた指導方法を、実技指導、指導の見学及び質疑を交えながら共有等を行う競技別による技術研修を行う。
徳島県	(運動) 講演・・・大学教授、元日本代表監督等 (文化) 服装や生徒・保護者への対応等について
香川県	・実技指導(ケガの予防、ウォーミングアップ・クーリングダウン等) ・チーム作り、組織作り等 ・部活動の地域移行に係る情報共有(趣旨や香川県の現状、課題、方向性等)
愛媛県	部活動指導者研修会に地域クラブの指導者も参加を依頼予定
佐賀県	令和4年度講演テーマ「女子アスリートの競技と健康を両立するコーチング」
長崎県	指導力向上を目的とした研修、本県の「部活動の在り方に関する方針」の周知、文化活動の指導技術に関する講習
熊本県	【運動部活動】効果的な指導法・発育発達に応じた指導法・スポーツ医・科学に関する知識・コンプライアンス・マネジメントについて
大分県	・安全安心な部活動運営 ・ガイドラインとコンプライアンス遵守 ・合理的かつ効率的な部活動の運営
宮崎県	「部活動におけるコンプライアンスについて」、「支援・配慮を要する部活動生への対応について」(オンデマンドで実施)
鹿児島県	教職員だけでなく、部活動指導員や外部指導者、地域の指導者にも参加していただき、部活動の適正な運営等についての理解や指導者の資質を高めることを目的とし、生徒を中心に据えた部活動の具現化へ向けた指導の在り方について、講義と演習をオンライン(R5)で実施。

市区町村（抜粋）（回答：623 市区町村）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業背景と趣旨・目的の理解、指導に入る前の準備、指導における当日の流れ、活動以外の対応、活動における危機管理対応</li> <li>・ ハラスメント研修・適切な休養や暑さ対策等の安全・予防教育</li> <li>・ 生徒との適切な指導の距離・ペップトーク</li> <li>・ 体罰防止とコーチング</li> <li>・ 部活動地域移行の意義の確認、体罰・ハラスメントの防止、アンガーマネジメント等</li> <li>・ 部活動指導における生徒の指導方法や安全確保（緊急時対応等）に関する研修（予定）</li> <li>・ 部活動の在り方に関する方針等の確認と運営に当たっての留意点の確認</li> <li>・ 部活動指導員に対して、行動規範など服務について説明</li> <li>・ 法令順守や指導、生徒理解に関すること</li> <li>・ 指導員の質の向上</li> <li>・ 地域のスポーツ活動に関わる方々及び保護者や部活動指導に関わる方々に「学校部活動改革について」の現状や今後の方向性等について周知する研修会等</li> <li>・ 未定、検討中</li> </ul>
--

**（21）研修会の必要経費【都道府県】【市区町村】**

研修会に係る必要経費については、以下のとおりとなっており、継続的に開催していくには、一定の予算が必要であることがうかがえる。

都道府県（抜粋）（回答：35 都道府県）

北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ庁の「地域スポーツ連携・協働再構築推進プロジェクト」事業で実施</li> <li>・ 委託料：600,000円</li> <li>【内訳】諸謝金：30,000円、旅費：15,000円、雑役務費：555,000円</li> </ul>
埼玉県	オンラインのため、特になし。

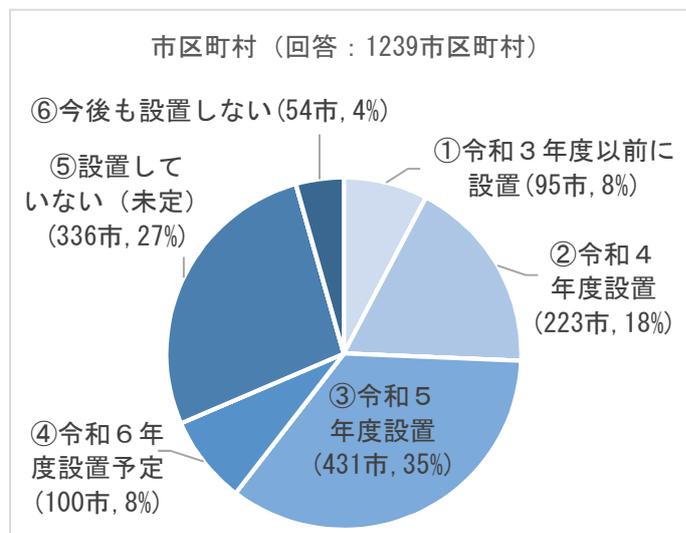
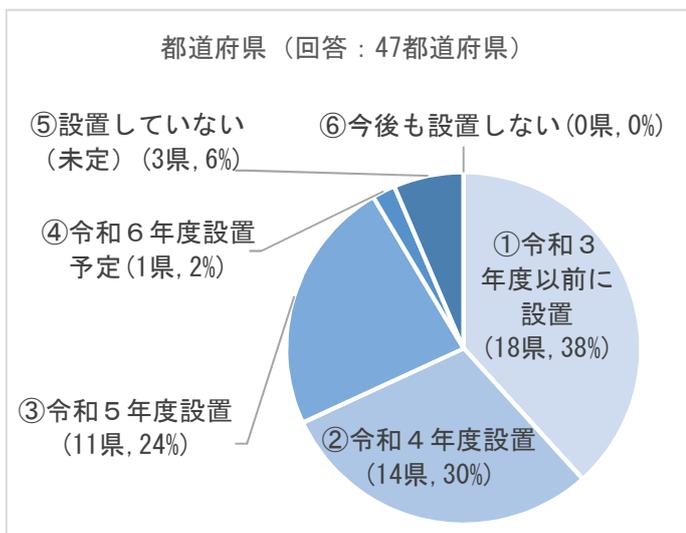
富山県	<p>【運動】報償費：24,000円（旅費含む）、使用料：29,880円</p> <p>【文化】報償費：61,000円（旅費含む）、使用料：29,880円、委託料：340,000円</p>
岐阜県	岐阜県スポーツ協会に県より委託している。
三重県	報償費：250,000円、旅費：32,000円、消耗品費：287,760円、役務費：15,080円、委託料：750,000円
広島県	<p>【指導者研修Ⅰ】報償費：1,552,500円、旅費：219,600円、役務費：33,300円（令和5年度予算）</p> <p>【指導者研修Ⅱ】報償費：172,500円、旅費：285,240円、役務費：34,500円、消耗品費：30,000円、使用料：78,960円</p>
長崎県	<p>【運動部】経費がかからないように実施</p> <p>【文化部】報償費、旅費、需用費（印刷製本日、会議等連絡費）、使用料及び賃借料</p>
熊本県	【運動部活動】委託料：1,473,000円 ※スポーツ協会に委託
大分県	報償費：24,000円、旅費：76,000円、需用費：10,000円、使用料及賃借料：5,000円
その他意見（費目のみ）	会場使用料、役務費、手数料、印刷製本費、講師謝金

市区町村（回答：595市区町村）

- ・ 報償費：30,000円、旅費：3,000円（未定）
- ・ 報償費：25,000円程度
- ・ 報償費：24,000円、旅費：3,800円、  
需用費（消耗品費、印刷製本費等）：19,400円
- ・ 報償費：30,000円、使用料及び賃借料：4,000円
- ・ 報酬：125,495円、旅費：30,430円、借料及び損料：10,835円、印刷製本費：261,030円、一般管理費：42,779円
- ・ 受講料：20,500円
- ・ 委託料：140,000円、使用料：10,000円
- ・ 報償費：3,000円程度／人、旅費500円程度／人、需用費5000円程度／回、役務費5000円程度
- ・ 報償費、旅費、需用費（印刷製本費）：10～20万円

(22) 地域クラブ活動に係る協議会の設置時期【都道府県】【市区町村】

ほとんどの県において協議会が設置・設置予定であり、地域連携・地域移行の取組を推進していることがうかがえるが、市においては「設置していない(未定)」、「今後も設置しない」合わせて390市(31%)となっており、県の取組を受けて市において取り組む予定であることがうかがえる。



(23) 子どもが希望するスポーツ・文化芸術環境を確保するための取組

【市区町村】

市における子どもが希望するスポーツ・文化芸術環境を確保するための取組については以下のとおりであり、関係団体との連携やスポーツ教室の開催など、工夫して取り組んでいることがうかがえる。

市区町村（回答：1233市区町村）

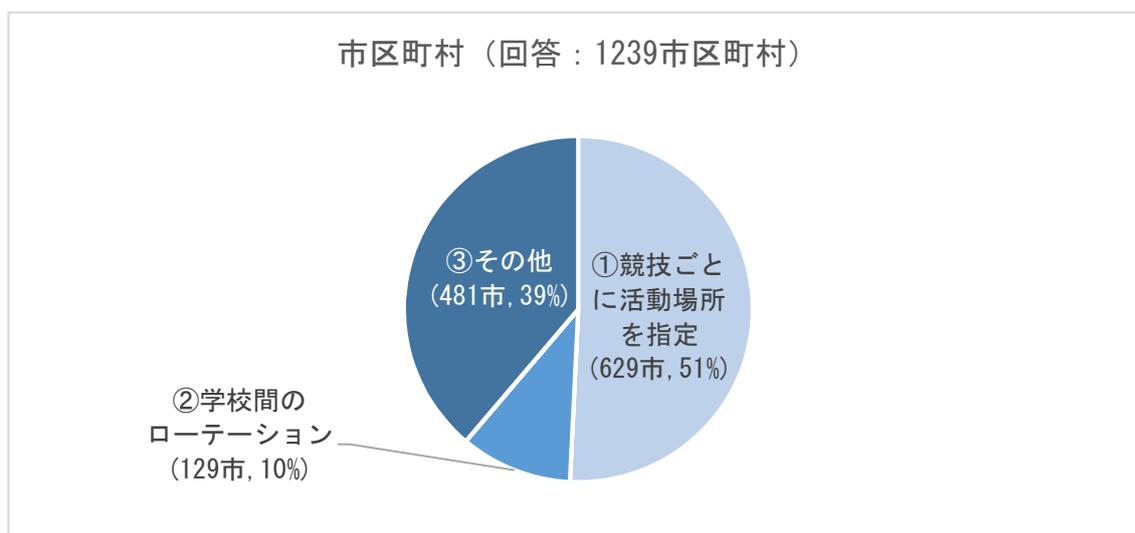
- ・部活動指導員の導入・拡充を行い、学校部活動の地域連携を進めていくとともに、休日の地域クラブ活動の展開に向けたモデル事業の実施や調整を図っている。
- ・種目関係なく地域クラブ運営のサポートを検討（会場の優先確保、財政支援等）
- ・市内の民間施設等を使用して年数回の市独自のスポーツ教室を開催する
- ・体育大学との連携、スポーツ連盟・スポーツ協会との連携、本市の文化団体との連携。
- ・スポーツだけでなく文化芸術活動種目や学校の部活動にない種目の設置、気軽に参加できる初心者コース等を検討。
- ・①休日の運動部を各中学校の学校施設開放事業の利用団体として登録し、指導者の派遣・労務管理等の機能を委託②総合型地域スポーツクラブを受け皿とするもの（検討中）③大学等との連携（検討中）④本市によるイベント（検討中）
- ・既存の地域クラブ活動に加え、受け皿が不足している競技は、各競技団体が中心となり、地域クラブを新設する。
- ・他市町との連携を図り、広域で実施することができるようにする。
- ・総合型スポーツクラブに委託し、スポーツ教室を開催している。
- ・スポーツクラブに指導員の登録制度の構築を図っている

### 3 学校施設・活動場所について

#### (1) 地理的に離れた複数の地域が合同で活動し、中学校施設を利用する場合の活動場所【市区町村】

複数の地域が合同で活動する場合、「競技ごとに活動場所を指定」は629市(51%)、「学校間のローテーション」は129市(10%)、合計758市(61%)で活動場所が定まっている。

その一方でその他が481市(39%)であり、「抽選で決定」や「保護者や指導者で相談して決定」等流動的に活動場所を決めている市もある。



#### その他の意見（抜粋）（市区町村）

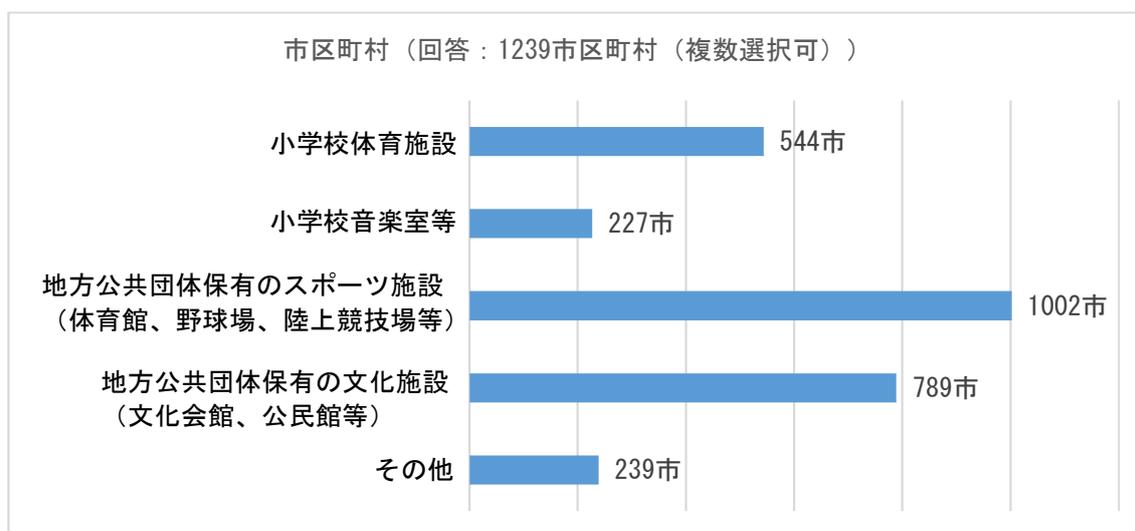
- ・ 学校間のローテーション及び町内の施設。
- ・ 学校施設開放事業と同様に、登録団体を使用できる学校施設に振り分けることを想定。
- ・ 基本は固定し、試行的に他の場所を使用。
- ・ 改革推進期間中は、起ち上げ支援を行う地域クラブを中心に活動場所を確保。令和8年以降は、従来の社会体育団体と同様に、抽選で決定。
- ・ 競技種目によって、活動場所を指定する場合と、学校間のローテーションをする場合がある。

- ・地域クラブ活動に参加している生徒・保護者・指導者などが相談し、活動場所を決める予定。
- ・活動場所を指定にするか、ローテーションにするか、決定していない。
- ・地理的に離れた複数の地域の合同活動は想定していない。

## (2) 合同部活動や拠点型地域クラブ活動における活動場所（中学校施設以外）※複数回答可【市区町村】

中学校施設以外の活動場所は、「地方公共団体保有のスポーツ施設」、「小学校の体育施設」で合計1,546市、「地方公共団体保有の文化施設」、「小学校の音楽施設」で合計1,016市あり、多くの市で公共の施設での活動を考えている。

その一方で、239市はその他と回答しており、「民間の施設」、「大学施設」等の回答がある。



### その他の意見（抜粋）（市区町村）

- ・学校跡地利用
- ・基本的には中学校施設で実施することを想定
- ・民間の施設など
- ・各種スポーツ施設や、市内大学の施設を想定

- ・現時点で、休日の地域クラブ活動の移行について具体的な検討が進んでいないため想定なし
- ・民間事業者の施設
- ・大学施設
- ・小中学校共同の体育館のみ
- ・自治体保有の生涯学習センター
- ・拠点型クラブ活動を想定する場合、自治体保有以外の地域の会館施設等も考えられる。
- ・近隣の専門学校等の施設

### (3) 地域クラブ活動の利用にあたって施設を減免とする場合の各市区町村の想定負担金額【市区町村】

500万円を超える市や、市民の施設の利用は無料のため0円の市などばらつきが見られる。また「今後検討する」と回答している市もあり、その中には「保護者負担の検討」を考えている市もある。

施設利用料は新たな支出となるため、409市(33%)が「不明」「未定」「検討中」と回答しており、今後財政支援が必要であると示唆される結果となった。

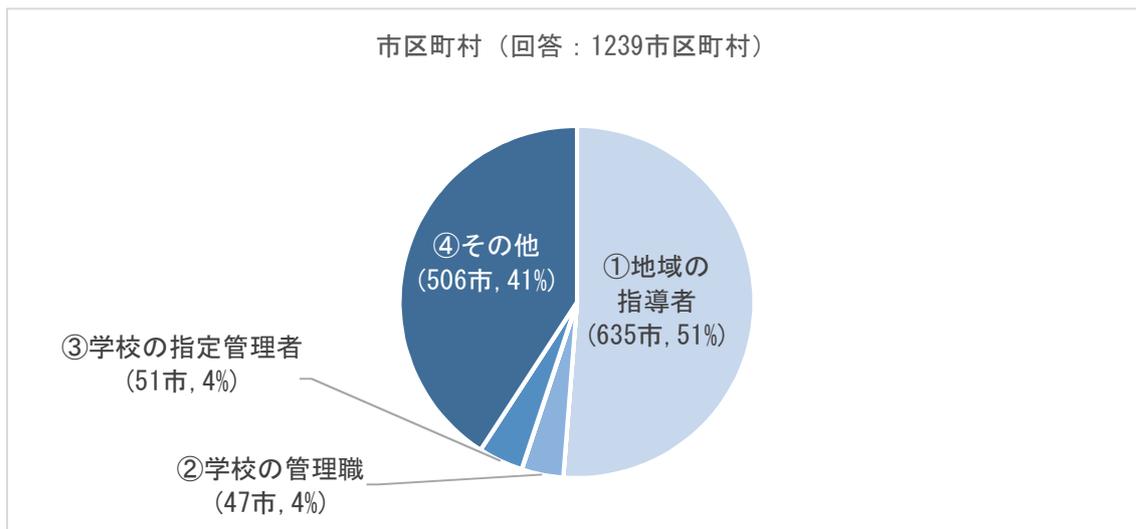
#### 市区町村（抜粋）（回答：1228市区町村）

- ・使用料制の施設がほとんどのため、指定管理者の収入減少にはつながらない
- ・地域クラブ活動による減免なし
- ・必要に応じて、「1回あたりの利用料×4日（月に土日いずれか1日）×12か月」で積算することが予想される。
- ・0円（無料の施設を利用しているため）
- ・1回あたり1,500円×4日（土日いずれか1日）×12か月＝72,000円
- ・市区町村負担金「0円」が理想

- ・ 1回あたりの利用料7,350円×4日(月に土日いずれか1日)×12か月＝352,800円 ※グラウンド1面使用の場合
- ・ 総合体育館(全面使用 3時間×2ローテーション)6,000円×2ローテーション×月4日(土日どちらか1日×4週)×12か月＝576,000円  
総合グラウンド(3時間×2ローテーション)3,000円×2ローテーション×月4日(土日どちらか1日×4週)×12か月＝288,000円  
合計 864,000円
- ・ 2,500円×4日×12か月＝120,000円
- ・ 様々な施設利用が想定されるため、一例を記載  
(市立コミュニティ体育館を全額減免した場合)1時間3,200円×3時間×4日(月に土日いずれか1日)×12か月＝460,800円  
(総合スポーツセンターの多目的グラウンドを全額減免した場合)1時間5,000円×3時間×4日(月に土日いずれか1日)×12か月＝720,000円  
(緑地運動場を全額減免した場合)1時間1,000円×3時間×4日(月に土日いずれか1日)×12か月＝144,000円
- ・ 4,699,200円「運動部@2,200円×4日×12か月×33『部活動の数』、吹奏楽@11,000円×4日×12か月×2『部活動の数』、文化部@550円×4日×12か月×6『部活動の数』」
- ・ 本市は減免基準が無い場合、市負担ではなく保護者負担となる。

#### (4) 休日に教員が部活動に関わらない場合の、学校施設利用に伴う鍵の管理者【市区町村】

休日の学校施設に伴う鍵の管理については635市(51%)が「地域の指導者」、47市(4%)が「学校の管理職」、51市(4%)が「学校の指定管理者」となっている。「その他」の回答では「社会体育施設管理者」、「保護者」の意見もあるが、349市(28%)の「検討中」が最も多い。今後鍵の管理をする人材の雇用に係る財政支援が必要であると示唆される結果となった。



#### その他の意見（抜粋）（市区町村）

- ・ 学校施設警備員による解錠及び施錠
- ・ 部活動指導員。学校施設（音楽室等）の学校施設については、地域クラブ等への貸し出しを想定していない。
- ・ コミセンの管理責任者、地域の指導者、クラブ員の保護者等
- ・ 基本的には地域の指導者とするが、そこに兼職兼業届を題した教職員も含まれている。
- ・ 今年度、検討組織を立ち上げ、今後具体について検討する予定
- ・ 利用団体の責任者
- ・ 学校施設解放のために業務委託により配置している人材など
- ・ 社会体育施設管理者

#### （５）施設管理の取扱い・鍵の受け渡し方法【市区町村】

「合鍵を渡す」、「事前に鍵を渡す」、「警備会社が管理する」、「キーボックスのダイヤル番号の共有」などの回答がある一方で、「スマートロックの導入や指定管理等、何らかのシステム構築が必要だと考える」の回答もあり、今後教員の負担がなくなるような事例が必要と考えられる。

市区町村（抜粋）（回答：624市区町村）

- ・合鍵を渡す
- ・運営主体が管理
- ・共通の管理場所を設定しておき、ロックをかけ、指導者のみが管理できるような状態を整えておく。
- ・鍵の取り扱い等の研修を行っている。また、鍵の管理については警備会社が行う。
- ・部活動指導を行った地域の指導者は、利用した施設の原状復帰を基本とし、備品の破損等があった場合は都度市教育委員会に報告をしてもらう。学校施設全体に機械警備（業務委託）を実施しているため、鍵の受け渡しに関しては、市教育委員会で準備した機械警備を解除する権限が付与されたカードキーを地域の指導者に貸与する。
- ・運営団体と指導者とで事前に取り決めておく必要がある。
- ・学校施設（体育館）を地域スポーツ団体に貸し出している実績があるため、同様に鍵の受け渡しを行えるのではと考えている。
- ・施設管理者が使用する際に貸出 ※現在の地域開放と同様
- ・リモートで開錠するキーボックスから鍵を取出し使用する
- ・事前に鍵を渡し、施設の取扱い方法を説明しておく
- ・学校と調整のうえ受け渡し。
- ・キーボックスなどのダイヤル番号を共有する。
- ・スマートロックの導入や指定管理等、何らかのシステム構築が必要だと考える。

(6) 学校施設の目的外使用において、一般に供するために必要な改修費用（1校あたり）【市区町村】

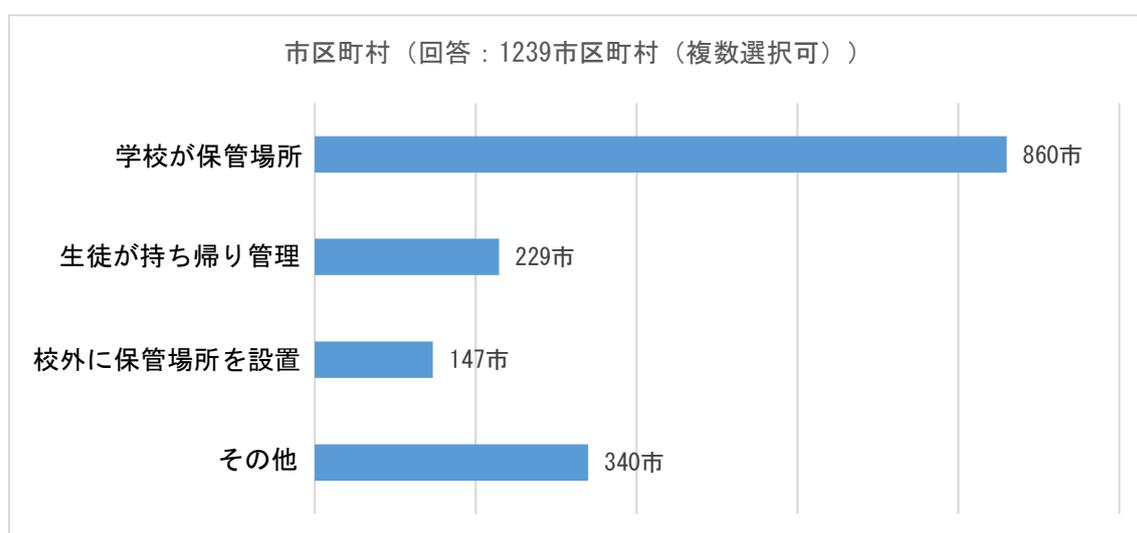
677市（55%）が「不明」「未定」「検討中である」との回答である。機械警備の時間が夜間及び学校閉庁期間並びに年末年始に限られるため「不要」や「1校当たり150万円」の回答もあり市によって状況が異なる。また、「音楽室の利用は難しい」と考えている市も多く、吹奏楽部の地域移行を推進するためには多くの費用が必要であると考えられるため財政支援が必要であると示唆される結果となった。

市区町村（抜粋）（回答：1223市区町村）

- ・ 不要（もとより、機械警備は夜間及び学校閉庁期間並びに年末年始に限られるため）
- ・ 1校（1か所）あたり約150万円を想定している。
- ・ 0円（市文化センターを借りるか、廃校となった小学校の利用）
- ・ 改修の想定なし
- ・ 子どもの利用を優先する考えである。（音楽室は別棟にある）
- ・ 機械警備の改修については現在検討していない。
- ・ 利用前に機械警備の解除申請を行うことにより利用できるため、機械警備の解除に係る改修費用はかからない。
- ・ 体育館を使用する場合は、現行の警備システムで対応できるが、それ以外の学校施設を利用するためには、改修が必要であるが費用については、未定である。
- ・ 音楽室の利用は難しいと考えているが、1校あたり120万円は必要であると算出している。

### (7) 学校で保管し、チームで共有する用具の休日における使用方法【市区町村】

チーム共有の用具については、860市が「学校が保管場所」としており、鍵の受け渡し等で対応している。その一方で「生徒が持ち帰り管理」している自治体も229市ある。さらに257市が「不明」「未定」「検討中である」との回答である。今後スムーズに用具の管理が行われるよう校舎外に倉庫を設置する等の対応が必要になることもあり、今後財政支援が必要であると示唆される結果となった。

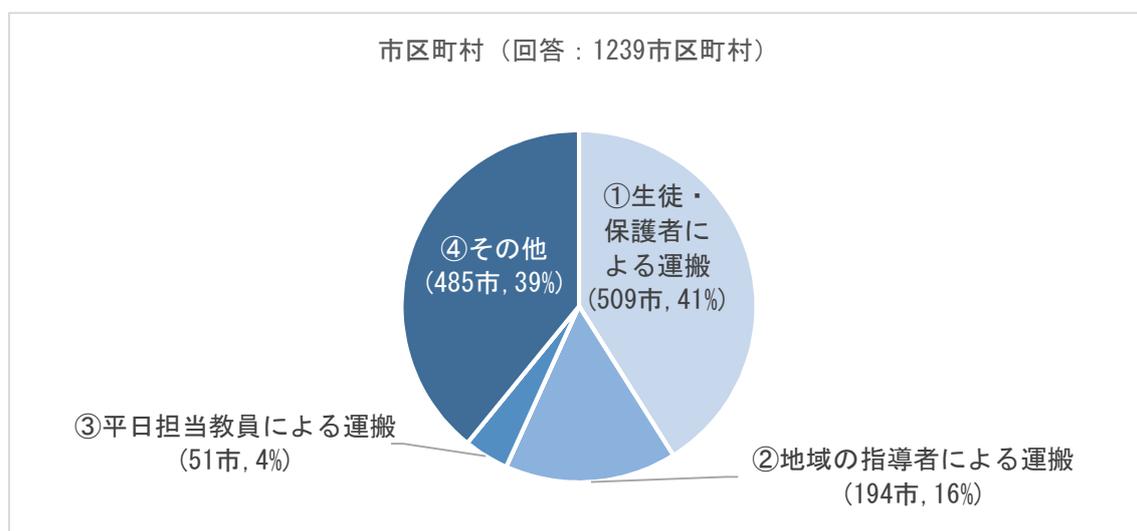


#### その他の意見（抜粋）（市区町村）

- ・今年度は、学校の道具等を使用する。
- ・種目、使用備品の種類、数に応じて検討予定。
- ・競技や学校により異なる。
- ・学校用具の共有を想定していない。
- ・部室等校舎と離れた場所での保管。

## (8) 学校外での活動時の荷物の運搬方法【市区町村】

学校外での活動時の荷物の運搬方法について、509市（41%）が「生徒・保護者による運搬」、51市（4%）が「平日担当教員による運搬」であり、その他の意見でも59市（5%）が「保護者、生徒、地域指導員での分担」であり、地域指導者以外の負担が多くなっている。「地域の指導者による運搬」においても平日の活動から荷物の受け渡し等の負担がある。また、320市（26%）が「不明」「未定」「検討中である」との回答である。今後、指導者の負担が軽減できる荷物の保管、受け渡し、運搬等の事例が必要となるとともに、それに向けての財政支援が必要であると示唆される結果となった。



### その他の意見（抜粋）（市区町村）

- ・ 地域指導員または、保護者等のチームで運搬している。
- ・ 生徒、保護者又は教員による運搬。
- ・ 個人の物は個人で運搬、学校の物は、地域指導者が運搬。
- ・ 平日担当の教員による運搬、生徒や保護者による運搬。
- ・ 学校備品であれば当然平日担当の教員等の下、指導者、保護者や生徒による運搬が考えられる。
- ・ チームの事情による。
- ・ 荷物の量や大きさに応じて、指導員や生徒・保護者で分担しての運搬。

(9) 地域クラブとして演奏会等を実施する場合の楽器の運搬費用の対応方法【市区町村】

楽器運搬時の費用については、652市(53%)が「不明」「未定」「検討中である」との回答である。また、242市(20%)が「生徒から徴収した部費等の受益者負担」としている。今後、地域移行が進み、学校外での活動回数が増えた際に受益者の負担の増加が考えられるため、吹奏楽部の地域移行に向けた財政支援が必要であると示唆される結果となった。

市区町村（抜粋）（回答：1227市区町村）

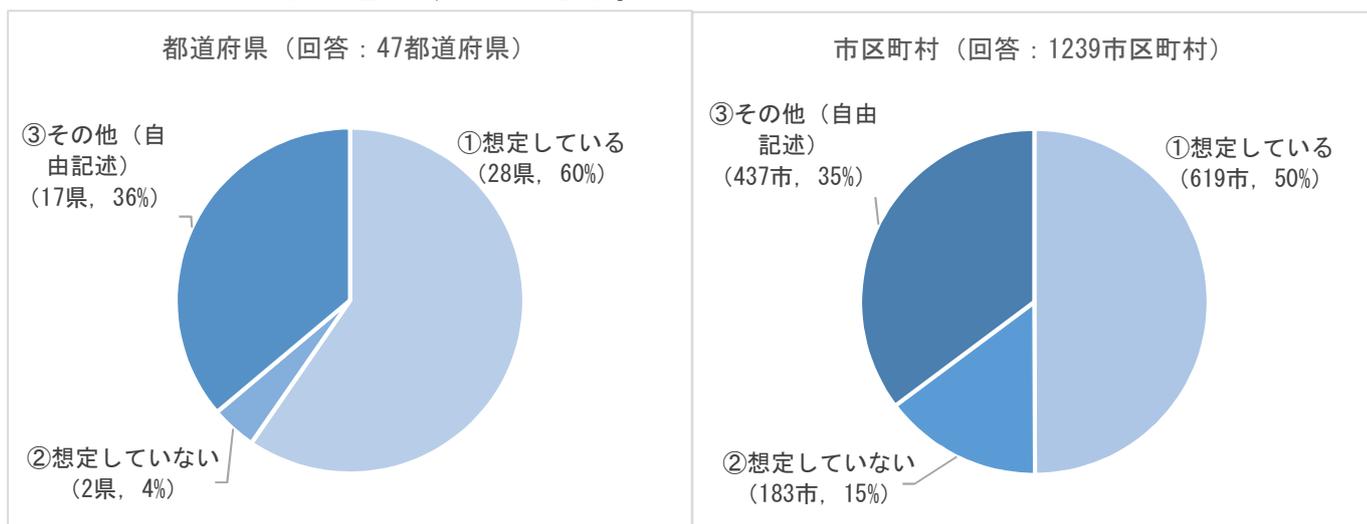
- ・地域クラブ活動に係る運営費用(受益者負担含む)によって対応することを想定。
- ・現在同様、トラックを借りて運搬する。
- ・部活動推進のため、部活動推進委員会(中学校)に委託している。
- ・利用者の負担。
- ・生徒から徴収した部費等から賄っている。
- ・地域クラブ会費及び部活動費の充当。
- ・会場の場所(町内か町外か)により、判断する方向で検討。
- ・市役所所有の公用車などを活用し運搬する。
- ・吹奏楽部は設置されておらず、楽器の運搬予定もない。

#### 4 受益者となる生徒・保護者の負担について

##### (1) 休日の地域クラブ活動参加による、会費としての受益者負担想定 【都道府県】【市区町村】

各県においては、休日の地域クラブ活動への参加の会費として受益者負担を想定している自治体が60%を占めている。自由記述からは、県の方針としては、受益者負担を想定しているが、その額については、地域の実態や運営団体、実施主体で異なるため、具体的な負担額までは想定していない自治体が多いことが分かる。

各市においては、受益者負担を想定している自治体が50%であり、検討予定も含めると約8割の自治体が受益者負担について検討し、視野には入れていることがうかがえる。



##### その他の意見 (都道府県)

北海道	地域クラブ活動に参加する場合の費用が、保護者にとって大きな負担となるような額となると、生徒が地域クラブ活動に参加することの妨げとなるおそれがあり、家庭の経済的な状況に関わらず、誰でもスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保することは重要な課題
青森県	地域の実態や運営団体、実施主体で異なるため具体的な負担額までは想定していない。

福島県	市町村それぞれで対応が異なるため、県全体での想定はしていない。 受益者負担を想定しているが、公費で賄う方針を示している自治体もあるため。
神奈川県	各市町村の判断によるものと考えている。
石川県	現在、県立中学校において取り組みがないため今後検討予定。
山梨県	県地域クラブ活動推進連絡会での意見やアンケート結果をみながら検討する。
岐阜県	国の実証により検証中
滋賀県	現時点では想定していない
京都府	想定しているが、過度な負担とならないよう検討中
大阪府	国の実証事業による課題などを踏まえ、検討する。
兵庫県	地域移行連絡協議会等において、支援策や要望をとりまとめているところであり、現在未定である。
熊本県	【運動部活動】想定している 【文化部活動】検討中
東京都 高知県 宮崎県	検討中
島根県 沖縄県	未定

#### その他の意見（抜粋）（市区町村）

<p>（想定している）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の中学校スポーツ少年団を受け皿とした場合、各部のスポ少ですでに会費を徴収していることからその分が受益者負担分となる。</li> <li>・想定しているが、令和5年度から令和7年度の改革推進期間中は、移行した部活と移行していない部活で不公平感が生じないよう受益者負担を求めないかたちで検討中</li> <li>・想定はしているが、国・県からの補助も必要かと考えている。</li> <li>・地域クラブの母体となる現在あるジュニアスポーツクラブは、各クラブの活動費</li> </ul>
---

として、上限10,000円で年会費を徴収している。

- ・最終的には受益者負担となることを想定しているが、段階的に移行していくなかで、学校、生徒、部活動により差が生じてしまうため、現段階では受益者負担としていくことが保護者等の理解を得難い状況である。

(想定していない)

- ・想定していない。市町村での決定は困難であり、国での一律の制度の制定を望む。

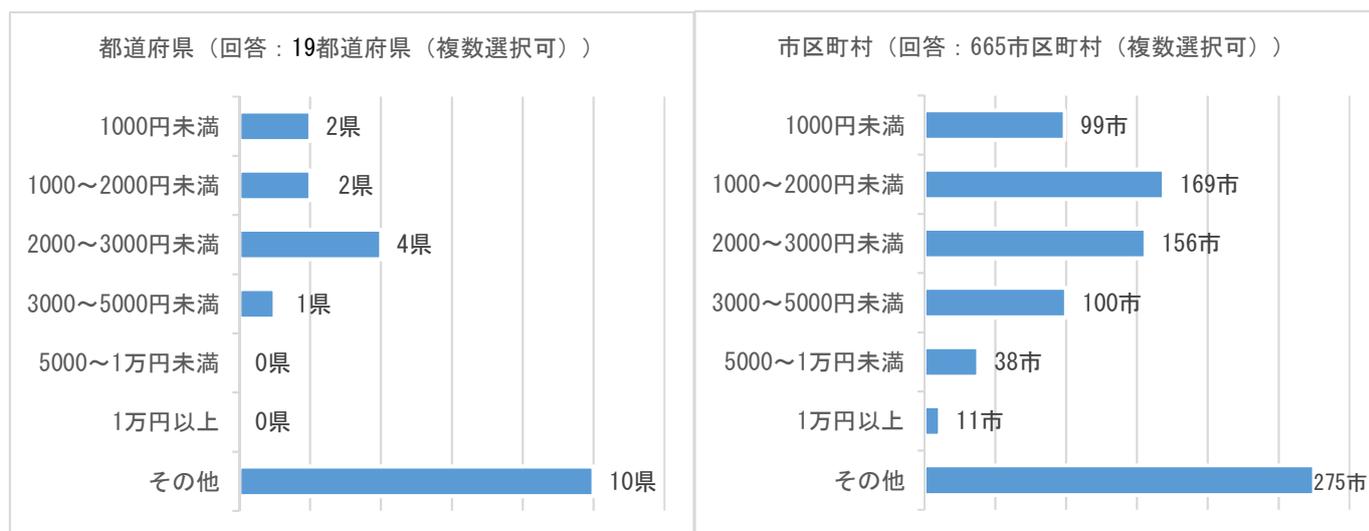
(検討中、検討が必要)

- ・困窮世帯に対しては、何らかの補助を検討中。
- ・会費の中でも受益者負担とする費用と支援が必要な費用と分けての検討が必要である。学校部活動であれば、休日のスクールバス利用が可能であるが、地域クラブ活動に移行した場合の活動場所が遠距離にあるときには、移動手段に対する支援が必要と考えられる。過疎地は移動手段の確保とそれに対する支援が大きな課題である。

(その他)

- ・もともと小規模の中学校であるため、1つの部に所属する部員確保が継続的にできるか難しい。受益者負担として現実的に成立するか、疑問である。

## (2)(1)で①を選択した場合、生徒1人あたりの1ヶ月の負担額(会費)の想定金額※複数回答可【都道府県】【市区町村】



※「その他(自由記述)」は検討中、未定やアンケートをとって決めるという意見が多数を占めた。

(3)(2) で回答した金額の積算根拠【都道府県】【市区町村】

その他の意見（都道府県）

青森県	指導者の報償費、交通費、児童生徒の保険料、施設利用の使用料及び賃借料
岩手県	指導者の報償費、旅費、保険料、需用費、役務費、手数料、委託料、使用料及び借損料など
宮城県	地域移行の進め方に応じて、市町村ごとに設定されるものと考えている。
秋田県	((2)の「その他」として)受益者負担は想定しているが、地域の実情が異なることや、現在は実証事業の結果を検討する段階であることから、負担金額の想定は困難である。
茨城県	1部当たり 報償費 192千円(1,600円×3h×40週) 旅費 32千円(800円×40日)
栃木県	指導者の報償費、旅費、保険料、使用料及び賃借料
埼玉県	指導者の報償費、旅費、保険料等
千葉県	各市町村による
新潟県	負担金(会費)については、市町村が設定するものであり、県としては想定金額の設定はしていない。したがって積算根拠についても、市町村によって異なる。
福井県	・保険料、指導者謝金、賃借料等は、自己負担を想定している ・地域や活動の内容・状況によって負担額が異なるため、一律に金額を設定することは難しいと考える
長野県	市町村からの要望は多く検討中
静岡県	報償費、保険料、使用料及び賃借料等
鳥取県	未定(地域クラブの規模・指導者数・活動場所・活動日時・参加人数など様々な状況があり、一律の金額は想定できない)
山口県	地域の実情に応じて、様々であると想定しており、現在検討段階
佐賀県	指導者謝金 1,600/H、2,700/回、保険料 1,850円

大分県	人件費 1,000,000円
	指導者の諸謝金 2,300,000円
	旅費 200,000円
	借損料 1,000,000円(生徒移動費含む)、
	消耗品費 400,000円
	保険料 50,000円

その他の意見(抜粋)(市区町村)

(北海道自治体)

地域クラブに移行されたからといって、経費の多くを負担させることについては、生徒・保護者から理解を得ることが難しいと考えられる。このことから、当分の間、月額数千円にとどめ、指導者の謝金や需用費の一部に充てることを予定している。

(青森県自治体)

指導料等10,000円×12ヶ月=120,000円※スイミングクラブを参考にした。

(秋田県自治体)

1クラブの場合

指導者にかかる経費 約2,000千円

事務に係る経費 約1,500千円

その他 約500千円 計4,000千円

※ただし、競技種目によりかかる費用が違って来るものとする。

(千葉県自治体)

<1人1月当たり負担金>※10人で活動した場合

想定A(指導者の報償費を徴収する場合):5,500円

想定B(指導者がボランティアの場合):3,500円

<積算根拠>

指導者の報償費

※指導者の報償費を徴収する場合 2,707円

※指導者がボランティアの場合 667円

(練習指導)  $1,600円 \times 3H/週 \times 4週(19,200円) \div 10人 = 1,920円$

※ボランティアの場合徴収しない

(交通費)  $300円 \times 4週(1,200円) \div 10人 = 120円$

※ボランティアの場合徴収しない

(大会等指導)  $4,000円 \times 20日/年 \div 12ヵ月(6,667円) \div 10人 = 667円$

※以上は千葉県作成の部活動指導員報酬額想定をもとに算定

保険料  $800円/年 \div 12ヵ月 = 67円$

需用費  $1,000円/月 = 1,000円$

負担金(大会参加費含む)  $12,000円/年 \div 12ヵ月 = 1,000円$

予備費  $726円/月 = 726円$  \*報償費徴収の場合

$766円/月 = 766円$  \*ボランティアの場合

※他に、個人の道具の購入費や活動場所までの送迎に係る費用が想定される。

### (岐阜県自治体)

総合型地域スポーツクラブ会費に係る内容

1 報償費 地域部活動指導者謝金 主任コーチ  $2,500円/回(3時間)$

担当コーチ  $1,500円/回$  1種目2名迄

※年合計  $2,850千円$

2 旅費 大会・遠征時に係る旅費・・・ $37円/km$ を基準(車移動)

公共交通機関は実費支払い

3 保険料 指導者  $1,850円/人$  中学生  $800円/人$

4 需用費 競技用消耗品 1種目  $30,000円 \sim 50,000円/年$ .

※年合計 約  $700千円$  (スクール事業全体)

5 使用料及び賃借料 ・冷暖房費使用 実費 約  $400千円$

※令和5年度市補助金  $4,500千円$ 、地域クラブ活動委託  $4,771千円$

市からの補助金や委託金の状況により、生徒負担額は変動する。

### (三重県自治体)

積算根拠は今後試算するが、指導者の報酬や指導者及び生徒の保険料等に充てる経

費を想定している。受益者負担のみで賄えない部分は公費負担を検討し、受益者負担が高額とならない、かつ指導者報酬が低額とならないような調整が必要と考える。

#### （大阪府自治体）

現時点では、積算ではなく保護者に求めていける金額としては、3,000円程度が限界であると考えている。

#### （兵庫県自治体）

部活動の地域移行に係る「保護者アンケート（令和4年度実施）」の結果、小・中学校の保護者とも、「501円～1,000円」、「1,001円～1,500円」が約22%と最も多く、1,500円以下が62%～70%を占めていたから。これ以外に、総合型スポーツクラブへの入会金（初年度のみ1,000円）、年会費（1,500円）を徴収予定（※改革推進期間中（R5～R7）は全額減免。また、スポーツ安全保険（800円）に入る必要もある。

#### （徳島県自治体）

報酬費 1,600円/時間×3時間×2名×20回/年＝192,000円/年

施設使用料(市立体育館) 1,100円/日×20回/年＝22,000円/年

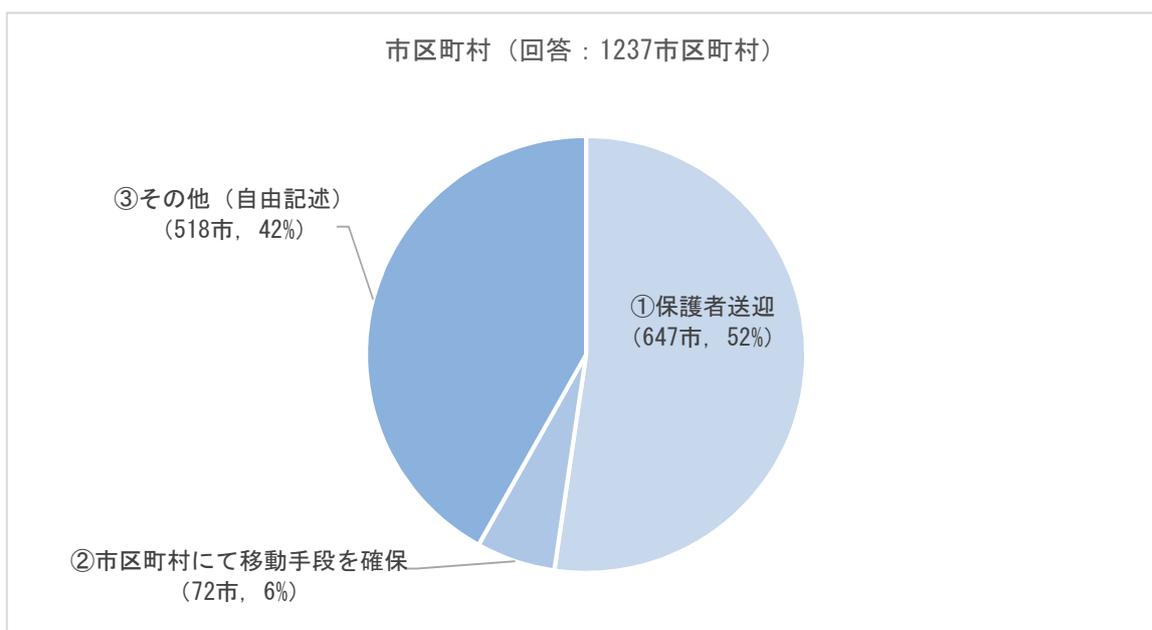
消耗品費(ボール等)50,000円/年 ※計264,000円/年(月額22,000円)

クラブ員を10名とすると、1人あたり2,200円の負担 スポーツ安全保険代800円を含めて、月額3,000円

また、現存の地域総合型スポーツクラブの年会費6,000円であるため、月額3,000円～6,000円程度と考えられる。

#### (4) 地理的に離れた複数の地域で活動する場合の移動手段【市区町村】

各市において、活動場所への移動手段として、保護者の送迎が約5割となっており、広域バスやスクールバス、スクールタクシーの活用を検討している自治体も多いが、現状として保護者の送迎に頼らざるを得ない状況であることが推察される。



## その他の意見（抜粋）（市区町村）

### （広域バス・スクールバス・スクールタクシー等）

- ・平日：水曜日 15～17時 市が生徒送迎バスを3台確保し、約60名を輸送。  
休日：保護者送迎。休日のうち、1日は市送迎バス運行を検討中。将来のスポーツ振興等を担う生徒の活動を支援するには市町村が移動手段（マイクロバスやワゴン車）を確保することが理想と考えるが移動手段の維持管理費や運転手代などを考慮すると財政面での負担が多い。当市においては、拠点学校間の移動手段をマイクロバスとワゴン車で確保できるよう検討中である。ただし、自宅から学校までは保護者送迎でお願いしたいと考えているがこちらについては検討中である。車両購入に対する助成制度や維持管理及び運転手代への助成制度があれば活用したい。
- ・公共交通機関での移動がほぼ難しい状況の中で、スクールバスの活用を考えているが、今後の移行先が民間事業所等となった場合、補助金要綱上スクールバスの活用ができないことが大きな課題となっている。また、全ての生徒において移動を保護者送迎に頼ることは難しいと考える。
- ・スクールバス等を検討したいが、現実的な方法がない。

### （保護者、公共交通機関等）

- ・移動手段については、原則、保護者による送迎や公共交通による移動を想定している。
- ・原則、保護者の送迎だが、国や県の補助があれば、市において移動手段を確保することも検討する。

### （その他の手段）

- ・原則、自転車等を利用し部活ごとに活動場所に移動することを想定している。生徒の引率については、学校ごと保護者へ依頼し対応する。

### （場合による）

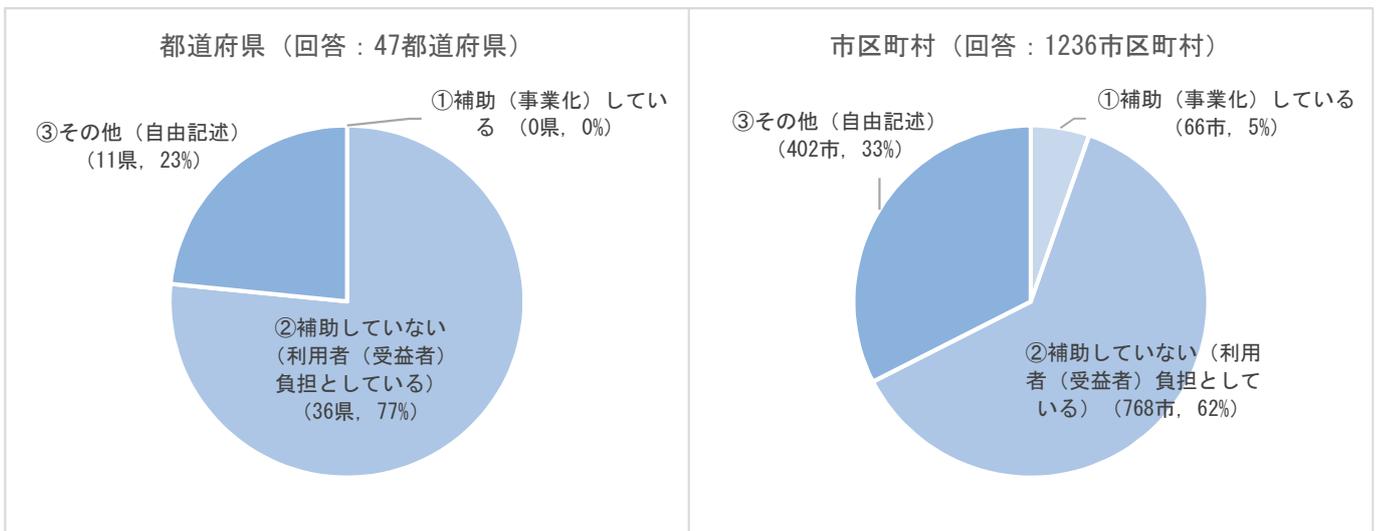
- ・保護者送迎を基本とするが、スクールバスの運用を検討していく。
- ・拠点校方式（合同部活動）を市が主体となって取り組む場合はスクールバスの運用を考えている。受け皿となる地域クラブができた場合は、保護者送迎を想定している。

(5)(4)で②を選択した場合、想定される費用【市区町村】

市区町村の回答（抜粋）

- ・ 運転手報酬、手当、車輛燃料代
- ・ 現状、現行の予算内で対応可能。（地域移行のための予算計上はなし）
- ・ 委託料（地域スポーツクラブ活動体制整備委託料に、一部の部活動が対象ですがスポーツ振興車による送迎料が含まれている）  
上記以外は保護者による送迎を想定している。
- ・ 本自治体はスクールバスが路線ごとにあるため、現段階でも離れた地域への部活動（大会参加等）はスクールバスを使用しているので、今後も同様に使用できるよう規定を変えていく予定。
- ・ 現状では保護者送迎が基本となると予想されるが、国補助事業があれば、地域コミュニティの輸送手段等も可能性として考えられる
- ・ 平日のスクールバス運行費（町から運行事業者への運行委託料）として1, 100千円程度
- ・ 使用料及び賃借料（スクールタクシー）
- ・ 広域に参加者が点在するので（例えば車両20台程度の確保）検討中

(6) 所属学校以外の施設を利用する場合の移動費用の補助（する予定か）。【都道府県】【市区町村】



その他の意見（都道府県）

秋田県	単独市町村での地域移行が難しいことも想定されるため、広域的な連携を視野に入れている。その場合、送迎手段の確保が課題となるため、各々の地域の実情に応じた助言・支援を県が行う予定としている。
神奈川県	補助していない。各市町村が設置するものと考えている。
山梨県	県地域クラブ活動推進連絡会での意見やアンケート結果をみながら検討する。
兵庫県	地域移行連絡協議会等において、支援策や要望をとりまとめているところであり、現在未定である。
奈良県	今後検討予定である。
長野県 石川県 鳥取県 高知県 宮崎県	検討中
沖縄県	未定

その他の意見（抜粋）（市区町村）

（補助）

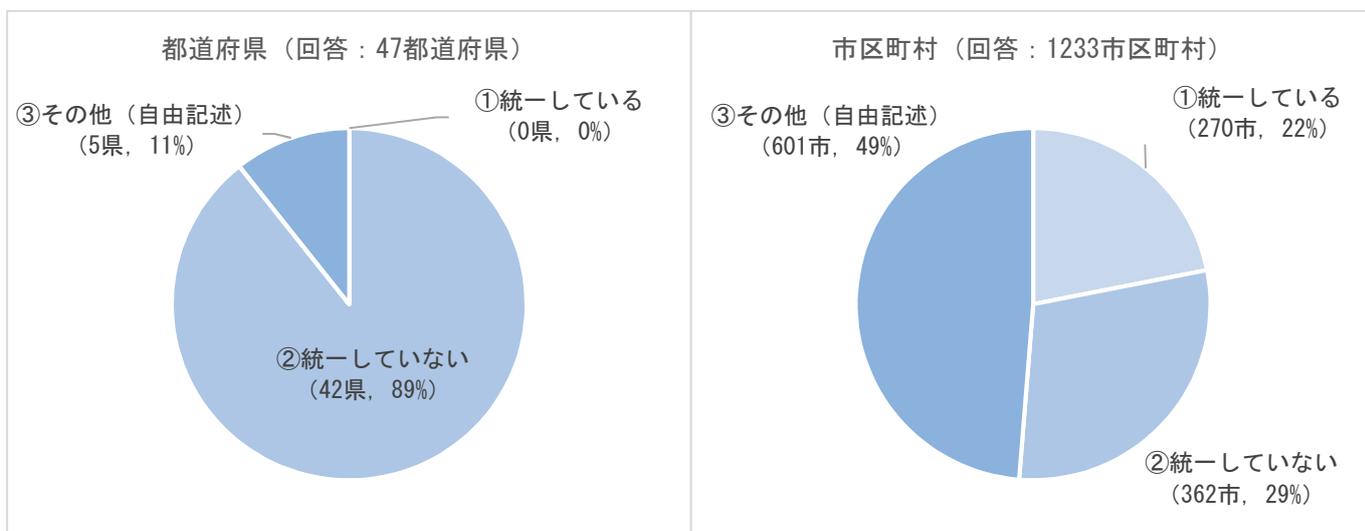
- ・野球やサッカーなどの団体競技が複数校による合同チーム編成となっているため、中総体、新人戦前の平日の合同練習に回数制限はあるが、バスを配車するなどの支援をしている。各部活動の遠征も年3回を上限に支援している。
- ・受益者負担を原則とするが、要保護準要保護生徒等の生活困窮世帯に対しての支援等を検討。
- ・原則受益者負担だが、一部では、市所有のバスの活用も想定している。
- ・中体連の練習や試合は町マイクロバスやタクシー代の補助を行う。
- ・無償

（バス・タクシーの推奨、確保）

- ・コミュニティバス等の利用を推奨している。
- ・移動に町バスを使うこともある。
- ・移動手段として、送迎バスの確保を予定している。
- ・スクールタクシーで移動している。
- ・スクールバスの活用

（7）地域クラブ活動の指導者の報酬について域内での状況【都道府県】

【市区町村】



### その他の意見（都道府県）

山梨県	県地域クラブ活動推進連絡会での意見やアンケート結果をみながら検討する。
奈良県	現状、報酬について統一はしていないが、一部の市町村からは一定の目安を示すよう要望が出ている。
島根県	把握していない
鳥取県 高知県	未定

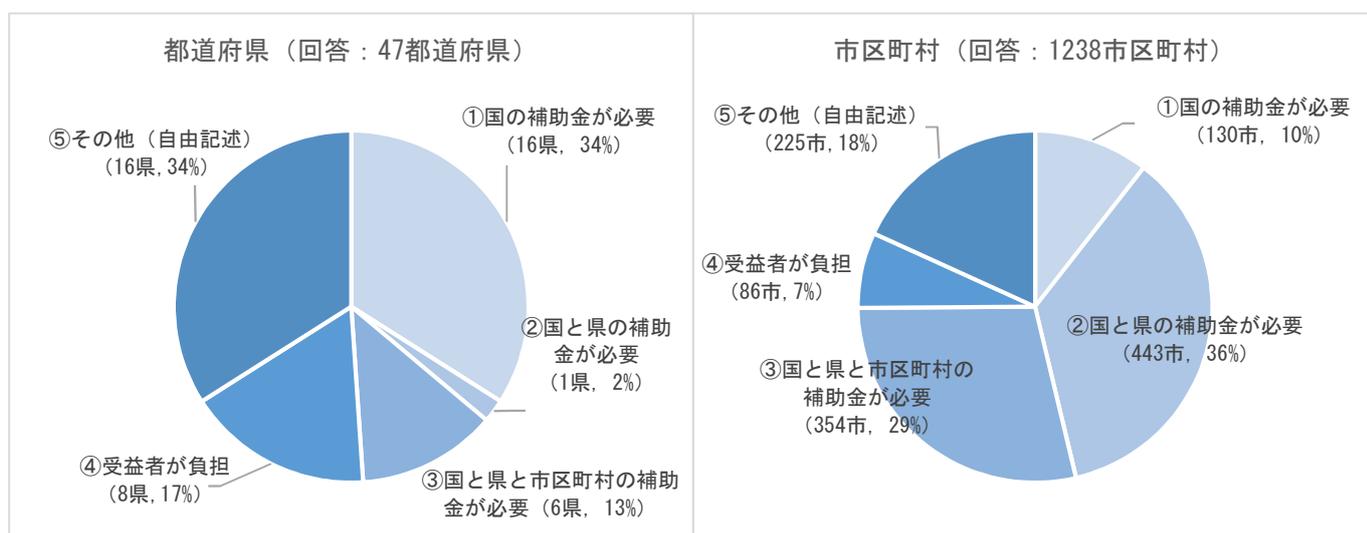
### その他の意見（抜粋）（市区町村）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、指導者に報酬を支給することになった場合は域内で統一する予定</li> <li>・ 小中一貫指導の関係から、スポーツ少年団も含めて統一が望ましい</li> <li>・ 地域部活動が実現した際には、一定の均衡が必要</li> <li>・ ボランティア、交通費等実費のみ</li> <li>・ 現時点では、報酬の支払いを想定していない。（ボランティア活動としている）</li> <li>・ 村内指導者は一律。外部指導者の場合は実費相当。</li> <li>・ 運動部活動時給 2,000 円、文化部活動（芸術）3,500 円</li> <li>・ これからの検討課題である。しかし、クラブによって在籍生徒数が違うので、クラブによって会費がまちまちになると考えられ、統一が難しいのではないかと考えている。</li> <li>・ モデル事業での指導者謝金については、国が設定している金額（1時間 1,600 円）を基準に行っているが、それ以外の報酬については今後の協議となるため未定。</li> </ul> <p>※検討中、未定の自治体が多い</p>
--

(8) 地域クラブ活動の指導者の報酬について、どう考えているか。【都道府県】【市区町村】

各県においては、地域クラブ活動の指導者の報酬について、国や県、又は市からの補助が必要と考えている県が約5割である。また、将来的には受益者負担と考えるが、段階的に移行するにあたり、国等の補助金が必要など、財政支援が必要であると考えている自治体もある。

各市においても、国や県、又は市からの補助が必要と考えている自治体が7割を超えており、継続的な運用としての補助金制度等を望む意見が多く見られる。



その他の意見 (都道府県)

北海道	地域クラブ活動の運営団体・実施主体や協議会等において、地域クラブ活動の運営費用として、指導者の報酬のほか、消耗品代、事務に係る費用などを想定し、その費用をどう負担していくか地域の実情に応じて検討することが大切
福島県	市町村や受け皿となるクラブ・団体それぞれで、報酬の考え方も異なっているが、ある程度の期間、国の財政支援が必要であると考えている。
栃木県	移行期においては、国等の補助金が必要であるが、将来的には受益者が負担をする。

群馬県	運営団体や実施主体によって運営・実施体制は異なるので、指導者の報酬については、補助金が必要なクラブもあれば、企業からの寄付や受益者負担・ボランティア等で実施し、補助金なしでも運営・実施できるクラブもあると考える。
福井県	推進期間においては、学校部活動と地域クラブが併存することから、地域クラブに参加している生徒の家庭のみが負担することがないように、何らかの補助が必要。
愛知県	国において統一的な方針を示すべき
滋賀県	現状は国の実証事業として実施されているが、将来的には受益者負担が必要になると思われる。
兵庫県	地域移行連絡協議会等において、支援策や要望をとりまとめているところであり、現在未定である。
島根県	未定
香川県	原則、受益者負担と考えるが、負担を少しでも減らすための補助は必要。ただ、地域クラブは既存の民間クラブや総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、さらには新たに設立されるクラブ等もあるため、補助を行う際の条件や基準等の作成が必要。
大分県	原則は、受益者が負担するものと考えているが、段階的な移行にあたって、先行事例等を行う際は、国や県、市町村からの補助金が必要である。
宮崎県	検討中

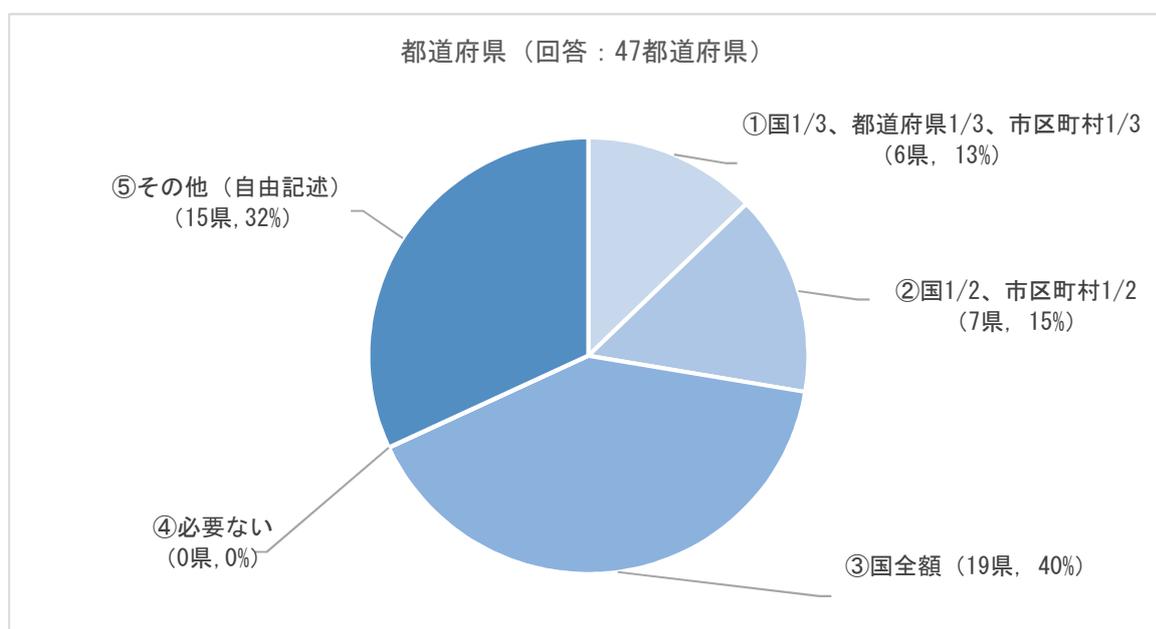
## その他の意見（抜粋）（市区町村）

- ・生徒が少なく、受益者負担だけでは賄いきれないことが想定されるため、受益者負担に加え、国・県・町の補助金が必要になる。不公平とまらない仕組みづくりを検討していく必要がある。
- ・学校管理下におかれな中学生の活動については、学校管理下におかれていない小学生（スポーツ少年団）の活動との均衡を考慮する必要がある。
- ・活動の費用として指導者や運営主体の事務にかかる費用は国県市の支援が必要と考える。その他活動にかかる費用は受益者負担としたいと考えている。ただし、突発的な費用負担が発生する場合は、受益者負担といっても、対応できないと考えられ、子ども達の活動に支障をきたすため、都度の対応が必要と考える。持続可能な体制を構築するには、国県の持続的な支援が必要であり、その部分が明確とならなければ、地域移行を推進することは困難と感じる。
- ・本市は教員が県費職員であるため、特業手当の予算が減額しても市の財源には反映されない。地域クラブとして運用する以上、受益者負担は必要不可欠と認識しているが、困窮世帯が経済的理由により参加できないことが起きないように対応が必要である。困窮世帯の参加費用については、早急に国及び県の財源が確保され、周知されることが望まれる。
- ・小規模離島や経済基盤の脆弱な自治体へは、地域クラブ活動の運営に係る費用の全額を国及び都道府県が負担することが地域格差を生まないことにつながると考える。
- ・国や県の補助金は必要であるが、市がすべての指導者を直接雇用し、支払いを行い、その実績に基づき補助金を請求していくのは現実的には膨大な事務量であり、受ける指導者側も制限があり難しい面がある。地域クラブ活動を実施する（請け負う）団体へ、業務委託した場合の団体への補助金が必要である。指導者の確保が難しいなか、指導者個人と契約するより、地域クラブ団体と契約し、団体へ補助金が出せる仕組みが必要である。指導者の中にはボランティアで指導したい方もみえるが、地域団体が運営や人の手配などを行っているため。
- ・教員の手当との整合性、整理が必要である。国、県の補助制度が必要と考える。

- ・受益者負担が大前提ではあるが、地域移行後も全中学生が現在と同様の活動を継続して行うためには、今後、家庭への補助が必要になってくると考える。
- ・家庭への補助については国の補助金が必要である。

### (9) 適切な助成制度【都道府県】

各県の考えとして、困窮家庭への助成制度について、国に全額の補助を求めている自治体が4割に迫る数値となっている。また、必要ないと考えている自治体が0であることから、何らかの補助制度について検討する必要があると考えている自治体が多いことがうかがえる。

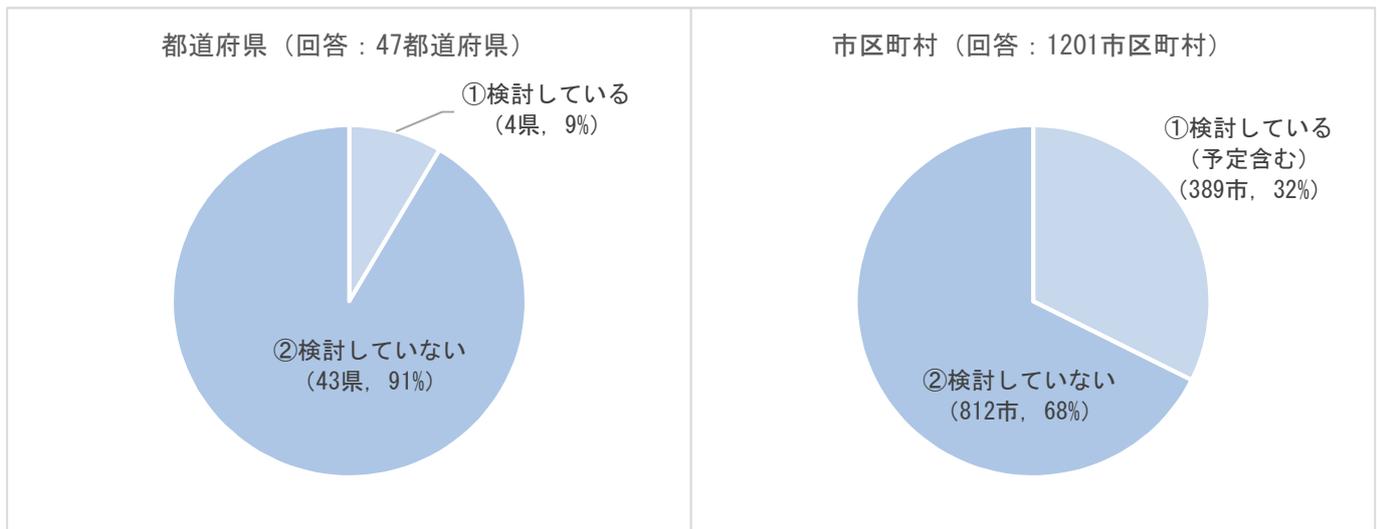


#### その他の意見（都道府県）

秋田県	実証事業の結果や、市町村の取り組みの進捗状況を踏まえて、本件の実情に応じた助成の在り方を検討していく。
群馬県	国の助成の有無により「どこが助成するのか、どの程度までの助成が必要か」等、県及び市町村で、検討していく必要がある。
愛知県	困窮家庭に対する活動の機会を確保することは重要な視点であるが、その方法については、助成制度以外の方法も含めて検討する必要がある。
京都府	適切な負担については研究を要すると考えている。

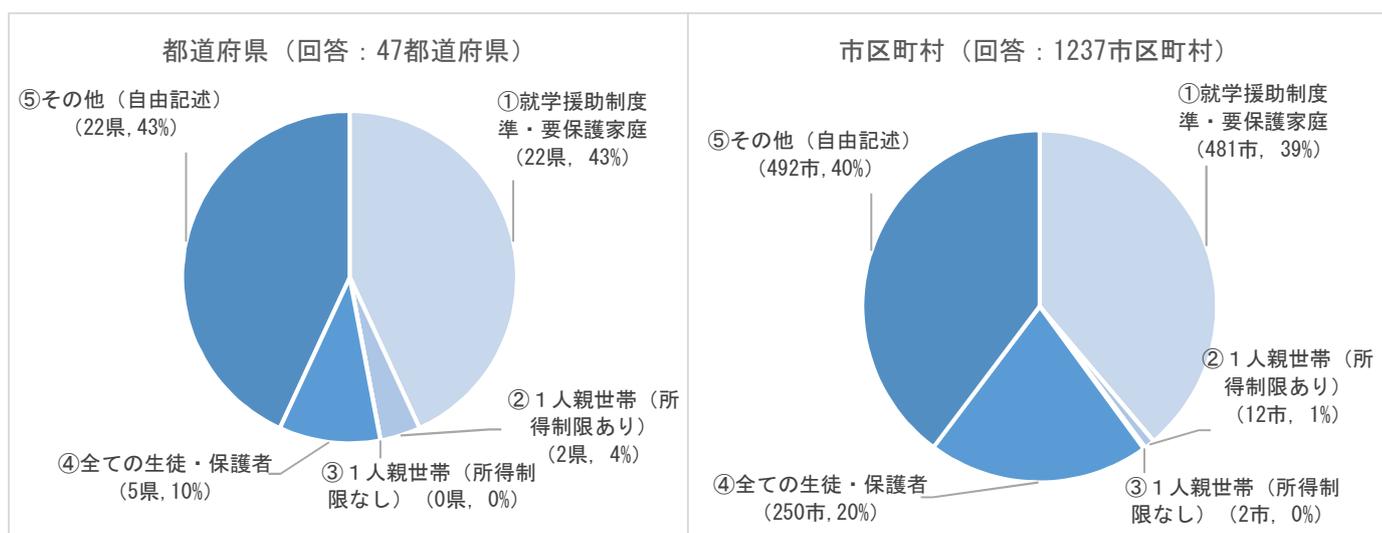
兵庫県	地域移行連絡協議会等において、支援策や要望をとりまとめているところであり、現在未定である。
奈良県	負担者、負担割合については検討が必要であるが、何らかの補助制度は必要であると強く感じている。
岡山県	就学援助制度に準じた制度
徳島県	考えていない。
福岡県	検討していない
長崎県	運動部については国 1 / 2、市区町村 1 / 2 . 文化部については国全額
千葉県 東京都 滋賀県 熊本県 宮崎県	検討中

(10) 困窮世帯の参加費用負担の支援に係る独自予算【都道府県】【市区町村】



(11) 地域クラブ活動に参加する生徒・保護者への助成等の支援対象者※複数回答可【都道府県】【市区町村】

各市から、「就学援助制度準・要保護家庭」について、助成を望む意見が4割近くあげられた。「全ての生徒・保護者」への助成を望む声も2割存在している。物価の高騰の影響もあるが、助成の範囲（就学支援とは切り離して考えるべき等）については考え方が自治体により異なっている状況が見られる。



その他の意見（都道府県）

青森県	地域の実態や運営団体・実施主体で異なるため。生徒・保護者への助成等の支援については、各市町村で判断するものと考えます。
秋田県	金銭の補助に限らず、施設使用料の減免等も考えられる。
群馬県	「どこが助成するのか、どの程度までの助成が必要か」等、県及び市町村で、検討していく必要がある。
埼玉県	原則受益者負担であるが、国の助成制度が実現された場合には対象者を検討する。
山梨県	県地域クラブ活動推進連絡会での意見やアンケート結果をみながら検討する。
静岡県	生徒・保護者の費用負担の軽減については、対象者、仕組、予算等について、国が示すべき。
愛知県	他の様々な支援制度と比較して検討する必要がある。

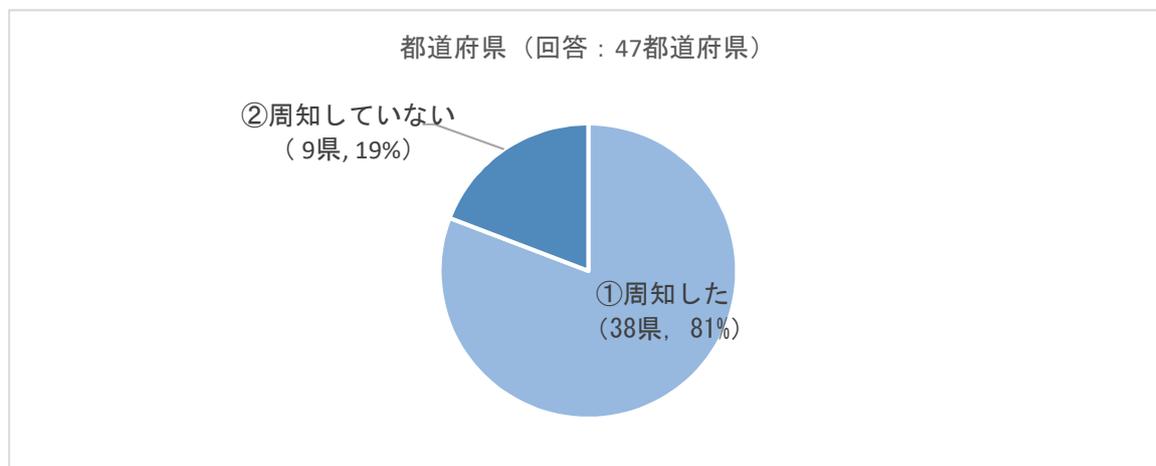
大阪府	国の実証事業による課題などを踏まえ、検討する。
兵庫県	地域移行連絡協議会等において、支援策や要望をとりまとめているところであり、現在未定である。
徳島県	考えていない。
島根県 高知県	未定
広島県 福岡県	検討していない
千葉県 東京都 石川県 長野県 滋賀県 京都府 熊本県 宮崎県	検討中

## その他の意見（抜粋）（市区町村）

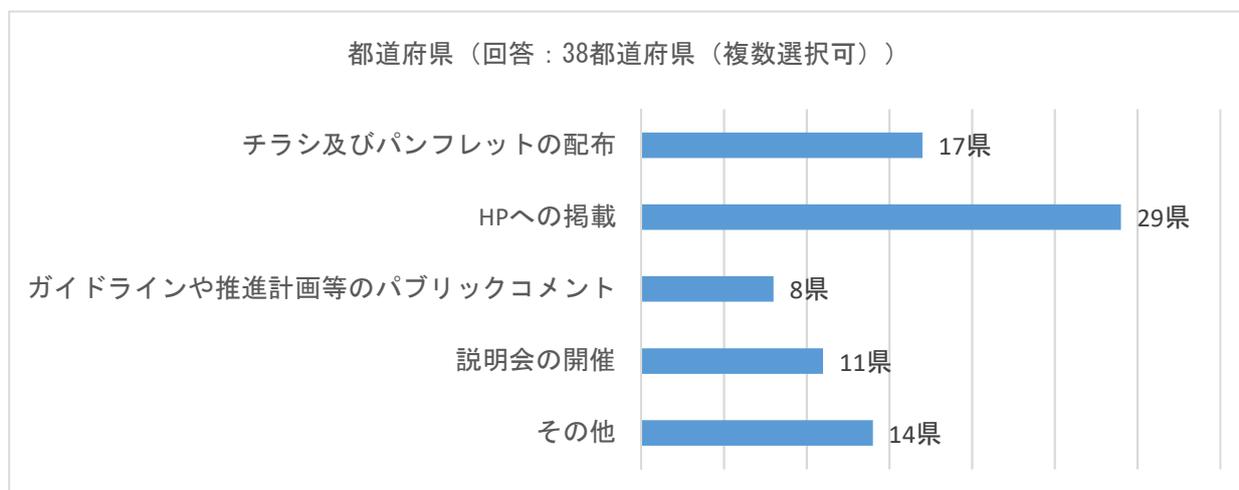
- ・格差をなくすために、国がすべての生徒の負担を請け負う。
- ・国の制度が必要と考える。
- ・国や東京都の動向を見て判断する。
- ・地域クラブ活動の経費は、就学に係る経費ではないため、就学援助の対象とは考えていない。同経費は、地域クラブ活動の推進という視点から、就学援助とは切り離して検討すべきと考える。
- ・令和 5 年度については、物価高騰の影響に鑑み、全参加者の年間登録料 5,000 円と要保護・準要保護世帯の参加者の参加費用全額を対象に補助金を交付する。令和 6 年度以降は、要保護・準要保護世帯の支援を継続できるよう準備を進めている。
- ・困窮世帯への支援については、今後、参加費等の受益者負担と併せて、検討が必要である。
- ・まだ、ルールを設定していないが、市が送迎等の負担をしないのであれば、就学援助、要保護家庭への補助は必要である。
- ・検討していない。現在、本市が実施しているモデル事業は、あくまで部活動の一環と位置付けられるものと考えており、本事業を実施した一部のクラブだけに生徒や保護者への費用負担が生じることは公平ではないと考えているため、今後も、生徒や保護者への費用負担が生じないよう、モデル事業のクラブ数を広げていきたいと考えている。

## 5 関係者への周知について

### (1) 地域移行について、児童生徒、保護者、関係団体への周知【都道府県】



### (2) (1) で①を選択した場合の具体的な周知方法※複数選択可【都道府県】



#### その他の意見（都道府県）

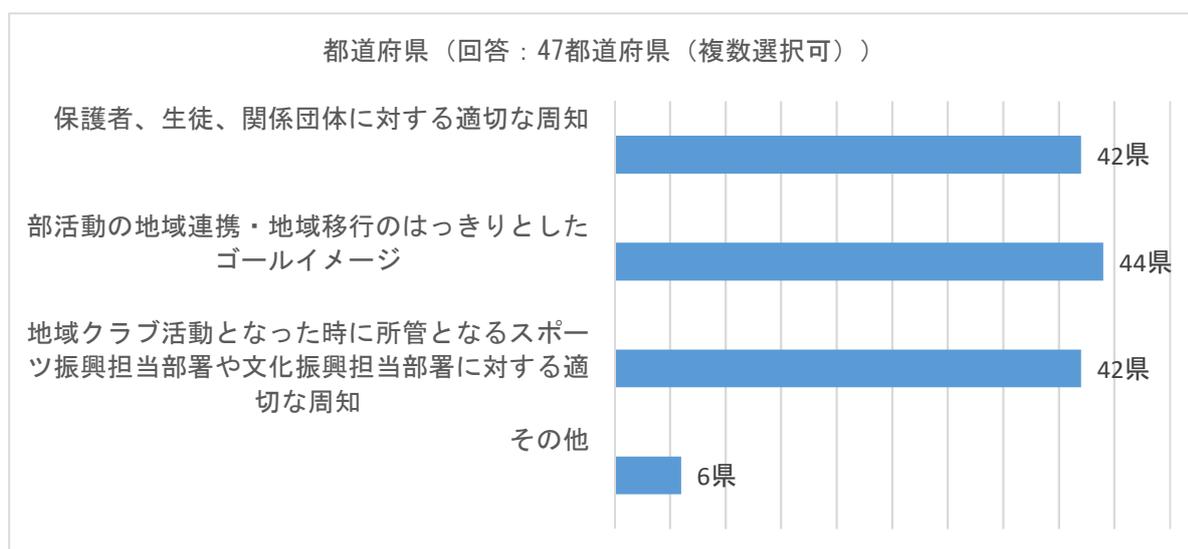
北海道	アンケートを実施する際に、リーフレットで概要を周知
秋田県	報道投げ込みによる新聞・テレビ等による報道
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県PTA連絡協議会、生涯学習講演会にて説明</li> <li>動画を作成し、生徒・保護者へ周知</li> </ul>

群馬県	関係団体に対しては、通知文を送付
東京都	公益財団法人東京都体育協会主催「令和5年度第2回クラブ運営スタッフ等研修会」、一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会主催「令和5年度課題別研修会」等で説明
神奈川県	県主催の部活動連絡会にて説明
福井県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県広報担当課によるテレビ放映</li> <li>・県が企画する広報番組内で地域移行の特集を組み、休日の地域移行を推進する目的と受け皿として先行して実施する地域クラブの取り組みを紹介</li> </ul>
山梨県	本県が実施した「休日の部活動の地域移行に関わるアンケート調査」（R4年度 県内公立小学校5、6年生・公立中学校1年生とその保護者及び公立小中学校教職員を対象に実施）において周知
長野県	各種研修会、会議
静岡県	通知
三重県	県ガイドラインおよび方針を令和5年度中に策定し、中間案のパブリックコメント、最終案の公表に際して広く周知
奈良県	令和5年2月、奈良県PTAWeb広報誌「かがやき奈良」に部活動地域移行に関する記事が掲載された。令和5年6月に開催した「第1回奈良県部活動改革検討委員会」において、PTA代表、中学校長会長、関係団体の代表者に周知した。児童生徒、保護者への周知については、今年度実証事業に取り組む市町村から周知されている。（予定含む）
高知県	各市町村への通知、PTA会議での説明
沖縄県	県立4中学校へ実態調査アンケートを通して周知

(3) 児童生徒、保護者、関係団体に対して、国に求める具体的な取組

※複数選択可【都道府県】

各県において、周知については、保護者や生徒といった活動主体者への周知とともに、運営所管となる部署への周知の充実を求めていることがうかがえる。主な周知事項としては、達成時期や明確なゴールイメージについての周知の充実を求める声が多いが、学校文化に定着している部活動への認識を変えるためには、保護者や生徒、関係団体だけでなく、国民全体への周知が必要と考える自治体も少なくはない状況であることがうかがえる。

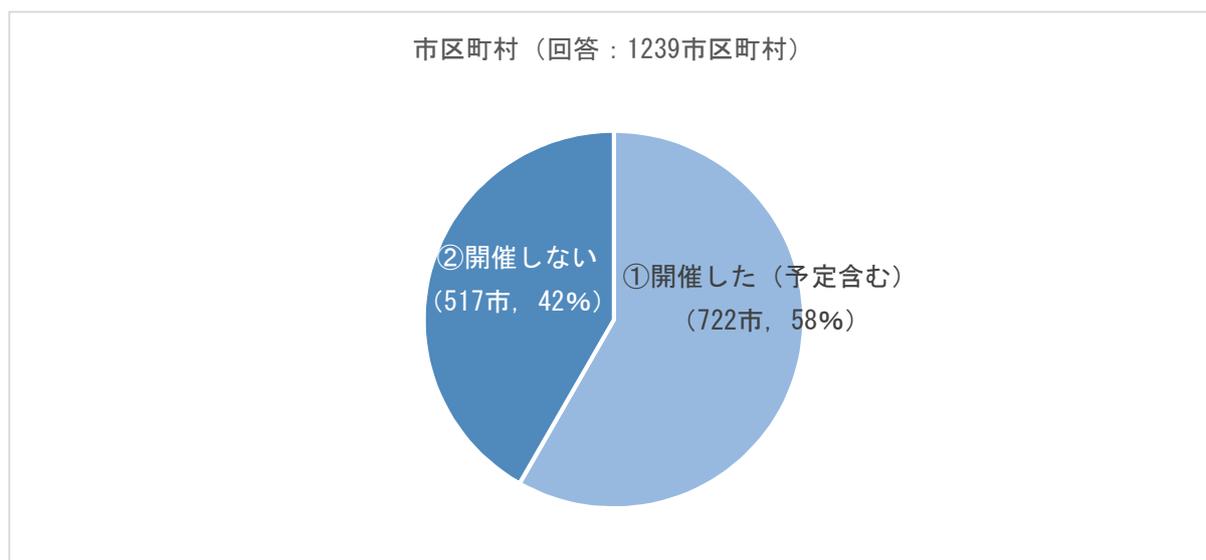


その他の意見（都道府県）

埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校部活動の地域移行の将来像を明確にするとともに、その達成時期に係る具体的なスケジュールや手順について示すこと。また、財政支援の継続期間等について併せて示すこと。</li> <li>・学校部活動が地域に移行されるまでの間、生徒にとって望ましい活動環境が整備できるよう、部活動指導員の人材確保に係る財政支援の拡充を図ること。</li> <li>・家庭の経済的な理由により生徒の体験格差を生まないため、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブへの参加費用等について、財政支援を図ること。</li> </ul>
-----	---

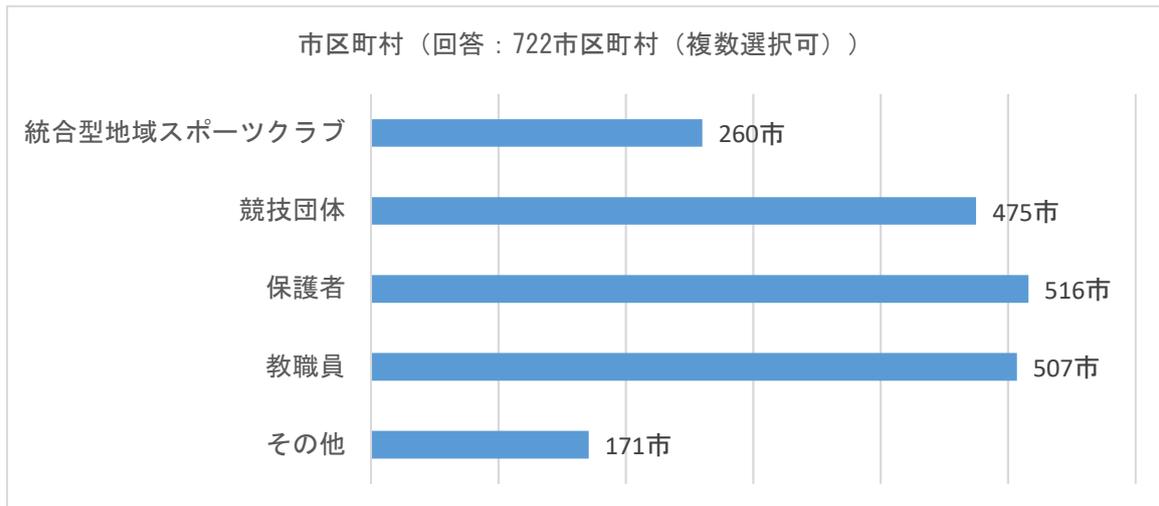
長野県	説明会の実施
三重県	特に法に基づく方針の変更ではないことや指導者の確保が必要であることから、全ての国民に伝わるよう周知する必要があるのではないか。
鳥取県	将来的な中学校における部活動の在り方について国の考え方を示す
香川県	これまで日本の学校文化に定着していた部活動への認識を変えるためには、保護者や生徒、関係団体だけでなく、国民全体への周知が必要。国は、文書だけでなく、あらゆる方法で適切に国民全体へ周知してほしい。
熊本県	【運動部活動】中体連の今後の在り方の検討

(4) 休日の部活動の地域移行等の周知に係る説明会を開催したか(予定含む)【市区町村】



(5) (4)で①を選択した場合、その説明会の対象者※複数選択可【市区町村】

休日の部活動の地域移行について、説明会等を開催した市は6割弱となっている。説明会の対象者は、保護者、教職員、競技団体が多い。また、児童生徒や校長会、全ての住民を対象にした市もある。



その他の意見（抜粋）（市区町村）

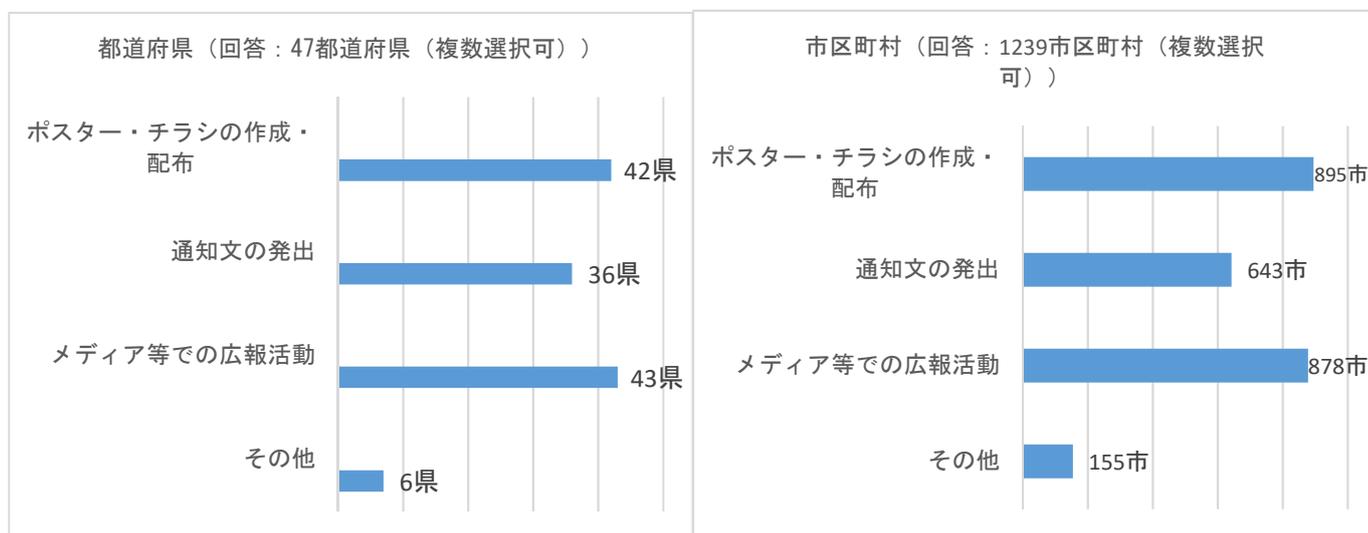
- ・ 児童生徒
- ・ 校長会
- ・ スポーツ少年団、体育協会、文化協会等
- ・ 全ての町民、市民、地域住民対象
- ・ 青年会議所、PTA連合会等
- ・ 村議会、町議会、市議会等

(6) 国に求める適切な国民への周知内容及び方法※複数選択可【都道府県】

各県において、適切な周知を行うために国に求める具体的な取組について、ほとんどの県が、3つの選択肢「保護者、生徒、関係団体に対する適切な周知」、「部活動の地域連携・地域移行のはっきりとしたゴールイメージ」、「地域クラブ活動となった時に所管となるスポーツ振興担当部署や文化振興担当部署に対する適切な周知」の全てを選択しており、いずれも高いニーズがあることが分かった。

具体的な周知の方法については「ポスター・チラシの作成・配布」、「メディア等での広報活動」が多く、分かりやすいリーフレットの作成やテレビ等のメディアを用いて幅広く国民全体に周知すべきという意見があった。

各市において、適切な周知を行うために国に求める方法については「ポスター・チラシの作成・配布」、「メディア等での広報活動」が多い。同時に、周知する内容が画一的な内容にならぬよう求める意見も多く見られる。



### その他の意見（都道府県）

栃木県	メディア（テレビやCM）等を活用した広報活動
神奈川県	部活動の地域移行とはどのようなものなのかということが分かる、保護者や児童生徒向けのリーフレット等の配布
富山県	各競技団体への周知
福井県	方法はどのようなものでも構わないが、国として明確な方針（最終的なゴールイメージ）を示した上での周知が適切かと思う。
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度設計が不十分な状態（予算や指導者の確保等の見通しが立っておらず、学習指導要領との整合性や中学校教育に与える影響についての議論が不十分 等）で、わずかに先行実施している自治体例を使って、広報することは、かえって国民の誤解を生み、混乱を招く要因となっている。</li> <li>・検討会議提言の内容から、ガイドラインの内容は変更があり、少なくとも変更点については丁寧な説明と訂正が必要。一般国民は、提言のイメージを持ち続けており、令和4年12月に国が示したガイドラインの理解が進まない。</li> </ul>
三重県	全ての国民の理解が必要であることから、適切な周知が必要である。

### その他の意見（市区町村）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体により取組や進め方が異なるため、国からの一律の周知はゴールのイメージばかりが先行し、現状との乖離から混乱や誤解を招く可能性がある。</li> <li>・地域によって実情は様々である。人材確保、受け皿団体の確保が容易でない自治体、財源確保に苦慮している自治体もある。都市部での先行事例（成功例）等ばかりを周知することは適切ではない。</li> <li>・国で一律の運営形式を想定するのではなく、地域の実情にあった細かな運営の形を提案し周知していく。</li> <li>・地域移行だけでなく、地域連携についても周知してほしい。</li> <li>・特に、なり手としての指導員への協力を呼びかけるような周知をお願いしたい。</li> <li>・地域移行の達成時期や予算措置の継続（費用負担の考え方）について、国がリーダーシップを取って明確な内容を広く国民へ周知し、理解を促進して欲しい。</li> </ul>
---

## 6 今後の方向性・進捗状況について

(1) 令和5年度中に休日の部活動の地域連携・地域移行を開始する市区町村数及び都道府県内の総市区町村数※「地域連携・地域移行を開始」については、全ての学校、部活動ではなく一部でも可【都道府県】

### 分析結果

開始率	都道府県率	都道府県数
80%以上	21.3%	10
50%以上80%未満	21.3%	10
20%以上50%未満	34.0%	16
20%未満	23.4%	11

### 各都道府県の回答

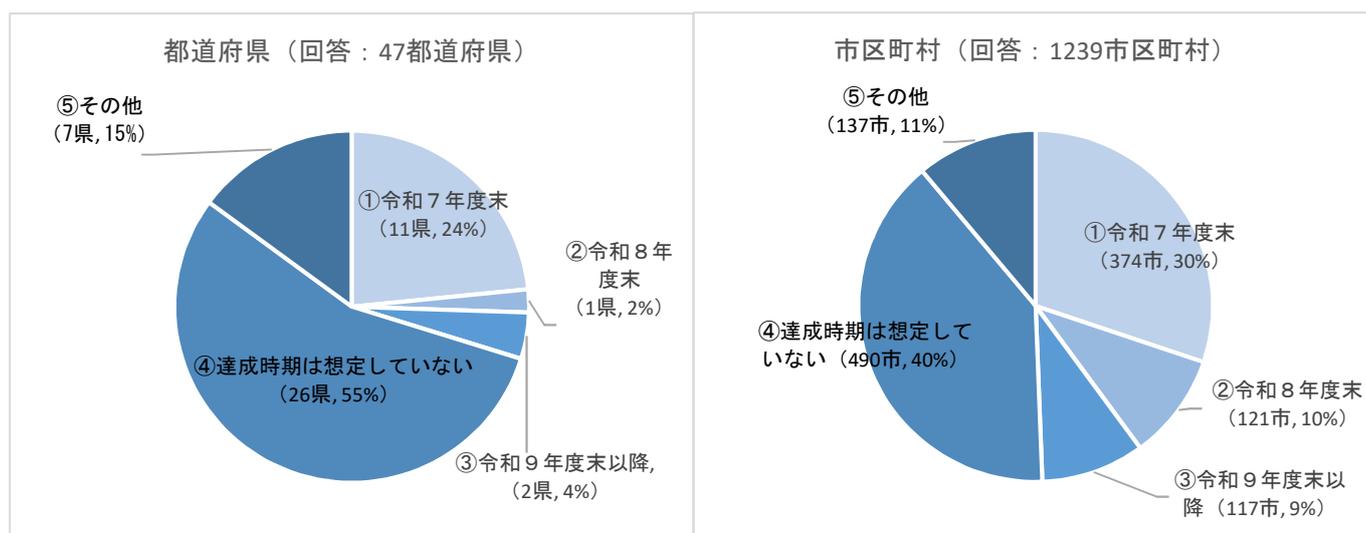
都道府県名	令和5年度中に休日の部活動の地域連携・地域移行を開始する市区町村数	都道府県内の総市区町村数
北海道	35	178
青森県	8	40
岩手県	8	33
宮城県	7	35
秋田県	2	25
山形県	23	35
福島県	23	59
茨城県	21	44
栃木県	5	25
群馬県	35	35
埼玉県	24	63
千葉県	44	53
東京都	62	62

神奈川県	1	3 3
新潟県	2 9	3 0
富山県	1 0	1 5
石川県	8	1 9
福井県	1 2	1 7
山梨県	6	2 7
長野県	1 6	7 7
岐阜県	3 2	4 3
静岡県	1 0	3 5
愛知県	0	5 4
三重県	2 3	2 9
滋賀県	8	1 9
京都府	2 0	2 3
大阪府	2 2	4 3
兵庫県	2 4	4 2
奈良県	1 1	3 9
和歌山県	2	3 0
鳥取県	0	1 9
島根県	2	1 9
岡山県	2 6	2 7
広島県	8	2 3
山口県	2	1 9
徳島県	4	2 4
香川県	1 7	1 7
愛媛県	4	2 0
高知県	1 7	3 4
福岡県	1 0	6 0
佐賀県	2 0	2 0
長崎県	1 6	2 1

熊本県	4 0	4 4
大分県	1 6	1 8
宮崎県	5	2 6
鹿児島県	3 4	4 3
沖縄県	2 0	4 1

(2) 域内の市区町村の休日の部活動の地域連携・地域移行を概ね達成する時期の想定【都道府県】【市区町村】

地域連携・地域移行を概ね達成する時期を国と同様の令和7年度末としている市は30.2%、令和8年度末が9.8%、令和9年度以降が9.4%となっている。また、達成時期を想定していない市は39.5%となっている。



その他の意見 (都道府県)

青森県	青森県の目指す姿として、全ての市町村において、部活動の地域移行について検討し、令和7年度末までには部活動ごとの課題と必要な対策を整理した上で、可能な部活動から地域移行を開始する。地域移行の実施が困難な部活動については、当面の対応として、合同部活動等の地域連携の取組を検討する。その上で、引き続き地域移行に向けた課題の解消方策について検討する。
-----	---

千葉県	令和7年度末までに各市町村が示す。
長野県	令和8年度末を目途
徳島県	達成に向けての課題が多く、達成時期を想定するまでにいたらない。
高知県	検討段階
長崎県	運動部については各自治体の状況等が異なるため、現段階では想定できるところまで至っていない。また文化部については令和7年度末を想定している。
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【運動部活動】 令和7年度末</li> <li>・【文化部活動】 検討中</li> </ul>

**その他の意見（市区町村）（抜粋）**

<p><b>（具体的な達成年）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年8月から地域移行を実施している。</li> <li>・ 令和6年度の新チーム発足時</li> </ul> <p><b>（検討する）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現段階では想定しておらず、協議会立ち上げ後に管内自治体や道内の動向を情報収集しながら検討する。</li> <li>・ 全ての部活動について地域移行するのか、合同部活動とするのか等について、検討中である</li> <li>・ 令和5年から8年までの進捗状況を見て別途検討</li> </ul> <p><b>（その他）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日も含めた地域移行を進めており各団体でクラブを設立し随時移行していく。</li> </ul>
--

(3) 地域移行の取組を進める上で国実証事業や補助事業以外で今後国において検討が必要であるとする予算について、その目的及び具体的な内容（自由記述）【都道府県】

実証事業や補助事業以外で今後国において検討が必要であるとする予算については、市や地域スポーツクラブ活動の運営団体が主体となって地域移行の取組を行っていく際の財政支援について求めている意見が多く見られる。また、学校施設の開放にあたって、施設方法の変更（警備、セキュリティの変更）やエアコンの管理変更に伴う、施設改修費等を賄う予算について望む意見も多く見られる。

（主な回答）

- ・継続的な財政支援（経済的困窮家庭、クラブ運営経費、指導者謝金等）
- ・施設改修及び管理に関わる支援
- ・全市区町村へのコーディネーターの配置支援

自由記述（都道府県）

北海道	特別支援学校中学部の生徒のスポーツ・文化芸術環境構築に向けた体制整備、必要に応じた施設整備、指導者研修等
岩手県	移行済みの運営主体への支援
宮城県	コーディネーター配置（人件費）の補助、指導者への報酬の補助、受け皿となる団体への補助、困窮世帯への直接的な補助
秋田県	市町村の枠を越えた広域連携を推進する場合の人材の交流・育成、送迎手段の確保、保護者に対する助成。
山形県	実証事業の拡充
茨城県	地域クラブの運営費（指導者謝金、交通費等）の継続的な補助
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営団体の確保に向け、運営団体の設立や整備充実のための財政支援</li> <li>・活動場所の確保に向けて、スポーツ施設や文化施設の設立に対する財政支援</li> <li>・地域クラブ活動場所への送迎に関する財政支援</li> </ul>

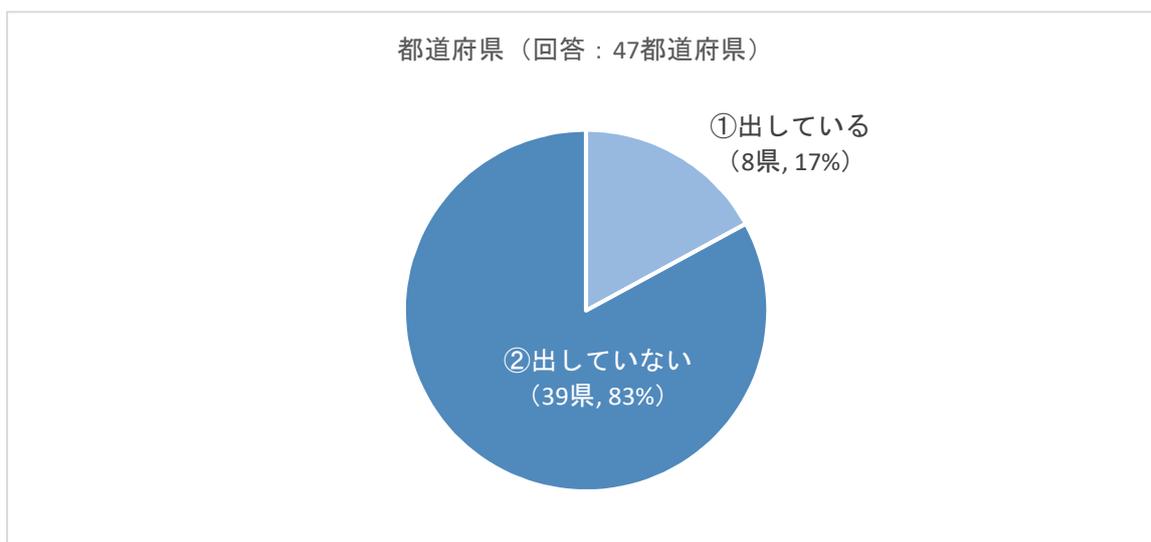
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備に関する財政支援（地域クラブ活動に係る事務室設置、用具や楽器等の倉庫の設置、スマートロック設置等）</li> <li>・休日の地域クラブ活動時における施設管理員の配置支援</li> </ul>
埼玉県	<p>家庭の経済的な理由により生徒の体験格差を生まないため、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブへの参加費用等について、財政支援を図ること。</p>
千葉県	<p>恒常的な補助</p>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困窮家庭への助成制度。指導者への謝金。クラブ運営に係る経費の一部（用具、施設利用費）。</li> <li>・地域クラブが中体連の大会に参加し、勝ち上がって全国大会へ出場した場合の、生徒や指導者への旅費、宿泊費等の補助について検討が必要である。</li> </ul>
富山県	<p>地方大会やブロック大会の運営について</p> <p>教員が大会の引率や監督に従事しているからこそ、教員が体育連盟や競技団体の一員として大会運営に従事し、生徒の成果発表の機会が維持されている。休日部活動に教員が従事しなくなれば新たに運営役員や競技役員を雇わなければならないため、地方大会やブロック大会の運営費、役員謝金、出張旅費等を補うための支援が必要になってくると考えられる。</p>
福井県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校部活動にはない新たな文化芸術活動を実施する団体への創設支援</li> <li>・困窮世帯に関する情報は、むやみに運営団体に提供することは好ましくないことから、市町の責任において対象世帯に直接給付する方法も検討されるべきであるが、国が実施する実証事業では個人への直接給付ができない。そのため、困窮世帯に対する支援は、委託事業ではなく、補助事業として実施することが必要であると考えます。</li> <li>・実証事業を継続するだけでなく、市町や地域スポーツクラブ活動の運営団体が主体となって地域移行の取組みを行っていく際の財政支援（令和4年度に示された概算要求に基づく支援）</li> </ul>

山梨県	指導者確保のためには、地域クラブ活動での指導に魅力を感じてもらわなければならない。そのためには、安定的な報酬や傷害保険への完全加入等による安全・安心な労働条件・労働環境の確保や、適切で効果的な指導に必要となる施設・設備面での充実等が求められる。各自治体における運営団体のみの対応には限界があると考えられることから、国の支援（特に財源面）を求めたい。
長野県	部活動手当にかわる指導者謝金や移動経費等、持続可能な団体運営のための制度
静岡県	困窮世帯の参加費用負担支援
三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点型での地域連携・地域移行が考えられることから、地域クラブ活動に参加する生徒の移動費（旅費）補助 （例）全国バス料金平均値往復分×地域クラブ活動日数×1/2（国・市町）など</li> <li>・指導者を確保するための指導報酬補助 （例）1h1,600×指導時間数×1/2（国・市町）</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町（組合）向けの部活動指導員の補助予算の増額</li> <li>・受け皿となる団体への運営補助、指導者報酬に係る補助予算（兼業兼職者を抱える企業向け補助含む）</li> <li>・会費や交通費など新しく生じる保護者負担への支援</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校部活動の地域連携・地域移行を継続的に進めるための幅広い財政措置</li> <li>・人材バンクの構築のための予算</li> <li>・中学校の学校部活動の地域連携・地域移行を進めるためには、指導者の量や質の担保が必要であるため。</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校就学支援金制度において</li> <li>・補助事業（f）クラブ活動費の解釈を変更する。</li> <li>・（f）クラブ活動費を項目から削除するなら、別の支援金制度を設ける。</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先の設問にもあった困窮家庭に対する参加や用具等の購入補助金</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等事業実施主体の負担軽減のための補助金（指導者への報酬等）</li> </ul> <p>上記のような補助金があれば、結果として受益者負担の軽減につながると考えられるため。</p>
和歌山県	受益者負担における補助、新たに地域クラブに発足に係る費用の支援
鳥取県	学校、保護者、地域に対して部活動改革についての適切な周知を行うための広報
岡山県	学校施設開放にあたって、施設方法の変更（警備、セキュリティの変更）やエアコンの管理変更に伴う、施設改修費。
山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的困窮世帯への継続的な支援</li> <li>・児童生徒の公共交通機関の使用に対する支援</li> <li>・地域指導者の資格取得に係る経費への補助支援</li> </ul>
高知県	地域移行後の具体的な財政支援策（受け皿団体への補助、移動手段への補助等）
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部より移動経費等の負担費用が大きい離島・半島地域や経済的困窮世帯に対し、支援をするための財政措置を国の責任において確実かつ継続的に講じること。</li> <li>・地域クラブ活動における指導者の質と量の確保について、公認スポーツ指導者資格の経費負担の軽減並びに指導者不足への指導者派遣における財政措置を講じること。</li> <li>・実施団体が持続可能な運営を行えるまでの間、体制構築や指導者研修等に必要な財政支援を行うこと。</li> <li>・現在地域の文化施設等の使用は、予約を先着順や抽選により決定しており、地域文化クラブは恒常的に活動場所を確保することは困難であると予想する。そのため、これまで学校部活動が主な活動としてきた学校の教室等を地域文化クラブの活動場所として利用できるよう、施設改修を施したり、施設管理を委託したりする経費が必要であると考えらる。</li> </ul>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【運動部活動】活動場所への謝金、活動場所への援助に係る費用</li> </ul>

	・【文化部活動】地域クラブ指導者への報酬、練習施設の確保、楽器の保管、メンテナンス
大分県	受け皿となり得る団体への補助
宮崎県	地域連携における部活動指導員に対する補助として、補助額の増額（補助対象の上限時間の引き上げ、対象人数の増加）をお願いしたい。
鹿児島県	・広域的な地域において、練習場所に生徒が集まるためのバス等の運行に係る費用の援助など、受益者負担を軽減する予算措置。 ・島嶼地域等における指導者不足による生徒の体験格差の解消のための、定期的なオンライン指導等の予算措置。

#### （４）今後の部活動の実施に関する方針を出しているか【都道府県】



#### （５）（４）において、①を選択した場合、その内容【都道府県】

具体的な方針内容として、ほとんどの県において、国の方針と同様に設定している。

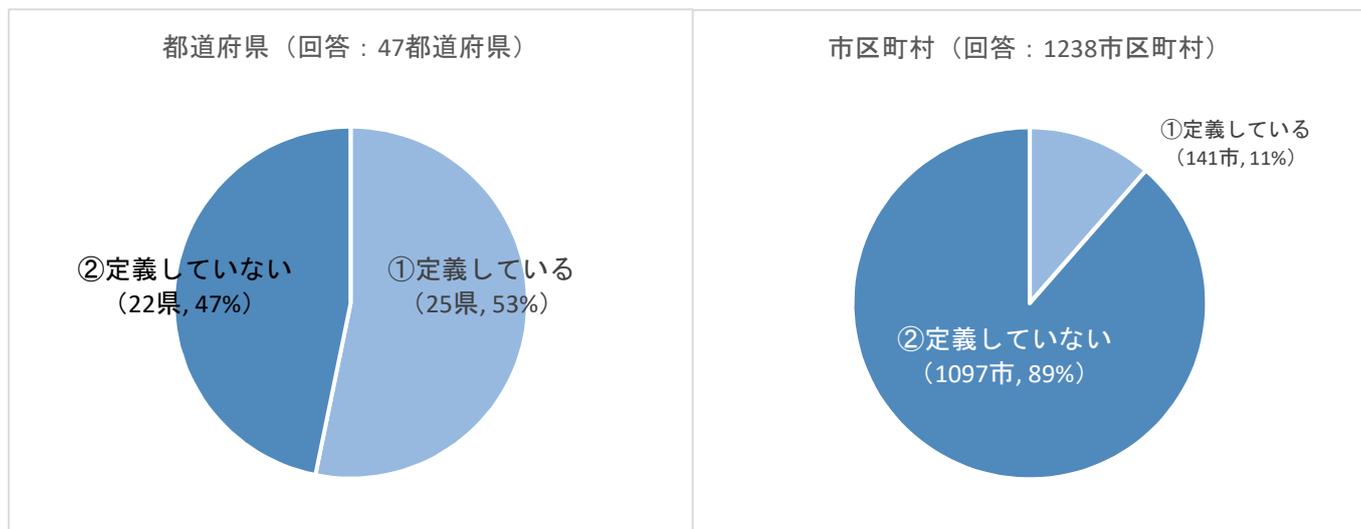
（主な回答）

- ・令和7年度末までに休日の部活動を地域移行する
- ・令和7年度末までに市町村の推進計画を策定する
- ・教員の身分で休日の部活動指導時間を0とする

## 各都道府県の回答

山形県	部活動は平日のみ（地域クラブ活動の体制が整ったところから）
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が「改革推進期間」とした、令和5年度から令和7年度までの3年間に、休日の部活動の段階的な地域移行（中学生にとって新しいスポーツ・文化活動環境の構築）が完了するよう取組を進める。</li> <li>・市町村は、令和7年度末までの地域移行完了に向けた「市町村の推進計画」を策定し、公表することが望ましい。</li> <li>・地域移行完了後は、原則休日の部活動は行わないこととする</li> </ul>
岐阜県	令和7年度末までに休日の部活動を地域移行する。
奈良県	奈良県として、令和5年から令和7年度を改革集中期間とし、令和7年度末までに中学校の休日の部活動の地域移行を完了することを目指す旨通知した。
愛媛県	令和7年度末までに全市町で実施していることを目指す 将来的には教員の身分での休日の部活動指導時間を0とする
福岡県	令和7年までに休日の学校部活動を段階的に地域移行していくことを基本とする。
長崎県	令和5年度から7年度までの3年間に改革推進期間として地域移行に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。
大分県	休日の公立中学校の部活動は、令和7年度末までに地域クラブ活動へ移行することを目指す。ただし、地域の実情等により移行できない場合であっても、合同部活動（拠点型部活動）の導入や部活動指導員・外部指導者を適切に配置し、教師が直接休日の指導や大会引率に従事しない体制を構築するとともに、生徒の活動環境を確保すること。

(6) 「地域クラブ活動」について定義しているか【都道府県】【市区町村】



(7) (6) で①を選択した場合、「地域クラブ活動」をどう定義しているか【都道府県】【市区町村】

「地域クラブ活動」について定義している自治体が約半数となっている。定義の内容としては、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えを示す内容や、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づける内容など、法の位置付けに基づく内容を示しているものが多く見られる。

各都道府県の回答

北海道	地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動
岩手県	国の定義に準ずる：地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動
宮城県	地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む））の一環として捉えること

	<p>ができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。(県ガイドラインより)</p>
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」(主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。))の一環として捉えることもでき、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」に位置付けられるものである。</li> <li>・地域クラブの活動については、社会総がかりで「地域の子供たちを地域で育てる」という共通理解の下、生徒の望ましい成長を保証できるよう、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、活動環境によって生じていた体験格差を解消するため、少年団をはじめ地域の活動単位を基盤としながら、可能な限り多様なスポーツ・文化芸術環境を一体的に整備することが望まれる。</li> </ul>
栃木県	<p>地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動のこと。地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」(主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む))の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるもの。</p>
群馬県	<p><b>【県の推進計画 地域クラブ活動の在り方】</b></p> <p>生徒のみならず地域住民が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、多様な世代とのコミュニケーションを通して、従前の学校部活動の意義をさらに発展させ、生徒の心身の健全育成等を図ることのできるより良い地域スポーツ・文化芸術環境</p>
埼玉県	<p>中学生等を対象に、スポーツ・文化芸術に関する活動の場を提供することを旨として、市町村及び市町村教育委員会が、その整備・充実に積極的な役割を担った「新たな地域クラブ活動」と、既存の民間クラブ活動、習い事などを含めたもの。</p>
千葉県	<p>社会教育(社会教育法上)の一環</p>

東京都	<p>地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。</p>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域スポーツクラブ活動（教委関与）の目的を「運動したい生徒すべてが参加可能な、競技力向上のみを目的としない運動機会の確保」としている。</li> <li>・地域文化クラブ活動（教委関与）の目的を「文化芸術活動を楽しみたい生徒すべてが参加可能な、技術向上のみを目的としない文化芸術活動の機会の確保」としている。</li> </ul>
福井県	<p>地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。</p>
山梨県	<p>「学校以外の団体が運営し教育委員会が運営方針の決定等に関わる地域クラブ活動」。市町村教育委員会が中心に、運営主体（総合型地域SC、スポ少、市町村協会等）と連携した制度設計。兼職兼業による教員の指導可。</p>
岐阜県	<p>従来为学校部活動に代わり、運営団体の管理下で社会教育の一環として、学校と地域との連携・協働によって整備するクラブ</p>
愛知県	<p>部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、地域のスポーツ・文化芸術団体等が主体となり、部活動に代わるスポーツ・文化芸術に親しむ機会を生徒に提供する活動。</p>
三重県	<p>学校部活動を地域クラブ活動として受け入れた活動であり、市町教育委員会が認めた活動</p>

滋賀県	<p>指導者：地方公共団体、多様な組織・団体</p> <p>（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、民間事業者、文化・芸術団体 等）</p> <p>参加者：地域の生徒（他世代の参画含む）</p> <p>場所：学校施設、社会教育施設、民間事業者等が有する施設</p>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日の生徒の活動機会の確保が目的</li> <li>・ 国ガイドラインを遵守した活動</li> <li>・ 教育的意義や目的を継承した活動（勝利至上主義ではない）</li> <li>・ 中体連主催大会出場認定</li> </ul>
岡山県	<p>地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動のことを示し、社会教育法上の「社会教育」の一環としてとらえることができ、またスポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるもの。</p>
山口県	<p>国のガイドラインに示された内容を基本とし、《地域クラブ活動の要件》を例として示している。</p>
香川県	<p>地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものでもある。</p>
愛媛県	<p>学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環</p>
高知県	<p>学校以外で地域が担う活動</p>
福岡県	<p>スポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる環境であること、教師の働き方改革につながっていること、学校と地域との連携・協働により実施される活動であること</p>
長崎県	<p>「地域クラブ活動」は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の社会教育の一環として位置付けている。</p>

鹿 児 島 県	地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものである。
------------	--

## 市区町村の回答（抜粋）

- ・ 教員以外の部活動指導者（部活動指導員及び部活動アシスタント）が部活動の運営を担っていること
  - ・ 学校部活動（平日）と連携した活動として、市（市教育委員会）や学校がその運営方法等に携わり、（一社）〇〇市スポーツ協会が運営団体として運営する「新たな地域クラブ活動」
  - ・ 市内の中学生を対象として学校部活動から移行したもの
  - ・ 市教育委員会の運営方針に沿って活動するクラブ
  - ・ 研修を受講し、適切な指導を行うことができる指導者が指導するクラブ
  - ・ 国や県が出しているガイドラインに準じていることを前提として、学校と連携・協力して、活動の主役である生徒にとって、休日の活動が安全・安心に取り組むことができ、自己有用感を味わうことができる活動であること
  - ・ 学校部活動として存在する種目で、当該1・2年生部員が参加し、教育委員会が地域クラブ活動指導員として委嘱した者が指導するクラブ活動（試行により一部の種目を実施）
  - ・ 以下の要件を満たしていることを基本とする
- ア 休日の生徒の活動の機会を確保することを目的としている
- イ 国ガイドラインを遵守した活動を行っている
- ウ これまでの部活動が、学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的について継承し活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的として活動している
- エ 中学校体育連盟主催大会に出場の認定要件を満たしている（文化芸術クラブは除く）
- ・ 地域の子どもたちが休日の活動を主体的に選択し、個々の生徒のスポーツ・文化活動を持続可能なものとなるよう整備・保障するとともに、「地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てる」という町づくりを進める絶好の機会と捉え、地域を愛し、地域の人を愛し、町の未来を担う人材の育成をめざす地域クラブ活動

(8) 小規模化の進む公立高等学校での部活動の地域移行の在り方【都道府県】

現在、ほとんどの県で検討していない状況であるが、今後、中学校の改革の進捗状況や国の動向から検討の必要性があると考えている県も多く見られる。

都道府県の回答

北海道	小規模な公立高等学校においては休日の部活動から段階的に地域移行することなども考えられるため、どのような進め方が地域の実情等に照らしてふさわしいか、各地域における関係者間で丁寧に検討していくことが必要
青森県	中学校の地域移行の実施状況を踏まえ、判断する必要がある。
宮城県	今後、検討が必要であると考えている。
秋田県	現在は公立中学校の部活動の地域移行を推進しており、公立高等学校の地域移行は検討段階にない。ただし、中学校の地域移行に際して中学校部活動の地域移行に際して広域的な地域連携を見据えたときに、中高連携という手段も検討の余地があるとする。
栃木県	高等学校の地域移行の在り方については、現在検討中。
埼玉県	当県は小規模化の進む公立高等学校はないが、公立高等学校での部活動の地域移行の在り方については、今後の動向を見極めていく。
石川県	国の施策に従う
福井県	現時点で、高校部活動の地域移行については、検討を始めてはいない。
山梨県	中学校の状況に応じて、検討する必要がある
静岡県	本来、少子化及び学校の小規模化への対策としては、部活動の精選や内容の見直し、合同チーム、合同部活動が挙げられ、部活動の地域移行は、教員の時間外従事時間削減のための施策であり、区別して考えるべきである。
愛知県	高等学校においても、地域の実情に応じて地域連携・地域移行を進めていく。

滋賀県	現時点においては、地域移行は考えてない。
大阪府	「部活動大阪モデル」の推進
兵庫県	高等学校においては、検討していない。
島根県	未定
岡山県	中学校の進捗を注視し、担当課と検討していく必要がある。
山口県	子どもたちの活動機会（大会等）の確保の観点から、高等学校体育連盟の主催大会において、中学校体育連盟と同様の方向性となった場合は、公立高等学校の部活動の地域移行の在り方の検討は必要であると考えている
徳島県	公立高等学校では学校の特色や部活動の実状から難しいと考える
愛媛県	高等学校と中学校が連携した取組等に繋がれば、地域移行が必要な場合もある
高知県	全国高体連の大会参加規定等が変更にならないと検討できない
長崎県	持続可能な学校部活動を整備する必要があると考えており、学校や地域との連携・協働も視野に入れ、部活動の在り方に関して「長崎県部活動の在り方に関する検討委員会」において検討中
熊本県	特に検討はしていない
大分県	地域移行ではなく、地域における拠点型部活動を検討していく必要がある
鹿児島県	国や他県の動向をふまえながら、今後、協議会等で検討していく
沖縄県	高等学校については、現状を見ながら進める予定
群馬県	検討中
京都府	

(9) 休日の部活動の地域移行について、国に制度化や支援を求めると【都道府県】

(主な回答)

[財政支援に関すること]

- ・ 経済的困窮家庭、生徒の参加費用、生徒の移動に係る費用
- ・ 指導者の報酬、指導者の資格取得、部活動指導員配置の拡充
- ・ クラブ設立や運営
- ・ 協議会開催、コーディネーターの配置、施設管理・改修費
- ・ 競技団体への人的・資金的な援助

[制度に関すること]

- ・ 学校や自治体との連携に関する直接的な法整備
- ・ 平日も含めた将来的な部活動改革のゴール像
- ・ 学習指導要領での部活動に関する内容の見直し
- ・ 特殊業務手当の活用（地域クラブ指導者の報酬へ）
- ・ 公共施設や学校体育施設開放に係る法令の見直しと周知
- ・ 中学校就学支援金制度の見直し（補助対象：クラブ活動）
- ・ 部活動指導員配置年数上限の見直し
- ・ 改革推進期間の延長

[その他のこと]

- ・ 地域移行に係る全国的な周知活動
- ・ 全国都道府県知事会議や全国市町村会議等での説明
- ・ 指導者資格等の基準の提示
- ・ 学校教育の有識者による協議会の設置  
（部活動が完全地域移行された場合の影響等の議論）
- ・ 改革を所管する部署の明確化
- ・ 文化団体への働きかけ

都道府県の回答

北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動の運営団体・実施主体への財政支援（指導員報酬の補助等）</li> <li>・スクールバスやタクシーなど参加する生徒の移動手段確保に向けた財政支援</li> <li>・指導者の資格取得に要する経費に対する財政措置を講じること</li> <li>・地域クラブ活動の参加に伴う保護者の費用負担が軽減されるよう財政措置を講じること</li> <li>・部活動指導員以外の外部指導者による大会引率等が可能となるよう制度を整備すること</li> </ul>
青森県	市町村教育委員会や学校が地域移行を検討するための会議を開催する費用の支援の拡充
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困窮世帯への支援</li> <li>・練習拠点までの送迎に係る支援</li> <li>・移行済みの運営主体への支援</li> </ul>
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担（保険料、会費、移動のための経費、ラケット・ボールなどの費用等）の軽減のための支援</li> <li>・地域スポーツクラブの基盤強化や活動に要する経費への支援</li> <li>・指導者資格取得に係る支援（費用負担軽減等）</li> <li>・指導者の謝金への支援</li> <li>・文化部活動については、活動場所が学校の教室等になることが多く、地域開放のための施錠管理や施設設備改修のための費用支援</li> <li>・活動場所となる施設の新たな設置や整備のための費用補助</li> <li>・困窮世帯への直接的な財政支援</li> <li>・平日の部活動も含めた、今後の部活動改革の方向性を具体的に示す</li> <li>・地域のスポーツ・文化環境の整備や指導者の育成に係る財政支援</li> </ul>
秋田県	規模の小さい市町村では、単独で地域移行することが難しいことから、国は広域的な地域連携・移行の取組に対する具体的な支援を行っていただきたい。また、改革期間推進後における平日の学校部活動を含め

	た部活動の取扱（学習指導要領での位置付け）について、国の方針や考え方を明確に示していただきたい。
山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政支援の拡充</li> <li>・ 人件費、クラブ体制整備費など</li> </ul>
茨城県	国が、「休日に学校部活動を実施しない」という時期を明確に示すべきであるとする。
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域移行のはっきりとしたゴールを示してほしい。</li> <li>・ 今後、地域クラブ活動と学校部活動が併存すると考えられる。改革推進期間後も継続した財政支援をお願いしたい。</li> </ul>
群馬県	教育委員会だけでは推進できない改革なので、地域スポーツ・文化活動を主管する知事部局や市長部局に対して、国からの積極的な指導や支援が必要である。特に、国から、全国都道府県知事会議や全国の市町村会議等での具体的な説明が必要であるとする。
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等</li> <li>・ 部活動支援員の確保に伴う財政支援と謝金の嵩上げ</li> <li>・ 中学生世代の活動の場と機会を地域が提供するという強いメッセージ（中学校の部活動の今後の在り方を明確に示すこと）</li> <li>・ 中学校の部活動を地域クラブ活動が全て担うといった誤ったイメージを払拭するための広報</li> </ul>
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域クラブ活動に対する恒常的な補助金</li> <li>・ 各種大会の役員・引率に係る人件費等に関する補助金</li> <li>・ 「地域クラブ活動」の設立や運営</li> <li>・ 学校や自治体との連携に関する直接的な法整備（各種法令の部分的な解釈や関連事項を独自に組み合わせた理解等ではなく）</li> </ul>
東京都	部活動は、本来、学校が担うものではないことを、国民全体に周知してほしい。
神奈川県	・ 指導者の確保ができないと地域移行は難しく、指導者が確保できるような予算措置をしていただきたい。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、生徒、保護者の部活動に対する考え方を改めてもらうことが必要であり、そのため、生徒、保護者へ地域移行についての考え方が改められるような周知文を発出していただきたい。</li> <li>・地域クラブ活動で新たに中学校を指導する指導者に求められる資質や資格について、一定の基準を示していただきたい。</li> <li>・地域移行にあたって、運営団体や保護者といったそれぞれの立場で必要になる費用の全体像や目安を示していただきたい。</li> </ul>
富山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行は、総合的な地域のスポーツの在り方に関わるため、教育行政のみに偏らず、他の補助事業も活用する必要がある。そのため、利用可能な補助金事業等の洗い出しと、その提示をお願いしたい。</li> </ul> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活用場所への交通費等は、地域の交通網構築の補助が活用できないか</li> <li>・活動場所の確保に広域避難場所の整備で新しい公園や施設をつくれ ないか など</li> </ul>
石川県	(平日、休日を含む)部活動の学習指導要領上の位置づけについて。
福井県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行のスケジュールの具体、学校部活動の最終のゴールイメージを早急に定めること。学習指導要録総則の「部活動」に関する内容の見直しを図ること。</li> <li>・休日の部活動の地域移行に対する国の具体的な支援内容を示し、実施主体の取組みを後押しする財政支援</li> <li>・学習指導要領中の部活動についての記載内容の見直しを行う。(土日の活動については社会体育・社会教育活動として取り組むことになるため違いを明確にさせる。)</li> </ul>
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日等の特殊業務手当が地域クラブ活動の指導者報酬として活用できないか。</li> <li>・各自治体において、財源の確保(コーディネーター人件費や指導者報酬など)が困難で地域移行に踏み込めない様子が見受けられる。本年度のような実証事業や補助事業の予算の増額見込まれるのか。</li> </ul>

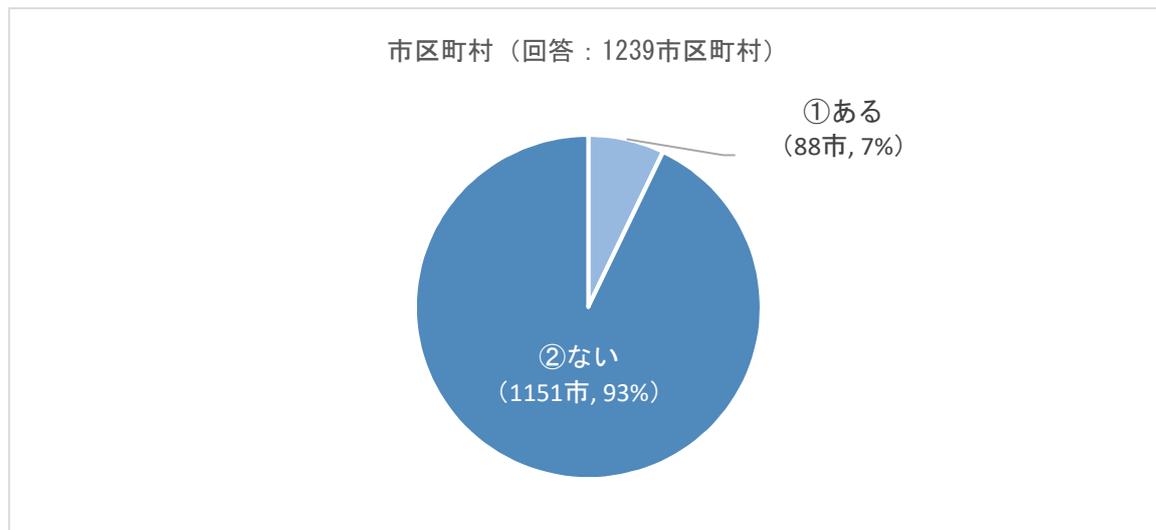
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者確保のためには、地域クラブ活動での指導に魅力を感じてもらわなければならない。そのためには、安定的な報酬や傷害保険への完全加入等による安全・安心な労働条件・労働環境の確保や、適切で効果的な指導に必要となる施設・設備面での充実等が求められる。各自治体における運営団体のみの対応には限界があると考えられることから、国の支援（特に財源面）を求めたい。（7（3）再掲）</li> </ul>
長野県	財政支援補助事業の制度化
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国ガイドラインでは、その手法は何でもありかのような記載となっているが、兼職兼業の通知や手引きは、非常に縛りが強い。実態としては、指導者確保の面で、教員を外すことは困難であり、国ガイドラインで例示されている保護者会や地域学校協働本部等が運営主体となれば、平日活動の延長とならざるを得ないことは想像に難くない。短時間任用職員の部活動指導員の任用や合同部活動での他校生徒への指導等、国の兼職兼業の通知や手引きが、阻んでいる実態がある。国が示すからには一貫した方針のもとで、その内容としていただきたい。</li> <li>・国は、教員の引率業務と大会運営業務とを区別し、教員が大会運営業務に従事する場合は、主催者が雇い入れて業務に従事するよう求めているが、そもそも主催者の実態が教員であるなど、競技団体に資金的な体力がなく、現実的に不可能な状況がある。地域クラブの指導者や受け皿の確保において、競技団体に期待されるところが大きい。競技団体は教員が運営し、その資金もないことから、国の責任において、各競技団体の人的・資金的体力を充実させることを要望する。（まずは、こちらから手をつけるべきだったとも考える。）</li> <li>・休日だけでなく、平日についても地域クラブ活動とすることは、学校教育活動としての部活動廃止を意味し、スポーツ庁及び文化庁は、これも一つの選択肢として是としている。学校教育活動の一つである部活動がなくなることで、中学校教育並びに生徒の学校生活にどのような影響を及ぼすのか、その後の中学校教育がどのようなになっ</li> </ul>

	<p>ていくのかについて、議論がなされていない。学校現場では、中学校教育にマイナスの影響があることを懸念し、踏み込めない実態がある。この点において、国は学校教育の有識者による協議会を立上げ議論した上で、その結果を示すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ庁の地域移行検討会議において、提言案について検討されていた際、委員から改革の実行性を高めるために主語を明確に示すよう要望があったにも関わらず、スポーツ庁が示したガイドラインでは曖昧なままである。そのため、自治体において、教育委員会と首長部局のスポーツ部局との間で主体と役割を明確にすることができず、協議が進まない実態がある。この改革を契機に立ち上がった地域スポーツクラブであっても、その活動は既存の地域クラブとの違いはなく、社会体育に属することから、このクラブ運営等に関する管理、監督、支援等は、社会体育あるいは地域スポーツを所掌する部署にて所管することを、スポーツ庁は明確に示していただきたい。</li> </ul>
滋賀県	<p>「部活動」を今後どうしていくのか、学習指導要領の内容等も含んで、国としての最終ゴールを示してほしい。少なくとも、令和7年度までの改革推進期間は、減額がないようお願いしたい。</p>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県を超えた指導者人材バンクの整備</li> <li>・保険の適用外となる部分の保障についての整理</li> <li>・公共施設の使用や、学校体育施設開放に係る法令の見直しと周知</li> </ul>
大阪府	<p>学校部活動を地域連携・地域移行した際に、それを継続する経費についての財政措置</p>
兵庫県	<p>【再掲】中学校就学支援金制度において</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業（f）クラブ活動費の解釈を変更する。</li> <li>・（f）クラブ活動費を項目から削除するなら、別の支援金制度を設ける。</li> </ul>
奈良県	<p>（3）と同様、事業実施主体の負担や受益者負担が軽減されるような制度や支援をお願いしたい。</p>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮世帯への支援金</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村へのコーディネーター費用の配当</li> <li>・国費（スポーツ庁と文化庁）予算について、運動部と文化部活動を同じ学校部活動ととらえ、国費を活用させていただきたい。</li> <li>・新たな地域クラブ活動における設立支援（用具や設備等）</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な指導者確保に向けた支援</li> <li>・指導者への謝金への支援</li> </ul>
島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動を地域に移行するため、または移行した後の教員のかかわり方や手当についての方針提示、制度化</li> <li>・地域クラブ活動実施に必要な指導者の拡充・養成のための、部活動指導員及び地域人材確保に係る継続した支援</li> <li>・学校部活動の受け皿となる場や組織の構築に向けた継続的な支援</li> <li>・大会・コンクールへの参加要件について、スポーツについては、地域による部活動の参加が認められたが、文化部については依然として開かれていないため、文化部の大会・コンクール参加要件がスポーツと同等となるための働きかけ</li> </ul>
岡山県	通知等で達成時期を明確にさせていただきたい。
山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的困窮世帯への継続的な支援制度の確立</li> <li>・運営団体への補助制度の確立</li> <li>・平日を含めた学校部活動の地域移行の完了目途の設定</li> </ul>
徳島県	補助金等での県・市町村への継続的な支援。
香川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領における部活動の位置付け（表記）が今後どのように変わるのかをできるだけ早めに周知してほしい。</li> <li>・部活動は今後、学校教育からなくなる方向なのか、部活動の大きな方向性を示してほしい。</li> <li>・教員の部活動顧問への対応について、国が明確に示してほしい。</li> <li>・経済的に困窮する家庭の生徒に対して、新たに生じる費用負担への支援を、国の責任において行ってほしい。</li> </ul>
愛媛県	実証事業や補助事業等の継続

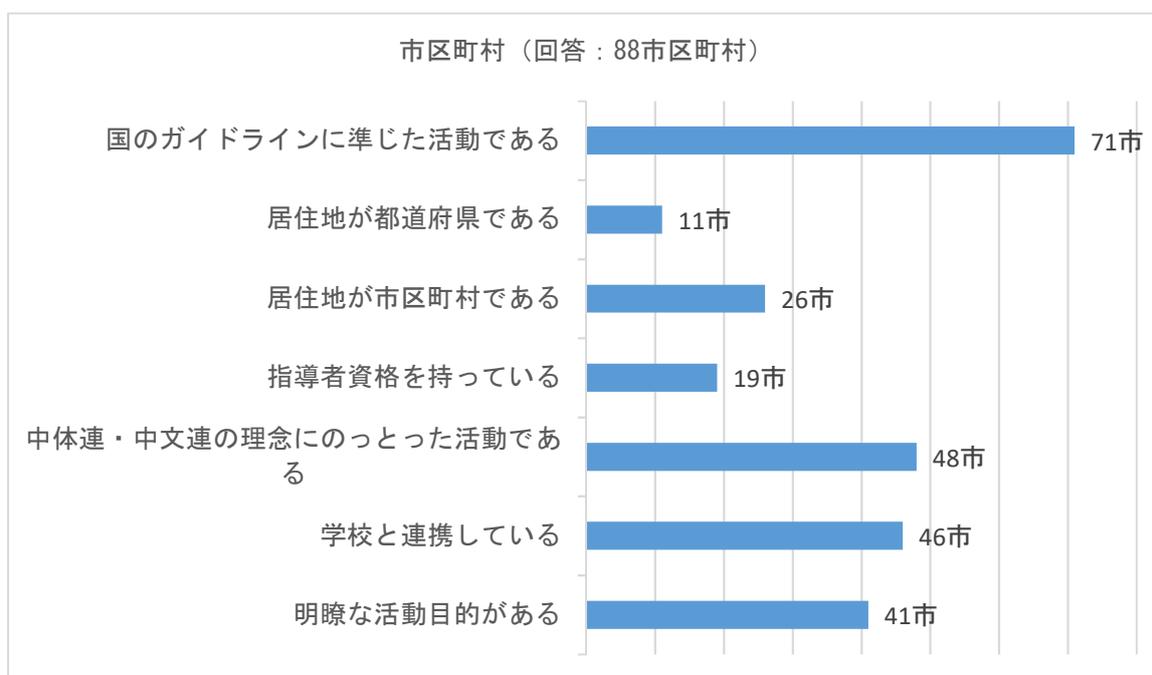
高知県	地域移行に伴う経費や、地域移行後の経費に対する財政支援について明確に示してほしい。(指導者謝金、受け皿団体への体制整備に係る補助等)地域連携では、部活動指導員配置年数の上限(5年以内)の見直し。
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終的なゴール像を明確にしてほしい</li> <li>・各自治体で取組状況にばらつきがあるため、改革推進期間を延長してほしい。</li> </ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育の一環としての部活動が今後どのように扱われるのか、国の方針を示していただきたい。部活動が学校の教育活動が外れるのであれば、地域移行にかかる補助事業等の財政的支援を十分な期間確保していただきたい。</li> <li>・公益性が高い受け皿となる地域クラブ(団体)に対する税控除等の優遇措置</li> </ul>
熊本県	継続的な財政支援
大分県	財政的な支援
宮崎県	運営団体・実施主体に対する支援を今後手厚くしていただきたい。加えて、これらの支援を継続的に実施していくことを保証していただきたい。
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国において恒常的な予算措置を求めたい。</li> <li>・地域移行だけでなく、部活動指導員の配置や人件費の拡大など、地域連携の推進も希望する。</li> </ul>

(10)「地域クラブ活動」について各自治体で認定制度があるか【市区町村】

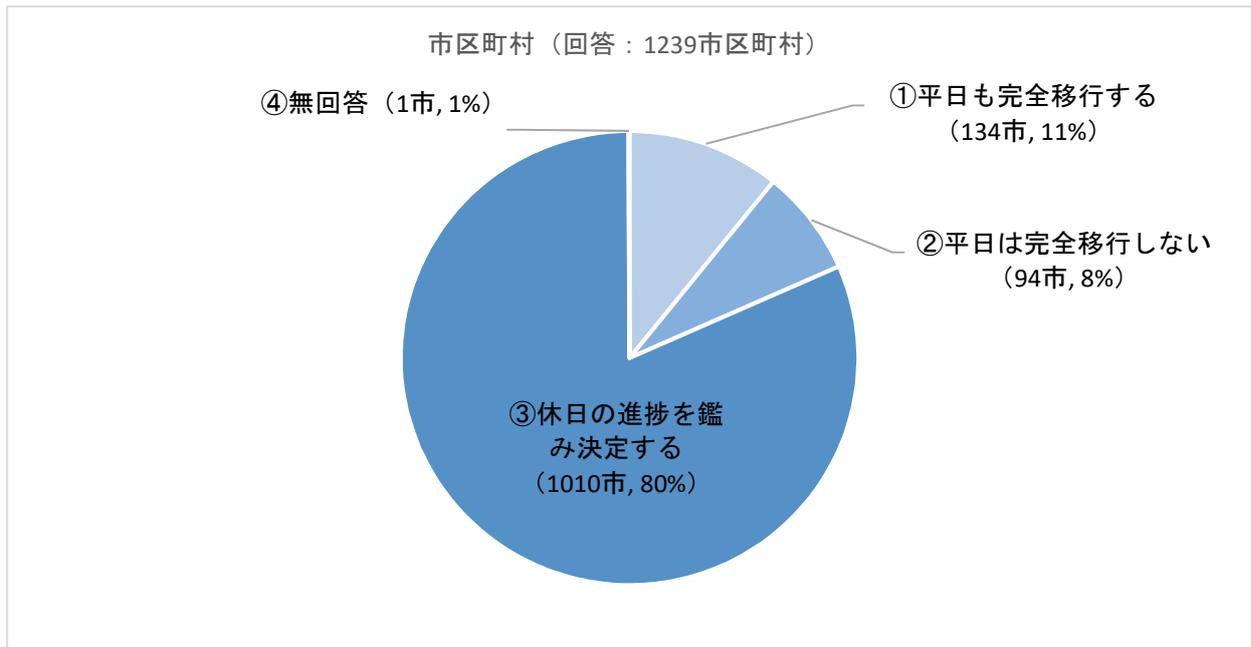


(11)(10)で①を選択した場合、その認定基準【市区町村】

認定する基準として「国のガイドラインに準じた活動である」が最も多く、次いで「中体連・中文連の理念にのっとった活動」、「学校と連携している」「明瞭な活動目的がある」となっている。



(12) 平日の部活動の完全移行についてどう考えているか【市区町村】



## IV 調査のまとめ

### 1 部活動ガイドライン・推進計画について

部活動ガイドラインや推進計画の策定については、国ガイドラインを参考としつつ、各県の実情に応じた構成内容となっており、ほとんどの県において策定・策定予定されている。

一方、国ガイドラインにおいて令和5年度から7年度が地域移行推進期間となり、今後の国の地域移行における見通しについて不明確であるとの意見も一部見られた。

### 2 受け皿・人材確保、協議会設置について

受け皿・人材確保については、人材バンクの設置が県において進められているところであるが、教育委員会自体が主体となっている県とスポーツ・社会教育担当部署や関係団体が主体となっている県があり、地域移行し、社会教育として位置付けられた後にどこが所管するかについての検討が進められていることから、地域移行後の在り方についての国の明確な方針が求められる。

県、市ともに地域移行を推進するために、取組の中心となるコーディネーターの配置については、国実証事業の対象となっており活用が進められているところであるが、その費用については自治体において柔軟に対応することができるよう検討する必要がある。

協議会の設置は取組を進める中で必置となるが、県のガイドラインや推進計画の策定を受けてから設置する市も一定あることから、設置できていない市もあり、市の取組が遅れることにつながっていることが推察されるため、国ガイドラインにおける地域移行の推進期間を延長することが必要ではないかと考えられる。

また、地域移行に係る財政支援を県独自で行っているところはほとんどなく、国による継続的な支援が必須であることが浮き彫りとなっている。

### 3 学校施設・活動場所について

部活動が地域移行となることによって、学校施設における鍵の管理方法や、機械警備の改修、活動場所への荷物の運搬方法等について、現在の部活動から変更する必要があると考えているため、各質問項目において「不明」「未定」「検討中である」の回答をした市が多く見られた。その理由としては、変更に当たり多額の費用が想定されるためである。部活動の地域移行に向けて国から県市の負担がない何らかの財政支援が必要であると推察される。

### 4 受益者となる生徒・保護者の負担について

受益者負担については、県については想定している自治体が60%、想定していない自治体が4%であり、市については、想定している自治体が50%、想定していない自治体が15%となっている。その他の自由記述としては、「地域の実態や運営団体、実施主体で異なるため具体的な負担額までは想定していない」といった記述が多く見られた。また、現状、活動に伴う広域の移動手段として、保護者の送迎を行っている自治体が約50%であり、広域バスやスクールバス等の配備について検討をしている自治体も多く見られるが、国の補助事業を求める意見も挙がっている。さらに、困窮世帯への助成制度については、県、市ともに一過性のものではなく、継続的な支援を望む意見が多いことに加え、国に全額の補助を求めている自治体が40%に迫る数値となっている。

これらのことから、受益者負担については理解を示しているものの、国の財政支援を求める意見が多く挙がっている状況である。

### 5 関係者への周知について

休日の部活動の地域移行について、周知のために説明会等を開催した県は8割以上であり、県主催の研修会、PTAに関する会議等における説明、新聞やテレビ等の報道機関を通じて県民に幅広く周知を図った例もある。対して市は6割弱に留まっており、周知内容について検討段階

である市が未だ多く残っていることが分かる。

周知の対象については市の規模によってさまざまであり、中には住民全体に対して周知し、協力と理解を広く呼び掛けたものもある。

県の多くが国に対して国民全体に幅広く周知し理解を求める必要があると感じていたのに対して、市では国からの周知は慎重に行うべきだと考えている意見が少なからず存在する。

市によって地域移行に係る取組の進め方が様々であるため、都市部の先行事例等を画一的に周知することは地域住民の誤解や混乱を招く恐れがある。地域の実情に配慮した周知とすることが望まれる。

## 6 今後の方向性・進捗状況について

令和5年度中に、休日の部活動の地域連携・地域移行を開始している市の割合が80%以上の県数は10となっている。一方、20%未満の県は11あり、地域によって進捗の格差が出ていることが分かる。

地域連携・地域移行を概ね達成する時期を国と同様の令和7年度末としている市は3割程度で、達成時期を想定していない市は4割程ある。また、「地域クラブ活動」を定義している市は1割程度、「地域クラブ活動」について認定制度が「ある」市も1割未満であり、全国的に地域移行の取組が進んでいないことが分かる。

今後、国において検討が必要である予算の内容は、継続的な経済的困窮家庭への支援やクラブ運営費、指導者の謝金等となっている。また、地域移行を進めるために全市へのコーディネーター配置支援もあった。このことから、期間や対象が限定的な支援ではなく、継続的、全体的な支援を望んでいることが分かる。

今後の方向性として、平日の部活動も完全移行を目指している市は1割程度で、休日の進捗を鑑み決定しようとしている市が8割程度ある。

高等学校の地域移行を検討している県は、ほとんどないが、今後、中学校の改革の進捗状況や国の動向から検討の必要性があると考えている県も多く見られる。

また、国への要望として、継続的な財政支援に加え、将来的な部活動改革のゴール像の明確化についての要望が多くの県で見られる。

## 7 国への要望

- (1) 子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するために、参加生徒や指導者、クラブ運営等に関する継続した財政措置を実現するとともに、今後、部活動の地域移行を進める中で顕在化する様々な課題に対して柔軟な財政支援を行うこと。
- (2) 部活動の地域移行の実現に向けて、その方法等を明確にするとともに、活動場所の整備、学校施設の機械警備等、部活動の地域移行の初期段階に係る全ての費用に対して財源を確保すること。
- (3) 統括コーディネーター及びコーディネーターは、地域移行の取組の中心となる立場であり、都道府県及び市区町村において適切な人材が確保できるよう対象経費等の国事業内容を見直すとともに、地域クラブ活動に参加する困窮家庭の生徒への就学支援制度にかかわる新支援制度の創設を行うこと。
- (4) 国のガイドラインを受けて都道府県のガイドラインや推進計画等方針が策定され、それらを受けて市区町村における推進計画を策定するため、市区町村の取組が遅れることにつながっていること及び地域の状況等により地域移行の取組に時間がかかることから、国ガイドラインにおける地域移行の推進期間の延長を検討するとともに、自治体の地域移行に係る取組に対して恒久的な支援を行うこと。
- (5) 今後、円滑に地域移行を進めていくために、兼職兼業や施設管理など、地域移行に係る諸制度等を柔軟に見直すとともに、子供たちがスポーツ・文化芸術に取り組む環境を地域社会全体でどう確保していくか、国として将来像を改めて明確に示し、関係者を含む多くの国民の理解を深めるための方策を講じること。

全国都道府県教育長協議会第3部会 研究課題「休日の部活動の地域移行」  
全国調査票【都道府県版】

本調査は、中学校の休日の部活動の地域連携・地域移行に係る調査となりますので、以下調査項目については、中学校の休日の部活動の地域連携・地域移行に係る調査と捉え、ご回答ください。〈調査基準日：令和5年8月1日〉

**(0)属性**

Q1 都道府県名

Q2 所属

Q3 担当者

**(1)部活動ガイドライン・推進計画について(Q4~Q8)**

Q4 令和4年12月に示された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を受けて貴都道府県において策定する「部活動の在り方に関する方針」の策定状況（予定含む）をお答えください。

ア 令和4年度中に策定済み

イ 令和5年度中に策定済み（予定含む）

ウ 令和6年度以降に策定予定

エ 既存の部活動ガイドラインから変更する予定はない

Q5 貴都道府県において策定する部活動の地域連携、地域移行に係る「部活動の在り方に関する方針」（予定含む）はどのような構成ですか。

- ア 令和4年12月国策定の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」と同様の構成
- イ 「Ⅰ学校部活動」は令和4年12月国策定の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」と同様であるが、「Ⅱ新たな地域クラブ活動」以降は都道府県独自の構成
- ウ 「Ⅰ学校部活動」は平成30年国策定の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき都道府県が作成している「運動部活動の在り方に関する方針」と同様であるが、「Ⅱ新たな地域クラブ活動」以降は都道府県独自の構成
- エ 「Ⅰ学校部活動」・「Ⅱ新たな地域クラブ活動」は令和4年12月国策定の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」と同様であるが、「Ⅲ学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」以降は都道府県独自の構成
- オ 「Ⅰ学校部活動」・「Ⅱ新たな地域クラブ活動」は令和4年12月国策定の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」と同様で、「Ⅲ学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」以降は無し
- カ 平成30年国策定の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき都道府県において策定した既存の部活動ガイドラインから変更する予定はない
- キ その他（自由記述）

Q6 貴都道府県において、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について示した「推進計画」等の策定状況（予定含む）をお答えください。

- ア 令和4年度中に策定済み
- イ 令和5年度中に策定済み（予定含む）
- ウ 令和6年度以降に策定予定
- エ 策定しない

Q7 Q6で(ア)～(ウ)のいずれかを選択した場合、貴都道府県において、策定する「推進計画」等(予定含む)はどのような構成ですか。

- ア 令和4年12月国策定の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」と同様の構成
- イ 平成30年国策定の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき都道府県において策定した「運動部活動の在り方に関する方針」と推進計画等を併せて構成
- ウ 一部は令和4年12月国策定の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」と同様の構成であり、その他は都道府県独自の構成
- エ その他(自由記述)

Q8 Q6で(ア)～(ウ)のいずれかを選択した場合、貴都道府県において、策定する「推進計画」等について、どのように周知したか(する予定か)お答えください。※複数選択可

- ア ホームページにて掲載
- イ 市区町村ヘデータや冊子を送付
- ウ 市区町村の担当者会議や市町村教育長会議にて説明
- エ 各種研修会で説明
- オ その他(自由記述)

## **(2)受け皿・人材確保、協議会設置について(Q9～Q27)**

Q9 貴都道府県において、地域クラブ活動の指導者確保のために、人材バンクを設置していますか。

- ア 設置している(本年度設置予定を含む)
- イ 令和6年度以降に設置予定
- ウ 設置の予定なし

Q10 Q9で(ア)または(イ)を選択した場合、貴都道府県において人材バンクに登録するにあたっての条件があればお答えください。※複数選択可

- ア 指導資格を保有している
- イ 教員免許を保有している
- ウ 規定の研修会に参加する
- エ 特になし
- オ その他(自由記述)

Q11 Q9で（ア）または（イ）を選択した場合、貴都道府県において、人材バンクは、どこが設置し、運用していますか。

- ア 都道府県教育委員会
- イ 都道府県スポーツ、社会教育担当部署
- ウ 都道府県スポーツ協会等関係団体
- エ その他（自由記述）

Q12 Q9で（ア）または（イ）を選択した場合、貴都道府県において、人材バンク登録者と学校や地域クラブ活動団体とのマッチングを行っていますか。

- ア 都道府県教育委員会において行っている
- イ 都道府県スポーツ、社会教育担当部署において行っている
- ウ 都道府県スポーツ協会等関係団体において行っている
- エ マッチングは行っておらず、登録者情報のみ市区町村に共有している
- オ その他（自由記述）

Q13 貴都道府県において、どのように指導者を確保しているか（する予定か）お答えください。（自由記述）

Q14 貴都道府県において、学校独自の外部指導者の単独引率を認めていますか。

- ア 認めている（予定含む）
- イ 認めていない

Q15 貴都道府県において、統括コーディネーターを配置していますか。

- ア 配置している（本年度配置予定を含む）
- イ 令和6年度以降に配置予定
- ウ 配置の予定なし

Q16 Q15で（ア）または（イ）を選択した場合、貴都道府県において、統括コーディネーターを配置するにあたり、どのような方法で配置又は配置予定をしているかお答えください。

- ア 新たな人材を雇用
- イ 関連する外部団体や業者等に委託
- ウ 行政担当者の増員・兼任
- エ その他（自由記述）

Q17 貴都道府県において、統括コーディネーターを配置するにあたり、適切な人材を確保するために必要な費用についてお答えください。

※科目別にご記入ください。＜科目の例＞報酬（報酬、通勤手当）、期末勤勉手当、共済費（共済負担金、社会保険料）、旅費、委託料など  
（自由記述）

- Q18 貴都道府県内の市区町村において、コーディネーターを配置していますか。
- ア 配置している（一つの市区町村でも配置している場合を含む）
  - イ 配置していない
- Q19 Q18 で（ア）を選択した場合、以下の三項目についてお答えください。
- ア 配置人数 \_\_\_\_\_
  - イ 配置している市区町村数 \_\_\_\_\_
  - ウ 都道府県内の総市区町村数 \_\_\_\_\_
- Q20 貴都道府県単独事業として、受け皿となるクラブ等に対して、休日の部活動の地域移行に向けた財政的な支援を行っていますか。※複数選択可
- ア 都道府県教育委員会として行っている
  - イ 都道府県スポーツ、社会教育担当部署から行っている
  - ウ その他の都道府県部署から行っている
  - エ 行っていない
  - オ その他（自由記述）
- Q21 Q20 で（ア）～（ウ）のいずれかを選択した場合、その費用をお答えください。
- ※科目別にご記入ください。＜科目の例＞需用費（消耗品費、印刷製本費など）、役務費、手数料、委託料など  
（自由記述）
- Q22 貴都道府県単独事業として、受け皿となるクラブ等を所管する市区町村に対して、休日の部活動の地域移行に向けた財政的な支援を行っていますか。※複数選択可
- ア 都道府県教育委員会として行っている
  - イ 都道府県スポーツ、社会教育担当部署から行っている
  - ウ その他の都道府県部署から行っている
  - エ 行っていない
  - オ その他（自由記述）
- Q23 Q22 で（ア）～（ウ）のいずれかを選択した場合、その費用をお答えください。
- ※科目別にご記入ください。＜科目の例＞需用費（消耗品費、印刷製本費など）、役務費、手数料、委託料など  
（自由記述）

Q24 貴都道府県において、地域クラブ活動の指導者確保や質の向上を図るために、研修会を行いましたか（予定含む）。※複数選択可

- ア 令和4年度に実施
- イ 令和5年度に実施（予定含む）
- ウ 令和6年度に実施予定
- エ 令和7年度に実施予定
- オ 令和8年度以降（推進期間終了後）に実施予定
- カ 実施予定はない

Q25 Q24で（ア）～（オ）のいずれかを選択した場合、開催した研修会（予定含む）の内容を可能な範囲でお答えください。

（自由記述）

Q26 Q24で（ア）～（オ）のいずれかを選択した場合、開催した研修会（予定含む）に必要な経費をお答えください。

※科目別にご回答ください。＜科目の例＞報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費など）、役務費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、負担金・補助金・交付金など

（自由記述）

Q27 貴都道府県において、地域クラブ活動に係る協議会を設置していますか（予定含む）。

- ア 令和3年度以前から設置
- イ 令和4年度より設置
- ウ 令和5年度より設置（予定含む）
- エ 令和6年度より設置予定
- オ 設置していない（未定）
- カ 設置していない（今後も設置の予定はない）

### **(3) 受益者となる生徒・保護者の負担について(Q28～Q36)**

Q28 貴都道府県において、休日の地域クラブ活動への参加に際して、会費として受益者負担を想定していますか。

- ア 想定している
- イ 想定していない
- ウ その他（自由記述）

Q29 Q28 で（ア）を選択した場合、生徒1人あたりの1ヶ月の負担額（会費）の想定金額をお答えください。※複数回答可

- ア 1000円未満
- イ 1000～2000円未満
- ウ 2000～3000円未満
- エ 3000～5000円未満
- オ 5000～1万円未満
- カ 1万円以上
- キ その他（自由記述）

Q30 Q29 で回答いただいた金額の積算根拠を可能な範囲でお答えください。

※科目別にご回答ください。＜科目の例＞指導者の報償費、旅費、保険料、需用費、役務費、手数料、委託料、使用料及び賃借料など  
（自由記述）

Q31 貴都道府県において、所属する学校以外の施設を利用する場合の生徒の移動費用を補助しているか（する予定か）お答えください。

- ア 補助（事業化）している
- イ 補助していない（利用者（受益者）負担としている）
- ウ その他（自由記述）

Q32 貴都道府県において、地域クラブ活動の指導者の報酬について、域内で統一しているかお答えください。

- ア 統一している
- イ 統一していない
- ウ その他（自由記述）

Q33 貴都道府県において、地域クラブ活動の指導者の報酬について、どのように考えているかお答えください。

- ア 国の補助金が必要
- イ 国と県の補助金が必要
- ウ 国と県と市区町村の補助金が必要
- エ 受益者が負担
- オ その他（自由記述）

Q34 スポーツ・文化活動の機会を確保するためには、困窮家庭への助成制度が必要と考えられますが、貴都道府県で考える適切な助成制度をお答えください。

- ア 国 1/3、都道府県 1/3、市区町村 1/3
- イ 国 1/2、市区町村 1/2
- ウ 国全額
- エ 必要ない
- オ その他（自由記述）

Q35 地域クラブ活動の推進にあたり、貴都道府県において、困窮世帯の参加費用負担の支援に係る独自予算を検討していますか。

- ア 検討している
- イ 検討していない

Q36 地域クラブ活動に参加する生徒・保護者への助成等の支援を検討するにあたって、貴都道府県が考える対象者についてお答えください。

- ア 就学援助制度準・要護家庭
- イ 1人親世帯（所得制限あり）
- ウ 1人親世帯（所得制限なし）
- エ 全ての生徒・保護者
- オ その他（自由記述）

#### **(4)関係者への周知について(Q37~Q40)**

Q37 貴都道府県において、休日の部活動の地域移行について、児童生徒、保護者、関係団体に周知しましたか。

- ア 周知した
- イ 周知していない

Q38 Q37で（ア）を選択した場合、具体的な周知方法についてお答えください。

※複数選択可

- ア チラシ及びパンフレットの配布
- イ HPへの掲載
- ウ ガイドラインや推進計画等のパブリックコメント
- エ 説明会の開催
- オ その他（自由記述）

Q39 貴都道府県において、児童生徒、保護者、関係団体に対して、休日の部活動の地域移行について、適切な周知を行うために、国に求める具体的な取組はどのようなことですか。※複数選択可

- ア 保護者、生徒、関係団体に対する適切な周知
- イ 部活動の地域連携・地域移行のはっきりとしたゴールイメージ
- ウ 地域クラブ活動となった時に所管となるスポーツ振興担当部署や文化振興担当部署に対する適切な周知
- エ その他（自由記述）

Q40 貴都道府県において、国に求める適切な国民への周知内容及び方法についてお答えください。※複数選択可

- ア ポスター・チラシの作成・配布
- イ 通知文の発出
- ウ メディア等での広報活動
- エ その他（自由記述）

#### **(5)今後の方向性・進捗状況について(Q41～Q49)**

Q41 貴都道府県において、令和5年度中に休日の部活動の地域連携・地域移行を開始する市区町村数及び都道府県内の総市区町村数をお答えください。

※「地域連携・地域移行を開始」については、全ての学校、部活動ではなく一部でも結構です。

- ア 地域連携・地域移行を開始した市区町村数（予定含む） \_\_\_\_\_
- イ 都道府県内の総市区町村数 \_\_\_\_\_

Q42 貴都道府県において、域内の市区町村における休日の部活動の地域連携・地域移行を概ね達成する時期をいつ頃と想定していますか。

- ア 令和7年度末
- イ 令和8年度末
- ウ 令和9年度末以降
- エ 達成時期は想定していない
- オ その他（自由記述）

Q43 貴都道府県において、地域移行の取組を進める上で国実証事業や補助事業以外で今後国において検討が必要であると考える予算について、その目的及び具体的な内容をご記入ください。（自由記述）

Q44 貴都道府県において、今後の部活動の実施に関する方針（例：令和○年度中に休日の部活動は完全に地域移行する、令和○年度以降は休日の部活動は実施しない等）を出していますか。

- ア 出している
- イ 出していない

Q45 Q44 において、(ア) を選択した場合、その内容をお答えください。

(自由記述)

Q46 貴都道府県において、「地域クラブ活動」について定義していますか。

ア 定義している

イ 定義していない

Q47 Q46 で (ア) を選択した場合、「地域クラブ活動」をどう定義しているかお答えください。(自由記述)

Q48 貴都道府県において、小規模化の進む公立高等学校での部活動の地域移行の在り方についてどのように考えていますか。

ア 高等学校でも必要

イ 高等学校では必要ない

ウ 学校の判断にゆだねる

エ その他 (自由記述)

Q49 休日の部活動の地域移行について、国に制度化や支援を求めたいことがあればお答えください。(自由記述)

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

全国都道府県教育長協議会第3部会 研究課題「休日の部活動の地域移行」  
全国調査票【市区町村版】

本調査は、中学校の休日の部活動の地域連携・地域移行に係る調査となりますので、以下調査項目については、中学校の休日の部活動の地域連携・地域移行に係る調査と捉え、ご回答ください。〈調査基準日：令和5年8月1日〉

**(0)属性**

Q1 都道府県名・市区町村名

Q2 所属

Q3 担当者

**(1)受け皿・人材確保、協議会設置について(Q4~Q12)**

Q4 貴市区町村において、どのように指導者を確保しているか（する予定か）お答えください。（自由記述）

Q5 貴市区町村に配置するコーディネーター1名あたり、何校の中学校等を担当することが適切と考えているかお答えください。

ア 1校

イ 2校

ウ 3校

エ 4校以上

オ その他（自由記述）

Q6 貴市区町村に配置するコーディネーター1名あたり、いくつの部活動（地域クラブ活動）を担当することが適切と考えているかお答えください。

ア 1~5クラブ

イ 6~10クラブ

ウ 11~15クラブ

エ 16クラブ以上

オ その他（自由記述）

Q7 貴市区町村にコーディネーターを1名配置するあたり、適切な人材を確保するために必要な費用をお答えください。

※科目別にご回答ください。〈科目の例〉報酬（報酬、通勤手当）、期末勤勉手当、共済費（共済負担金、社会保険料）、旅費、委託料など

（自由記述）

Q8 貴市区町村において、地域クラブ活動の指導者確保や質の向上を図るために、研修会を行いましたか（予定含む）。※複数選択可

- ア 令和4年度に実施
- イ 令和5年度に実施（予定含む）
- ウ 令和6年度に実施予定
- エ 令和7年度に実施予定
- オ 令和8年度以降（推進期間終了後）に実施予定
- カ 実施予定はない

Q9 Q8で（ア）～（オ）のいずれかを選択した場合、開催した研修会（予定含む）の内容を可能な範囲でご記入ください。

（自由記述）

Q10 Q8で（ア）～（オ）のいずれかを選択した場合、開催した研修会（予定含む）に必要な経費についてお答えください。

※科目別にご回答ください。＜科目の例＞報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費など）、役務費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、負担金・補助金・交付金など

（自由記述）

Q11 貴市区町村において、地域クラブ活動に係る協議会を設置していますか（予定含む）。

- ア 令和3年度以前から設置
- イ 令和4年度より設置
- ウ 令和5年度より設置（予定含む）
- エ 令和6年度より設置予定
- オ 設置していない（未定）
- カ 設置していない（今後も設置の予定はない）

Q12 貴市区町村において、子供が希望するスポーツ・文化芸術環境（種目・目的・内容等）を確保するためどのような取組を考えていますか（自由記述）

＜記入例＞クラブを設置していない種目について、年数回のスポーツ教室を開催する、等

## **(2)受益者となる生徒・保護者の負担について(Q13～Q22)**

Q13 貴市区町村において、休日の地域クラブ活動への参加に際して、会費として受益者負担を想定していますか。

- ア 想定している
- イ 想定していない
- ウ その他（自由記述）

Q14 Q13 で（ア）を選択した場合、生徒1人あたりの1ヶ月の負担額（会費）の想定金額をお答えください。※複数選択可

- ア 1000円未満
- イ 1000～2000円未満
- ウ 2000～3000円未満
- エ 3000～5000円未満
- オ 5000～1万円未満
- カ 1万円以上
- キ その他（自由記述）

Q15 Q14 で回答いただいた金額の積算根拠を可能な範囲でお答えください。

※科目別にご回答ください。＜科目の例＞指導者の報償費、旅費、保険料、需用費、役務費、手数料、委託料、使用料及び賃借料など  
（自由記述）

Q16 貴市区町村において、地理的に離れた複数の地域で活動する場合、活動場所への移動手段をどのように想定しているかお答えください。

- ア 保護者送迎
- イ 市区町村にて移動手段を確保
- ウ その他（自由記述）

Q17 Q16 で（イ）を選択した場合、想定される費用をお答えください。

※科目別にご記入ください。＜科目の例＞報酬（報酬、通勤手当）、期末勤勉手当、共済費（共済負担金、社会保険料）、旅費、委託料など

Q18 貴市区町村において、所属する学校以外の施設を利用する場合の生徒の移動費用を補助しているか（する予定か）お答えください。

- ア 補助（事業化）している
- イ 補助していない（利用者（受益者）負担としている）
- ウ その他（自由記述）

Q19 貴市区町村において、地域クラブ活動の指導者の報酬について、域内で統一しているかお答えください。

- ア 統一している
- イ 統一していない
- ウ その他（自由記述）

Q20 貴市区町村において、地域クラブ活動の指導者の報酬について、どのように考えているかお答えください。

- ア 国の補助金が必要
- イ 国と県の補助金が必要
- ウ 国と県と市区町村の補助金が必要
- エ 受益者が負担
- オ その他（自由記述）

Q21 地域クラブ活動の推進にあたり、貴市区町村において、困窮世帯の参加費用負担の支援に係る独自予算を検討していますか。

- ア 検討している
- イ 検討していない

Q22 地域クラブ活動に参加する生徒・保護者への助成等の支援を検討するにあたって、貴市区町村が考える対象者についてお答えください。

- ア 就学援助制度準・要護家庭
- イ 1人親世帯（所得制限あり）
- ウ 1人親世帯（所得制限なし）
- エ 全ての生徒・保護者
- オ その他（自由記述）

### **(3)学校施設・活動場所について(Q23～Q31)**

Q23 貴市区町村において、地理的に離れた複数の地域が合同で活動し、中学校施設を利用する場合、活動場所をどのように想定していますか。

- ア 競技ごとに活動場所を指定
- イ 学校間のローテーション
- ウ その他（自由記述）

Q24 貴市区町村において、合同部活動や拠点型地域クラブ活動における活動場所を確保するにあたり、中学校施設以外の施設として、どのような施設を想定していますか。※複数選択可

- ア 小学校体育施設
- イ 小学校音楽室等
- ウ 自治体保有のスポーツ施設（体育館、野球場、陸上競技場等）
- エ 自治体保有の文化施設（文化会館、公民館等）
- オ その他（自由記述）

Q25 地域クラブ活動で市区町村施設（体育館、陸上競技場等）や文化施設（文化会館、公民館等）を利用する場合、生徒や保護者の費用負担を軽減するため、地域クラブ活動の利用については減免とすることが考えられます。減免とした場合、施設の指定管理者の収入が減ることが考えられるため、その場合に生じる市区町村負担金額はどれぐらいになることが想定されますか。具体的な金額を積算してお答えください。

<計算例> 1回あたりの利用料×4日（月に土日いずれか1日）×12か月  
（自由記述）

Q26 貴市区町村において、休日に教員が部活動に関わらない場合、学校施設を利用する際の鍵の解錠や施錠を誰が行うか（行う予定か）お答えください。

- ア 地域の指導者
- イ 学校の管理職
- ウ 学校の指定管理者
- エ その他（自由記述）

Q27 Q26で（ア）を選択した場合、施設管理の取り扱いや鍵の受け渡し方法等について、どのように考えているかお答えください。

（自由記述）

Q28 学校施設（音楽室等）の目的外使用を行うと、機械警備により一般の利用者に供することが困難となることが想定されますが、貴市区町村において一般に供するために必要な改修費用等は1学校あたりいくらくらいになると想定していますか。

（自由記述）

Q29 貴市区町村において、学校で保管し、チームで共有する用具の出し入れについて、休日はどのように対応しているか（する予定か）お答えください。※複数回答可

- ア 学校を保管場所としている
- イ 校外に保管場所を設置している
- ウ 生徒が持ち帰り管理している
- エ その他（自由記述）

Q30 貴市区町村において、学校外での活動時の荷物の運搬方法について、どのように考えていますか。

- ア 平日担当の教員による運搬
- イ 地域の指導員による運搬
- ウ 生徒や保護者による運搬
- エ その他（自由記述）

Q31 貴市区町村において、地域クラブとして演奏会等実施する場合の楽器の運搬費用について、どのように対応しているか（する予定か）お答えください。  
（自由記述）

#### **(4)関係者への周知について(Q32~Q34)**

Q32 貴市区町村において、休日の部活動の地域移行等の周知に係る説明会を開催しましたか（予定含む）。

- ア 開催した（予定含む）
- イ 開催しない

Q33 Q32 で（ア）を選択した場合、その説明会の対象者をお答えください。※複数選択可

- ア 総合型地域スポーツクラブ
- イ 競技団体
- ウ 保護者
- エ 教職員
- オ その他（自由記述）

Q34 貴市区町村において、国に求める適切な国民への周知内容及び方法についてお答えください。※複数選択可

- ア ポスター・チラシの作成・配布
- イ 通知文の発出
- ウ メディア等での広報活動
- エ その他（自由記述）

#### **(5)今後の方向性・進捗状況について(Q35~Q40)**

Q35 貴市区町村において、域内の学校における休日の部活動の地域連携・地域移行を概ね達成する時期をいつ頃と想定していますか。

- ア 令和7年度末
- イ 令和8年度末
- ウ 令和9年度末以降
- エ 達成時期は想定していない
- オ その他（自由記述）

Q36 貴市区町村において、「地域クラブ活動」について定義していますか。

- ア 定義している
- イ 定義していない

Q37 Q36 で（ア）を選択した場合、「地域クラブ活動」をどう定義しているかお答えください。（自由記述）

Q38 貴市区町村において、「地域クラブ活動」について各自治体で認定制度があるかお答えください。

- ア ある
- イ ない

Q39 Q38 で（ア）を選択した場合、「地域クラブ活動」について各自治体で認定する基準をお答えください。※複数選択可

- ア 国のガイドラインに準じた活動である
- イ 居住地が都道府県である
- ウ 居住地が市区町村である
- エ 指導者資格を持っている
- オ 中体連・中文連の理念にのっとり活動である
- カ 学校と連携している
- キ 明瞭な活動目的がある
- ク その他（自由記述）

Q40 貴市区町村において、平日の部活動の完全移行についてどのように考えていますか。

- ア 平日も完全移行する
- イ 平日は完全移行しない
- ウ 休日の進捗を鑑み決定する

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

全国都道府県教育長協議会第3部会構成員名簿

山形県教育委員会教育長	高橋 広 樹
福島県教育委員会教育長	大沼 博 文
山梨県教育委員会教育長	降旗 友 宏
静岡県教育委員会教育長（主査）	池上 重 弘
福井県教育委員会教育長	豊北 欽 一
三重県教育委員会教育長（研究担当）	福永 和 伸
奈良県教育委員会教育長	吉田 育 弘
鳥取県教育委員会教育長	足羽 英 樹
香川県教育委員会教育長	淀谷 圭三郎
福岡県教育委員会教育長（研究担当）	吉田 法 稔
佐賀県教育委員会教育長	甲斐 直 美

休日の部活動の地域移行に向けた取組について

(令和5年度研究報告書 No.3)

全国都道府県教育長協議会第3部会

---

令和6年3月発行

編集・発行 全国都道府県教育委員会連合会  
〒100-0013  
東京等千代田区霞が関3-3-1  
尚友会館  
電話 03-3501-0575

---